

富山県の廃棄物

[平成 30 年度版]

富山県生活環境文化部環境政策課

目 次

I 廃棄物行政の推進

1. とやま廃棄物プランの概要

- (1) 「とやま廃棄物プラン」の推進…………… 1
- (2) 県民総参加のごみゼロ推進大運動…………… 1

II 一般廃棄物の現状及び対策

1. ごみ処理の状況及び対策

- (1) ごみ処理状況の推移…………… 3
- (2) ごみの収集及び処理状況…………… 4
 - ア. 計画処理区域の状況…………… 4
 - イ. ごみ収集の状況…………… 4
 - ウ. ごみの収集形態別収集量…………… 4
 - エ. 生活系ごみと事業系ごみの割合…………… 5
 - オ. ごみ処理の状況…………… 6
- (3) 施設整備状況…………… 7
 - ア. ごみ焼却施設…………… 7
 - イ. 粗大ごみ処理施設…………… 8
 - ウ. 廃棄物再生利用施設…………… 8
 - エ. 最終処分場（埋立処分）…………… 9
- (4) ダイオキシン類対策…………… 10
- (5) 食品ロス・食品廃棄物削減対策…………… 10
- (6) 災害廃棄物対策…………… 13

2. し尿処理の状況

- (1) し尿処理状況の推移…………… 15
- (2) し尿の収集及び処理状況…………… 15
 - ア. 計画処理区域の状況…………… 15
 - イ. し尿の収集形態別収集量…………… 16
 - ウ. し尿の処理状況…………… 16
- (3) し尿処理施設整備状況…………… 18
- (4) 浄化槽…………… 19
 - ア. 浄化槽の設置基数…………… 19
 - イ. 法定検査の受検の状況…………… 19
 - ウ. 11条検査の受検率向上の取組み…………… 20

3. 一般廃棄物処理事業の状況	
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	22
(2) 一般廃棄物処理業者	22
(3) 事業経費	23
(4) 年間一人当たりのごみ処理経費	27

III 産業廃棄物の現状及び対策

1. 産業廃棄物に関する状況	
(1) 産業廃棄物の排出量等	29
(2) 産業廃棄物の処理処分状況	31
(3) 多量排出事業者の状況	32
(4) 県外産業廃棄物の搬入状況	32
(5) PCB廃棄物の保管及び処理状況	33
ア. PCB廃棄物の保管状況	34
イ. PCB廃棄物の処理状況	34
2. 産業廃棄物処理業の許可状況	
(1) 産業廃棄物処理業の許可	35
(2) 優良産業廃棄物処理業者の認定制度	35
3. 産業廃棄物処理施設の設置状況	36
4. 産業廃棄物対策	
(1) 監視・指導	38
(2) 不法投棄等防止対策	39
ア. 不法投棄等の監視と適正処理の啓発	39
イ. 不用品回収業者への対応	39
ウ. 不適正処理等の現状	39
(3) 産業廃棄物の排出抑制・減量化対策	40
(4) 環境関連企業の海外展開支援	40
コラム 廃棄物処理法の一部改正	41

IV リサイクル等の状況

1. リサイクル推進事業	
(1) リサイクル認定事業	43

(2) とやまエコ・ストア制度	44
ア. 制度の概要	44
イ. エコ・ストア制度の広報	45
ウ. 登録店の 29 年度の取組み実績	45
2. 各種リサイクル法	
(1) 容器包装リサイクル法	46
(2) 家電リサイクル法	47
(3) 小型家電リサイクル法	48
(4) 建設リサイクル法	49
(5) 食品リサイクル法	50
(6) 自動車リサイクル法	50
(7) パソコンのリサイクル	50
3. 富山市エコタウン事業	
(1) 第 1 期事業	51
(2) 第 2 期事業	51
4. 市町村のごみ減量化、再生利用推進事業	
(1) 環境教育、啓発活動	52
(2) 住民等への助成制度	52
(3) 資源ごみ回収常設ステーションの設置	53
コラム いつでも、どこでも 3 R	54
V 県土美化の推進	
1. 県土美化推進事業の概要	
(1) 県土美化推進運動	55
(2) アダプト・プログラム実施状況	56
(3) みんなできれいにせんまいけ大作戦等	57
(4) 海岸漂着物対策の推進	58
コラム スマホアプリ「ピリカ」によるごみ拾い活動の推進	60
【資料編】	61

【参 考 資 料】

1. 市町村担当課	97
2. 一部事務組合	97
3. 一部事務組合の構成市町村	98
4. ごみ処理施設	
(1) ごみ焼却施設	100
(2) 粗大ごみ処理施設	102
(3) 廃棄物再生利用施設	104
(4) 最終処分場（埋立処分）	106
5. し尿処理施設	112
6. コミュニティ・プラント	115
7. 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類	116
8. 富山県産業廃棄物適正処理指導要綱の概要	117

I 廃棄物行政の推進

1. とやま廃棄物プランの概要

(1) 「とやま廃棄物プラン」の推進

廃棄物の排出抑制及び循環的利用を総合的かつ計画的に推進し、循環型社会を構築するため、「ごみゼロ・プラン」と「産業廃棄物処理計画」を統合し、平成 15 年 3 月に「とやま廃棄物プラン」を策定し、24 年 3 月に計画の改定を行った。

さらに、28 年 9 月には、県内の廃棄物の排出・処理の実態や G 7 富山環境大臣会合で採択された「富山物質循環フレームワーク」を踏まえ、第 3 期「とやま廃棄物プラン」を策定したところである。

本プランは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づく法定計画であり、国の廃棄物処理基本方針に沿って策定したもので、一般廃棄物と産業廃棄物を対象としてこれらの排出抑制及び循環的利用に関する具体的な数値目標を掲げるとともに、目標達成に向けた施策や県民、事業者、行政の役割分担を明らかにしている。

今後とも、本プランに基づき富山県の特性に応じた富山県らしい循環型社会づくりに向け、食品ロス・食品廃棄物対策や産学官が連携した廃棄物の 3 R の推進、とやまエコ・ストア制度の普及拡大など、県民、事業者、行政等が一体となった取組みを一層推進していくこととしている。

とやま廃棄物プランの概要は表-1 のとおりである。

(2) 県民総参加のごみゼロ推進大運動

県民総参加で循環型社会の構築を図るため、県民団体、事業者団体、報道機関、行政機関など 115 団体で構成する「環境とやま県民会議」を中心として、廃棄物の発生抑制や循環的利用及び適正処理に取り組む「ごみゼロ推進大運動」を展開するとともに、29 年 10 月に富山市において「ごみゼロ推進県民大会」を開催した。

表-1 とやま廃棄物プランの概要

趣旨 位置づけ	①県民、事業者、行政が一体となって循環型社会づくりに向けた取組みを進めるための計画 ②廃棄物処理法第5条の5第1項の規定や国の基本方針に基づいて定める計画 ③県の総合計画や環境基本計画、市町村の一般廃棄物処理計画等と連携した計画														
計画期間	28～32年度までの5年間														
目指す姿と 施策の方向性	<p>●本県の目指すべき循環型社会の姿 環境への負荷が極力少なくなる県民生活や事業活動が営まれ、天然資源の使用量が最小化された資源効率性の高い社会を目指す。</p> <p>●計画の目標（平成32年度）</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <caption>一般廃棄物</caption> <tr> <td>排出量</td> <td>373千t [H24比▲12%]</td> </tr> <tr> <td>再生利用率</td> <td>27%に増加</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td>32千t [H24比▲14%]</td> </tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <caption>産業廃棄物</caption> <tr> <td>排出量</td> <td>4,695千t [H24比+3%に抑制]</td> </tr> <tr> <td>再生利用率</td> <td>40%に増加</td> </tr> <tr> <td>減量化・再生利用率</td> <td>97%</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td>141千t [H24比▲32%]</td> </tr> </table>	排出量	373千t [H24比▲12%]	再生利用率	27%に増加	最終処分量	32千t [H24比▲14%]	排出量	4,695千t [H24比+3%に抑制]	再生利用率	40%に増加	減量化・再生利用率	97%	最終処分量	141千t [H24比▲32%]
排出量	373千t [H24比▲12%]														
再生利用率	27%に増加														
最終処分量	32千t [H24比▲14%]														
排出量	4,695千t [H24比+3%に抑制]														
再生利用率	40%に増加														
減量化・再生利用率	97%														
最終処分量	141千t [H24比▲32%]														
施策の基本的 方向性と 推進施策	<p>① 循環型社会の実現に向けた3Rの推進 食品ロス・食品廃棄物対策やレアメタルの回収、産学官が連携した産業廃棄物等の3Rの推進など</p> <p>② 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備の推進 少子高齢化・人口減少社会に対応したごみ処理体制の在り方の検討やPCB廃棄物等の適正処理、災害廃棄物対策の推進など</p> <p>③ 各主体が一体となった循環型社会を目指す地域づくりの推進 「とやまエコ・ストア制度」の普及拡大や環境教育の推進、ビジネスマッチング等を通じた事業者間連携の強化など</p> <p>④ 環境産業の創出と人材育成 次世代を担う経営者や技術者等の育成や海外展開に取り組む企業への支援など</p> <p>⑤ 低炭素社会づくりとの統合的な取組の推進 廃棄物処理の省エネ化や再生可能エネルギー導入推進、廃棄物のエネルギー利用の調査検討など</p>														
計画の 進行管理	マイバッグ持参率、使用済小型家電の回収量、産業廃棄物多量排出事業者の排出量など22項目の評価指標を設定し、進行管理を実施														

Ⅱ 一般廃棄物の現状及び対策

1. ごみ処理の状況及び対策

(1) ごみ処理状況の推移

近年、経済の低成長が続くとともに省資源・省エネルギーが進むなか、廃棄物については、量的には横ばいの状況であるが、生活水準の向上や産業活動の高度化に伴って、質的には、多種・多様になってきている。

これらの廃棄物は、日常生活によって生じる家庭からのごみやし尿などの一般廃棄物と工場などの事業活動によって生じる汚泥、がれき類、木くず、鋳さいなどの産業廃棄物に大別される。

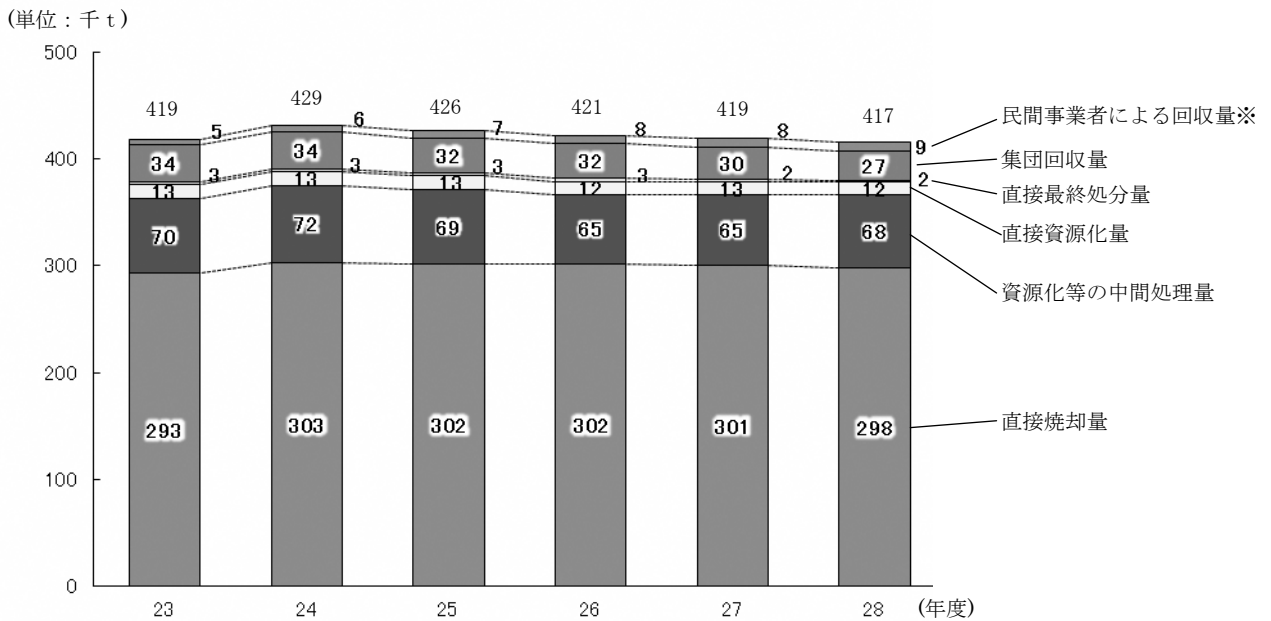
一般廃棄物については、市町村が処理計画を策定し、計画的に収集し、処理することとなっている。

ごみ焼却施設やし尿処理施設の整備については、更新時期を迎えつつある中、既存の施設を有効利用する観点から、施設の長寿命化を図ることが進められている。また、ごみ処理に合わせて、高効率な発電や温水プールでの余熱利用などのエネルギーの有効利用、金属回収や肥料化などの再資源化も進められている。

県内のごみ処理状況の推移は図-1のとおりであり、28年度のごみ処理量は41万7千tとなっている。

県民1人1日当たりのごみ排出量は表-1のとおりであり、28年度で1,039g(28年度の全国平均は925g)となっている。

図-1 ごみ処理状況の推移



※小売店舗（とやまエコ・ストア制度登録店）等が回収したもの。

表-1 1人1日当たりのごみ排出量※の推移

(単位：g/人日)

年度	23	24	25	26	27	28
富山県	1,004	1,024	1,017	1,042	1,038	1,039
全国	976	964	958	947	939	925

※1人1日当たりのごみ排出量 = (計画収集量 + 直接搬入量 + 集团回収量) ÷ 総人口 ÷ 365 又は 366

(2) ごみの収集及び処理状況

ア. 計画処理区域の状況

県内の計画処理区域人口は、廃棄物処理法の改正により、4年度から市町村の全域が計画処理区域となったため、総人口が計画処理区域内人口となり、28年度では、108万人であった。

イ. ごみ収集の状況

ごみ収集については、全市町村で実施されており、計画収集人口は可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみとも総人口の108万人となっている。

<分別収集の状況>

分別収集は、全市町村で実施しており、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみなどの分別を行っている。

・可燃ごみ

収集は、全市町村で週2～3回実施しており、全市町村でステーション方式を採用している。

・不燃ごみ

収集は、全市町村で実施しており、全市町村でステーション方式を採用している。
乾電池、蛍光灯等の水銀を含む廃棄物については、分別収集・一時保管等地域の実情に応じた措置がとられている。なお、ボタン型電池については、国・県からの要請に基づき関係業界による回収が行われている。

・資源ごみ

資源ごみの収集は、全市町村で実施している。

・粗大ごみ

粗大ごみとしての収集は、7市町で実施している。
収集方式は5市町でステーション方式、2市町で各戸収集等を採用している。

ウ. ごみの収集形態別収集量

28年度におけるごみの収集量は約33万4千tで、これを収集形態別に見ると表-2のとおり、市町村直営によるものが約6万8千t(20.3%)、委託業者によるものが約16万4千t(49.2%)、許可業者によるものが約10万2千t(30.6%)である。

なお、事業者等が処理施設に自ら持ち込む直接搬入ごみは、約4万6千tである。

表-2 ごみの収集形態別収集量(28年度)

(単位：t/年)

収集形態	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他	計	直接搬入 ごみ
収集総量	277,855	14,888	40,045	755	633	334,176	46,180
内 訳	直 営	60,338	2,885	4,196	0	67,743	—
	委 託	131,544	10,521	21,495	665	164,294	—
	許 可	85,973	1,482	14,354	90	102,139	—
自家処理量	0						

エ. 生活系ごみと事業系ごみの割合

一般廃棄物のうち、オフィスで発生する紙くずなどの事業系ごみについては、主に許可業者により収集されており、28年度における収集量は、図-2のとおり約13万8千tと収集量の33.2%を占めている。

また、収集量に占める事業系ごみの割合の推移は図-3のとおりである。

図-2 生活系ごみと事業系ごみの割合(28年度)

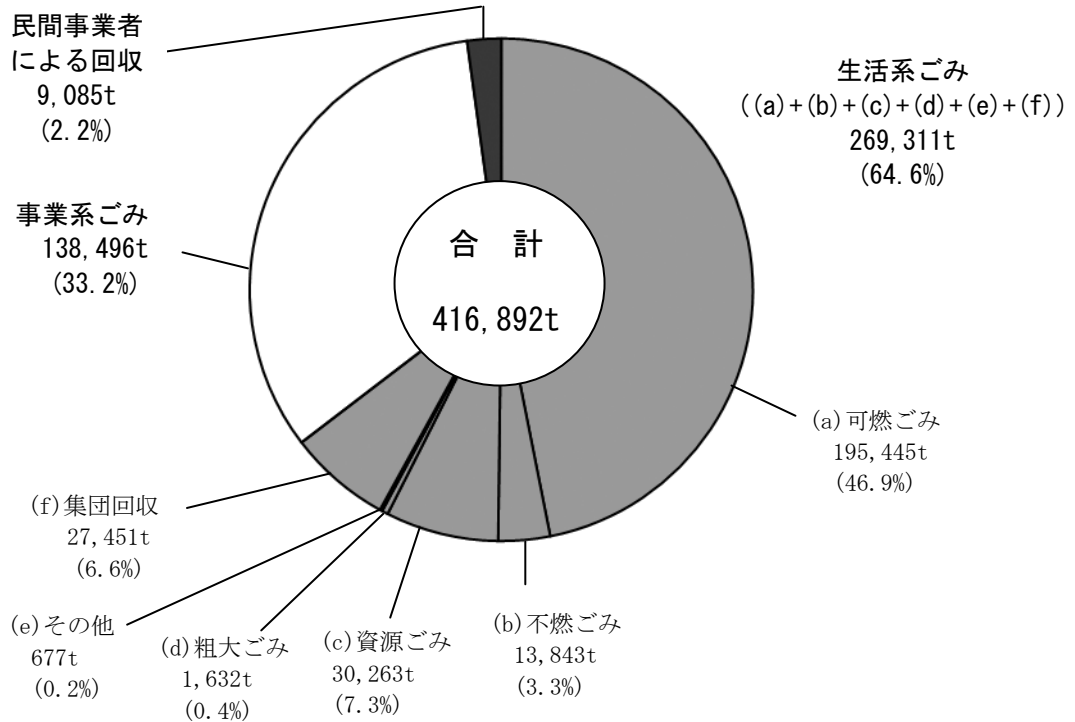
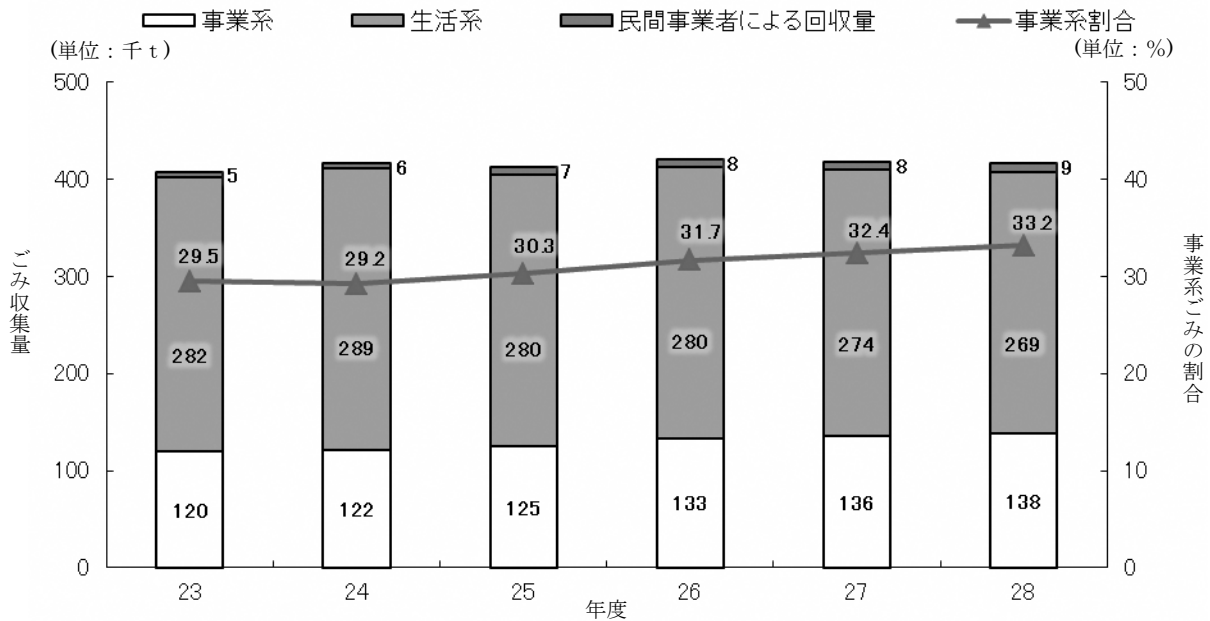


図-3 生活系ごみと事業系ごみの割合の推移

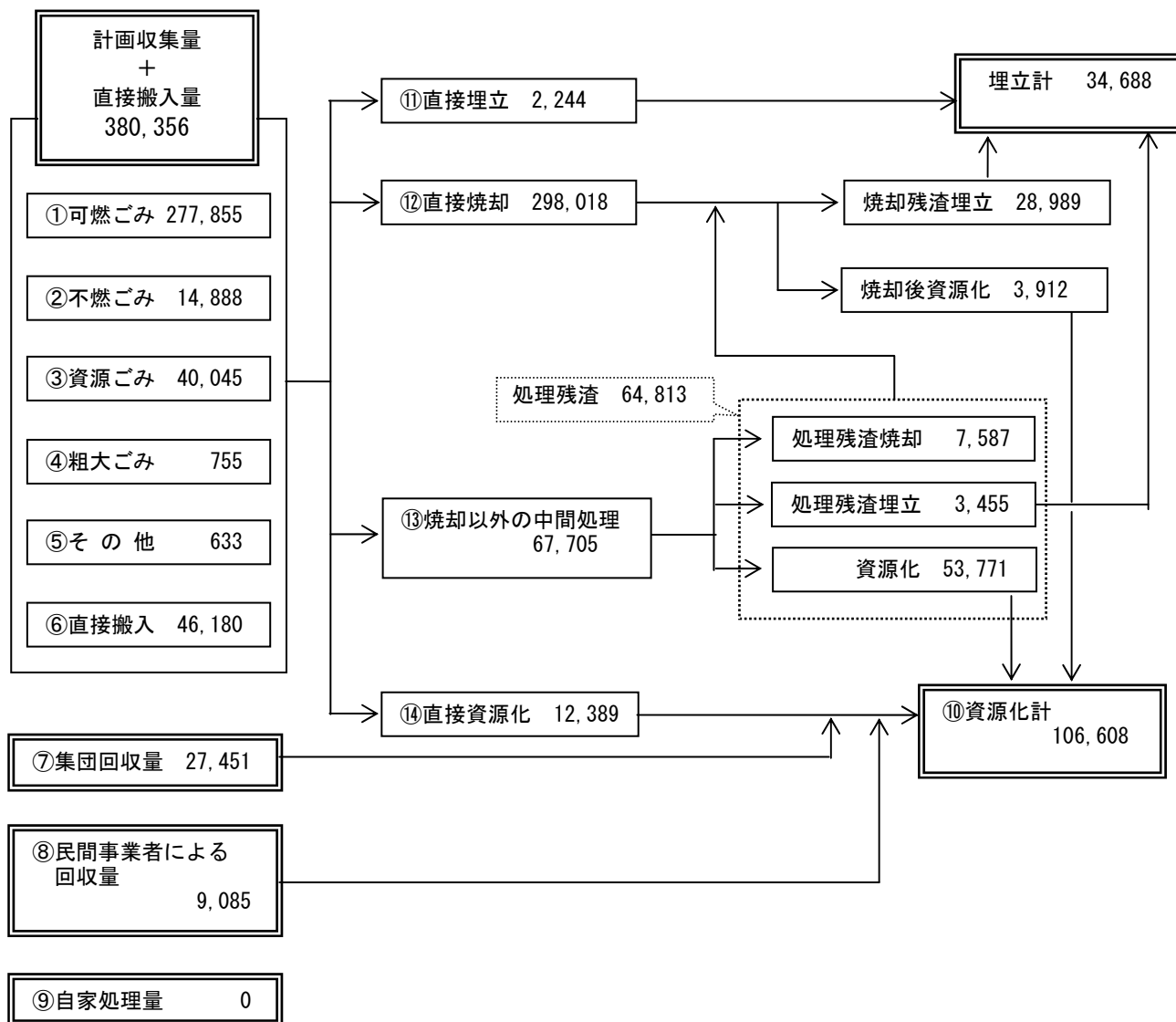


※集団回収は生活系ごみに分類

オ. ごみ処理の状況

28年度におけるごみの処理状況は、図-4、表-3のとおりで、リサイクル率（再生利用率）の推移は表-4のとおりである。

図-4 28年度ごみ処理状況（単位：t）



計画収集人口	1,075,225 人
自家処理人口	0 人
総人口	1,075,225 人

- ごみ総排出量：①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧=416,892 t /年
- ごみ総処理量：⑪+⑫+⑬+⑭=380,356 t /年
- リサイクル率：総資源化量(⑩) / (ごみ総処理量+集団回収量+民間事業者による回収量) (⑩+⑫+⑬+⑭+⑦+⑧) =25.6 %

表-3 28年度ごみ処理状況

ごみ総処理量				集団回収量	民間事業者による回収量
焼却等による減量化量	埋立量	資源化量			
380,356t	275,596t <72.5%>	34,688t <9.1%>	70,072t <18.4%>	27,451t	9,085t
				総資源化量	
				106,608t <リサイクル率 25.6%>	

表-4 リサイクル率（再生利用率）の推移

年 度	23	24	25	26	27	28
富山県※	26.5	26.1	26.0	25.3	25.2	25.6
全 国	20.6	20.5	20.6	20.6	20.4	20.3

※県内の状況を反映させるため、今回から本県の数値（23年度以降のもの）は、民間事業者による回収量を含めている。

(3) 施設整備状況

ア. ごみ焼却施設

県内におけるごみ焼却施設の整備状況は、表-5及び図-5のとおり5施設となっており、稼働中の焼却施設の能力は県内全体で1,450.2t/日であり、市町村等が収集したものと直接搬入された可燃物（平均837t/日）を処理している。

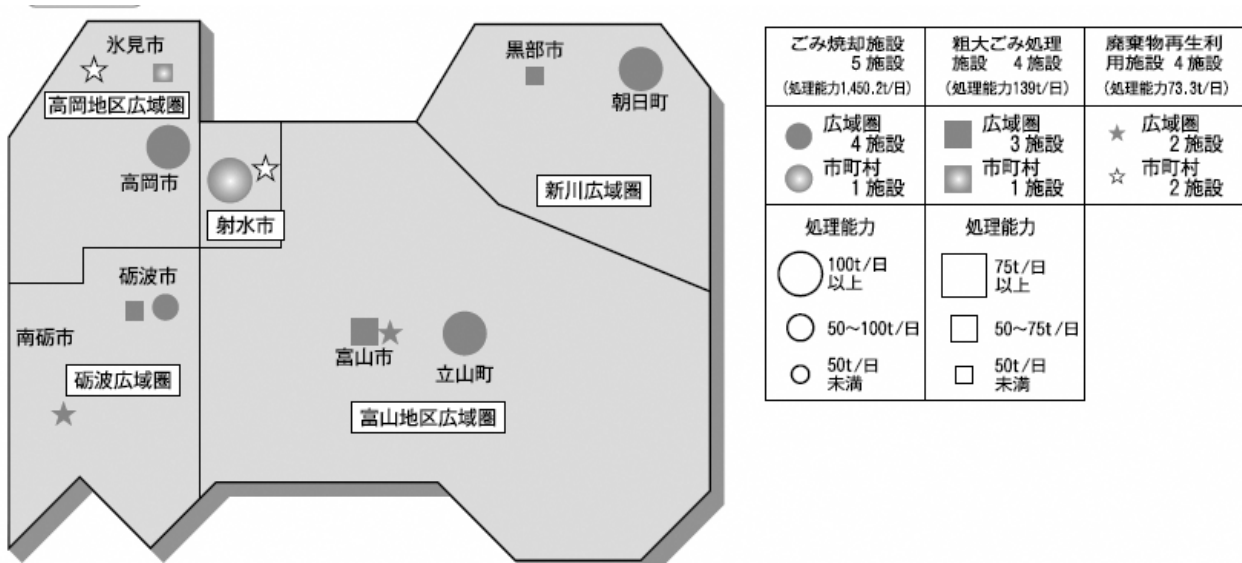
型式については、准連続炉が1施設、全連続炉が4施設であり、型式別の処理能力の合計は、准連続炉174t/日、全連続炉1,276.2t/日となっている。

表-5 ごみ焼却施設整備状況

(30年4月1日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名称	型 式	能力 (t/日)	発電能力 (kW)
富 山	富山地区広域圏事務組合 (富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町)	クリーンセンター	全連続	810	20,000
高 岡	高岡地区広域圏事務組合 (高岡市、氷見市、小矢部市)	高 岡 広 域 エコ・クリーンセンター	全連続	255	4,600
新 川	新川広域圏事務組合 (魚津市、黒部市、入善町、朝日町)	エ コ ぼ ～ と	准連続	174	—
砺 波	砺波広域圏事務組合 (砺波市、南砺市)	クリーンセンター と な み	全連続	73.2	—
	射水市	クリーンピア射水	全連続	138	1,470
計		5施設	—	1,450.2	—

図-5 ごみ処理施設の状況



イ. 粗大ごみ処理施設

県内における粗大ごみ処理施設の整備状況は、表-6及び図-5のとおりで、収集された不燃ごみ等について破碎や圧縮等の処理を行っている。これら4施設の1日当たりの処理能力は139tである。

表-6 粗大ごみ処理施設整備状況

(30年4月1日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名称	型式	能力 (t/日)
富山	富山地区広域圏事務組合 (富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町)	リサイクルセンター	破碎・選別・圧縮	70
高岡	氷見市	氷見市不燃物 処理センター	破碎・選別	20
新川	新川広域圏事務組合 (魚津市、黒部市、入善町、朝日町)	宮沢清掃センター	破碎・選別・圧縮	40
砺波	砺波広域圏事務組合 (砺波市、南砺市)	クリーンセンター と な み 粗大ごみ処理プラント	破碎・選別	9
計		4施設		139

ウ. 廃棄物再生利用施設

県内における廃棄物再生利用施設の整備状況は、表-7のとおり4施設であり、1日当たり処理能力は73.3tである。

表-7 廃棄物再生利用施設整備状況

(30年4月1日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名称	型式	能力 (t/日)
富山	富山地区広域圏事務組合 (富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町)	リサイクルセンター	破碎・選別・圧縮	40.6
高岡	氷見市	氷見市リサイクルプラザ	選別・圧縮	16
砺波	砺波広域圏事務組合 (南砺市)	南砺リサイクルセンター	破碎・選別・圧縮	8
	射水市	ミライクル館(処理棟)	破碎・選別・圧縮	8.74
計		4施設		73.3

エ. 最終処分場(埋立処分)

県内における最終処分場の整備状況は、表-8のとおり11施設であり、施設規模は総面積63万1千㎡、埋立面積18万5千㎡、埋立容量204万㎡となっている。

埋立残余容量は55万㎡であり、29年度のごみ埋立量3万1千㎡から推定すると29年度末で約17.7年の残余年数がある。(全国では28年度末で20.5年間)

表-8 最終処分場施設整備状況

(30年4月1日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名称	全体面積 (㎡)	埋立面積 (㎡)	埋立容量 (㎡)	残余容量 (㎡)
富山	富山市	山本最終処分場	76,400	43,000	555,000	87,375
高岡	高岡市	埋立処分場(B地区)	234,800*	25,000	259,000	10,800
		埋立処分場(D地区)		12,900	115,000	81,800
	氷見市	不燃物処理センター	24,090	13,200	170,000	60,903
	小矢部市	不燃物処理場	23,900	17,900	135,000	78,090
新川	新川広域圏事務組合	新川一般廃棄物最終処分場	27,000	12,000	165,262	102,484
		宮沢清掃センター一般廃棄物最終処分場	31,558	20,990	234,939	0
		宮沢清掃センター新最終処分場	45,239	3,300	54,000	49,850
砺波	砺波広域圏事務組合	クリーンセンターとなみ一般廃棄物最終処分場	77,651	10,500	57,000	14,453
		南砺リサイクルセンター埋立地	19,295	3,180	31,800	7,610
	射水市	野手埋立処分所	71,000	22,900	280,000	53,621
計		11施設	630,933	184,870	2,057,001	546,986

※ A、B、C、D地区の合計(A、C地区は埋立終了)

(4) ダイオキシン類対策

29年度の県内のごみ焼却施設（市町村等設置の5施設）におけるダイオキシン類排出濃度の調査結果は表-9のとおりであり、すべての施設で大気排出基準を下回っていた。

表-9 ごみ焼却施設のダイオキシン類排出濃度調査結果（29年度）

施設名称	排出濃度 (ng-TEQ/m ³ N)	大気排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)
富山地区広域圏事務組合 クリーンセンター	<0.001	0.1
高岡地区広域圏事務組合 高岡広域エコ・クリーンセンター	0.00052~0.016	1
新川広域圏事務組合 エコぽ〜と	0.00071~0.033	5
砺波広域圏事務組合 クリーンセンターとなみ	0.099~0.14	5
射水市 クリーンピア射水	0.0033~0.0090	5

(5) 食品ロス・食品廃棄物削減対策

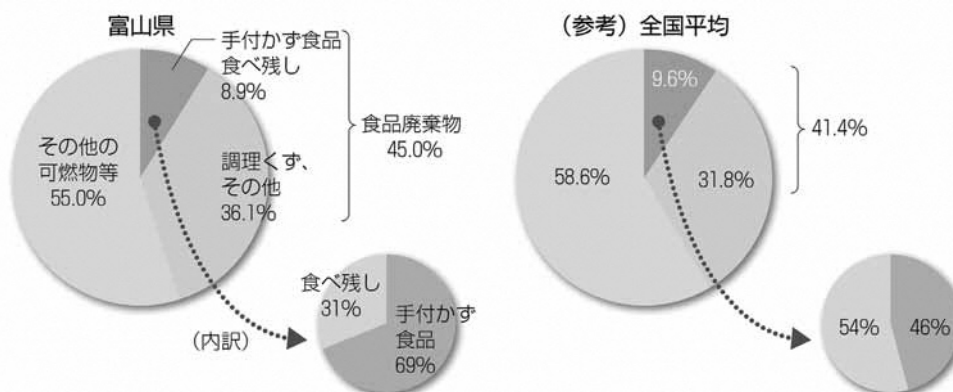
「富山物質循環フレームワーク」で取組みの具体例として食品ロス・食品廃棄物対策が挙げられたことを踏まえ、有識者、事業者・消費者の関係団体、市町村等で構成する富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議を設置し、「3015（さんまるいちご）運動※」など、削減に向けた全県的な運動を推進している。

ア. 食品ロス・食品廃棄物の実態把握

1) 家庭系食品ロス・食品廃棄物実態把握調査（組成調査、アンケート調査）

i. 可燃ごみの組成調査

- ① 平成28年11月から29年8月まで、富山地区広域圏事務組合等と協力し、計5回にわたり年間を通じた可燃ごみの組成調査を実施した結果、可燃ごみ全体に占める食品廃棄物の割合は45.0%で全国（41.4%）と同程度であった。この比率をもとに県内の食品ロス発生量（年間）は2.7万トンと推計された。



- ② 一方、食品ロス（手付かず食品、食べ残し）については、手付かず食品の占める割合は69%で食べ残しの約2倍もあり、全国（46%）と比べて高くなった。また、夏季（6、8月）には、手付かず食品だけでなく、食べ残しも大幅に増えることから食品ロス発生量が多くなることがわかった。

※立山の標高3015mにちなみ、「30」と「15」をキーワードにした富山型の食品ロス削減運動
 食べきり3015：開宴後30分と終了前15分に自席で料理を楽しむ時間を設定し、料理を食べきる。
 使いきり3015：毎月30日と15日に冷蔵庫等をチェックし、必要な分だけ購入して食材を使いきる。

表-10 家庭ごみの食品ロス量（組成調査実測値）

区分	11月、1月、3月の平均	6月、8月の平均
手付かず食品	2.1 kg	3.1 kg
食べ残し	0.7 kg	2.3 kg
計	2.8 kg	5.4 kg

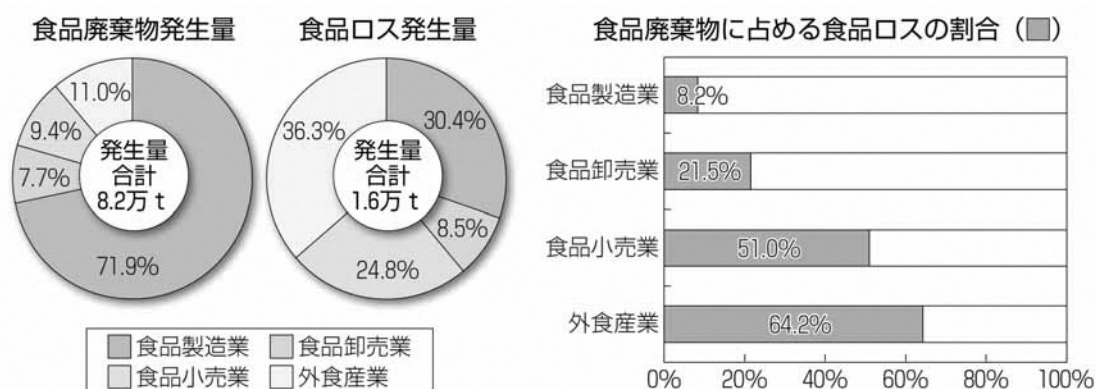
ii. 家庭へのアンケート調査

- ① 家庭を対象に食品ロス・食品廃棄物の排出状況などについてアンケート調査を実施した結果、88.0%の家庭で「賞味・消費期限切れ等の手付かず食品」が出ており、その理由として最も割合が高いのは「購入したことを忘れ、期限切れになる」（61.5%）であった。
- ② 一方で、食品ロス削減の取組みについては、「買い物の前に冷蔵庫の中を確認している」は59.8%、「賞味・消費期限を確認し期限が遠い食品を購入している」は61.5%の家庭で実施されていた。
 このようなことから、「重複買い」「賞味期限が遠いことによる過信」「冷蔵庫への詰め込みすぎ」など、さまざまな原因で手付かず食品などの食品ロスが発生しているものと考えられる。

2) 事業系食品ロス・食品廃棄物実態把握調査

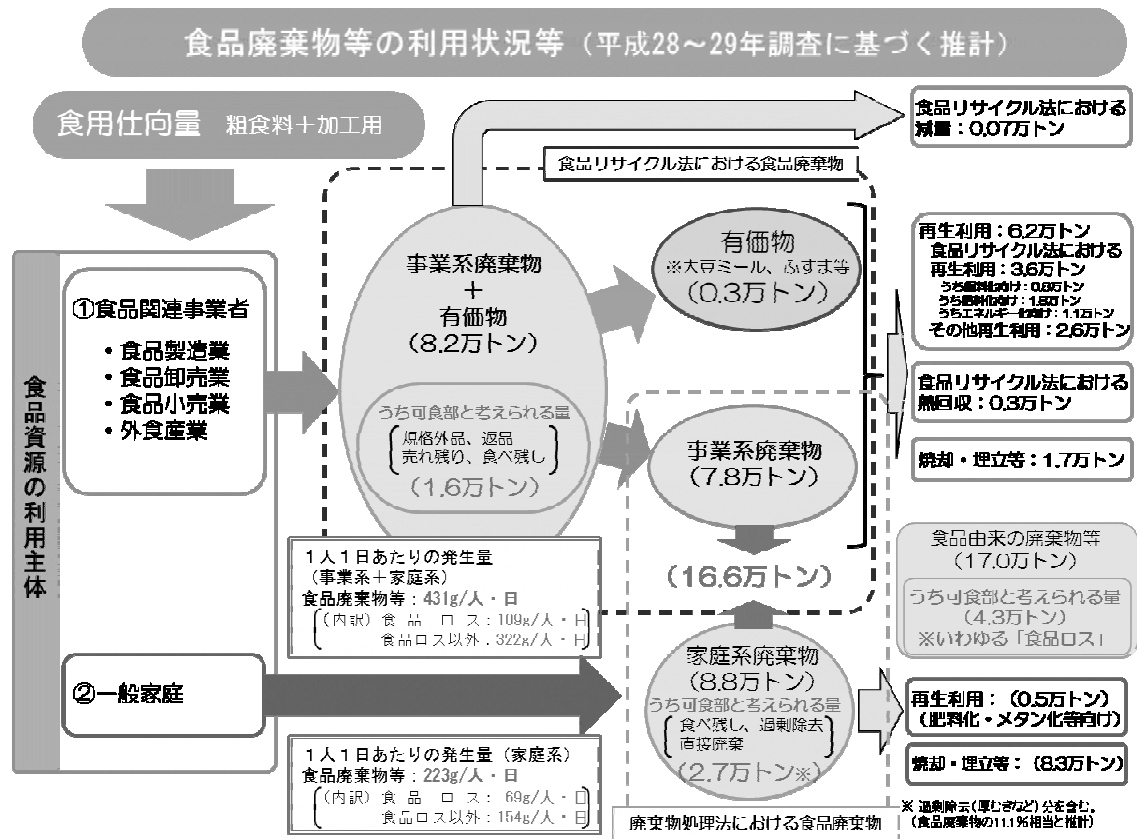
県内の食品関連事業所（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）を対象に食品ロス・食品廃棄物の発生状況について調査を実施した結果、県内での食品ロス発生量（年間）は1.6万tと推計され、食品廃棄物に占める割合は19.4%で全国（17.4%）と同程度であった。

また、業種別の食品廃棄物発生量については、食品製造業が全体の7割を占めて最も多くなったが、食品ロスの発生量については、外食産業が36.3%と4業種の中で最も多くなった。また、食品廃棄物に占める食品ロスの発生量の割合は外食産業が64.2%と4業種の中で最も多いことがわかった。



3) 県内における食品ロス・食品廃棄物の状況

平成 28～29 年度に行った実態調査の結果から、本県での食品ロス・食品廃棄物の発生量は下記のとおり推計された。



イ. 食品ロス・食品廃棄物の削減の取組み

1) 食品ロス・食品廃棄物の削減に関する周知・啓発

i. 食品ロス・食品廃棄物削減シンポジウム in とやまの開催

平成 29 年 9 月に、約 180 名の県民の参加を得て、関心や理解を深めてもらうためのシンポジウム（基調講演、パネルディスカッションなど）を開催した。

ii. 食品ロス削減のアイデア募集・情報発信

家庭での取組みを促進するため、家族ぐるみで気軽に取り組める食品ロス削減のアイデアを幅広く募集し、優良事例を表彰するとともに、取組事例を定期的に情報発信した。なお、アイデア募集には 829 名から応募があり、最優秀アイデアは「とやま環境フェア 2017」において表彰した。

最優秀アイデア賞：「食材を使い切る日を作ろう。」

（家にあるもので料理する日を作ろう。食材を使い切ってから買い物に行こう。）

iii. サルベージ・パーティの開催

賞味期限切れなど食材の無駄をなくすとともに、楽しみながら食品ロス削減に取り組む機会を提供するため、家庭で食品ロスになりそうな食材（缶詰、乾物など）を持ち寄り、参加者で調理して楽しむ「サルベージ・パーティ」の普及に向けてモデル的に 5 回開催した。

iv. 食品ロス・食品廃棄物削減 PR 用 Web サイトの開設

県内の食品ロス・食品廃棄物の削減に関する情報を一元的に集約し、県民や事業者に向けて情報を発信するため、Web サイト「とやま食ロスゼロ作戦」を開設した。

とやま食ロスゼロ作戦 <http://foodlosszero.jp>

v. 啓発チラシ・パンフレット・ポスターの作成・配布

家庭系食品ロス・食品廃棄物実態把握調査の結果を踏まえて食品ロス・食品廃棄物削減の啓発資材を作成・配布し、家庭での実態や効果的な取組み内容を幅広く周知した。

2) 発生抑制の重点的な取組み

i. 全県的な食品ロス等削減運動の展開

・食品ロス等削減運動の愛称・標語の募集

食品ロス等の削減に関心を持ってもらい、県民総参加で盛り上げていくため、運動の愛称・標語を募集し、愛称には845点、標語には994点の応募があった。

最優秀賞：【愛称】とやま食ロスゼロ作戦、【標語】使いきり 食べきり すっきり エコライフ

・食品ロス等削減運動協力宣言事業者の募集・登録

食品ロス等削減に対する意識を高め、機運の醸成を図るため、食品ロス等の削減に取り組む農林水産物の生産者及び食品関連事業者等を「食品ロス等削減運動協力宣言事業者」として登録（153件：平成30年3月末現在）し、登録事業者には認定ステッカーを交付するとともに、その取組みをホームページ等に掲載して広く紹介している。

・消費・賞味期限の近接する商品の優先購入キャンペーンの実施

消費・賞味期限の近接した商品の購入が食品ロス削減につながることを消費者に広く周知し、理解促進を図るため、食品スーパーマーケット等と連携してポスター、POP等PR媒体の掲示によるキャンペーンを実施した。

ii. 食品ロス等削減モデル活動につながる取組みへの支援

食品ロス・食品廃棄物削減の取組みを全県的に進めるため、モデル的な3Rの活動や啓発活動の企画を募集し、食品ロス等の削減に積極的に取り組む団体・企業等を支援した（4件）。

(6) 災害廃棄物対策

地震等の大規模な災害の発生時において、災害廃棄物の処理等を適正かつ円滑に推進するため、(一社)富山県産業廃棄物協会、(一社)富山県構造物解体協会及び富山県環境保全協同組合の3団体と協定を締結しており、(公社)富山県浄化槽協会とは浄化槽の緊急点検や応急措置等に関する協定を締結して必要な協力体制を構築している。

29年3月には、地震などの災害が発生した場合に備え、災害廃棄物を計画的に処理するための関係機関との連携や広域的な協力体制の整備などを定めた、県の災害廃棄物処理計画を策定した。

富山県災害廃棄物処理計画の概要は表-10のとおりである。

また、災害廃棄物の発生量の推計について技術的な支援を行うなど、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進した。

表-10 富山県災害廃棄物処理計画の概要

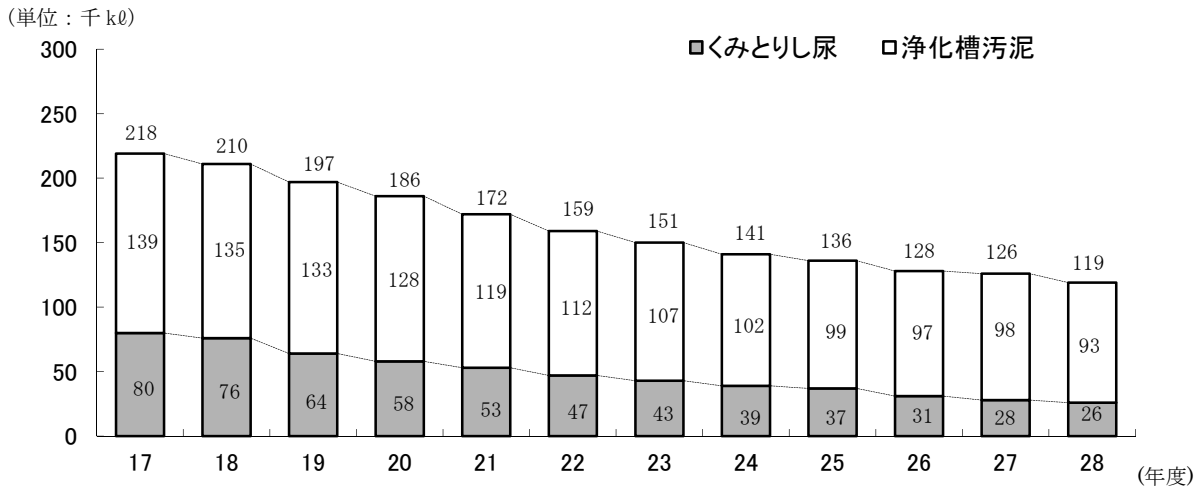
<p>総則</p>	<p>○計画の対象 災 害：地域防災計画に定める「災害対策本部」の設置が必要となる災害 （呉羽山断層帯地震、跡津川断層地震、法林寺断層地震などを想定） 廃棄物：地震や津波等の災害によって発生する廃棄物（木くず、コンクリート片など） 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（避難所ごみ、し尿など） （放射性物質汚染物を除く。）</p> <p>○県の役割 廃棄物処理の業務の調整機能を担う。（他の地方自治体や国、民間事業者、関係団体等との協力体制の整備など）</p> <p>○処理完了目標 災害発生から概ね3年以内</p> <p>○その他 ・発災後には、被災状況を踏まえ具体的な処理方法を示した「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。 ・復旧復興後は「災害廃棄物処理計画」を見直す。</p>
<p>災害廃棄物 対策</p>	<p>1 災害予防 ・組織体制、指揮命令系統、人員の確保 ・市町村・民間事業者等との協力体制の検討 ・災害廃棄物発生量、処理可能量を推計（地域防災計画の被害想定を基に推計） ・情報伝達などの教育訓練の実施</p> <p>2 災害応急対応 [初動：発災後数日間] ・被害状況の把握、組織体制の整備、連絡手段の確保 ・災害廃棄物を円滑に処理していくための連携体制の構築 [応急対応の前半：～3週間程度] ・仮設トイレが不足した場合、全国に提供を要請 ・し尿の収集ができない市町村での収集を周辺自治体や民間事業者等と調整 ・有害廃棄物や腐敗性廃棄物の処理を周辺自治体や民間事業者等と調整 ・倒壊建物の解体や道路通行の支障除去について関係機関や民間事業者等と調整 [応急対応の後半：～3か月程度] ・被災市町村以外での処理受入れに関する情報などを被災市町村に提供</p> <p>3 復旧復興 [発災～3年程度] ・広域処理時の受入れや派遣の調整 ・被災処理施設の修理、災害廃棄物処理に係る国庫補助金の手続きの支援 ・進捗状況の管理、処理体制見直しの支援</p>

2. し尿処理の状況

(1) し尿処理状況の推移

県内のし尿計画処理量の推移は、図-6のとおりで、近年は減少傾向にあり、28年度には11万9千kℓとなっている。

図-6 し尿処理状況の推移



(2) し尿の収集及び処理状況

ア. 計画処理区域の状況

28年度のし尿の計画収集人口は約3万9千人(3.7%)で、これに水洗化人口約103万6千人(96.3%)を加えた衛生処理人口は約108万人と総人口の100%となっている。

図-7 計画処理区域の状況

(28年10月1日現在)

総人口			1,075,225人
水洗化人口		非水洗化人口	
1,035,860人 (96.3%)		39,365人 (3.7%)	
公共下水道人口	浄化槽等人口	し尿計画収集人口	
849,456人 (79.0%)	186,404人 (17.3%)	39,365人 (3.7%)	
衛生処理人口			1,075,225人 (100%)

イ. し尿の収集形態別収集量

28年度におけるし尿の収集量は、約11万9千kℓで、これを収集形態別にみると表-11のとおり、委託業者によるもの約2万3千kℓ(19.2%)、許可業者によるもの約9万5千kℓ(79.5%)などであった。

なお、自家処理量は0kℓであった。

表-11 し尿の収集形態別収集量(28年度)

(単位：kℓ/年)

区分		し尿	浄化槽汚泥	計
収集量		26,074	93,332	119,406
収集形態別	直営	0	1,624	1,624
	委託	14,613	8,293	22,906
	許可	11,461	83,415	94,876
自家処理量		0	0	0

ウ. し尿の処理状況

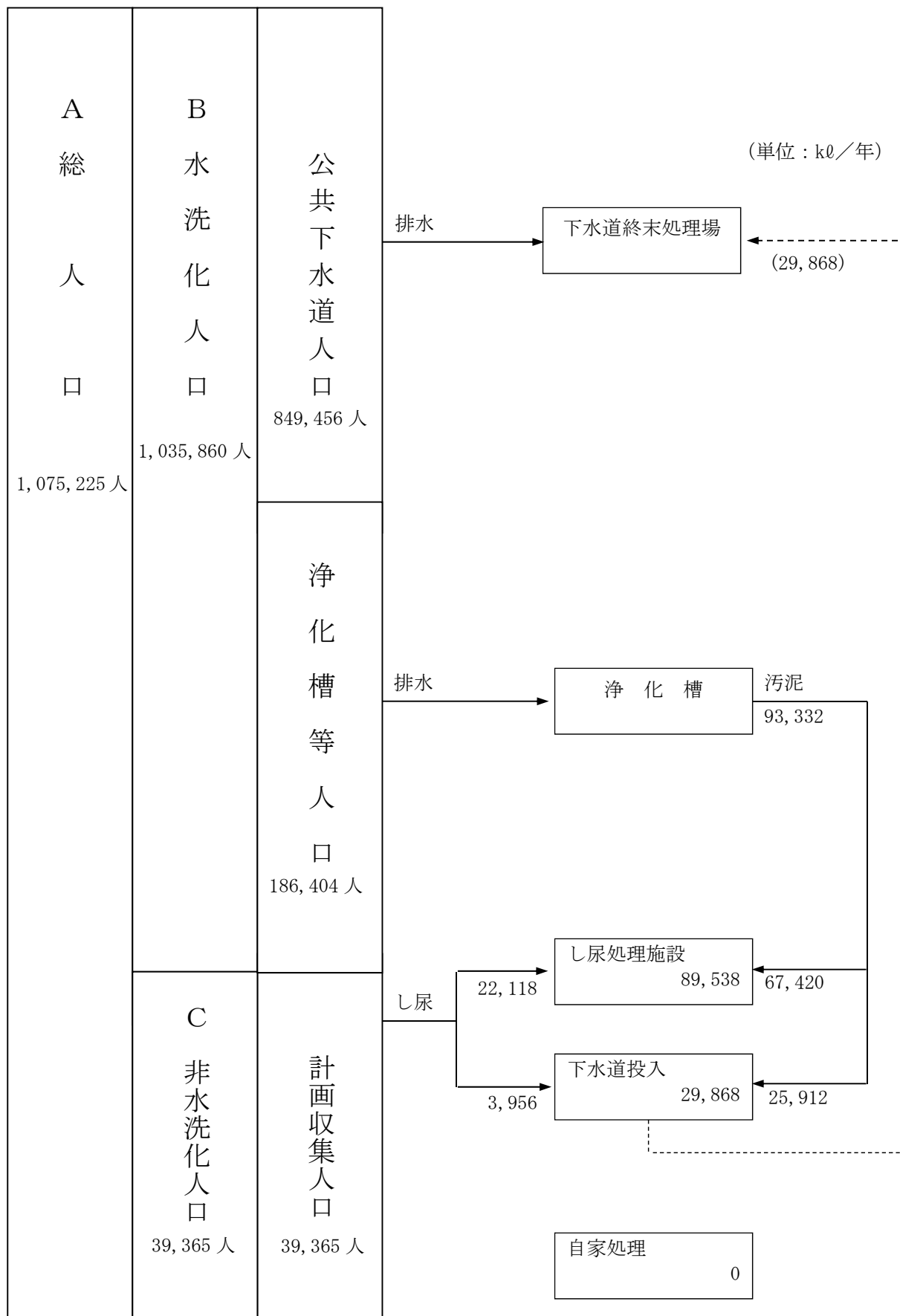
28年度におけるし尿の処理状況は、表-12及び図-8のとおりで、処理量約11万9千kℓのうち、約9万kℓ(75.0%)がし尿処理施設で、残り約3万kℓ(25.0%)が下水道で処理されている。なお、海洋投入及び農地還元は行われていない。

表-12 し尿の処理状況(28年度)

(単位：kℓ/年)

処理区分	し尿	浄化槽汚泥	計
し尿処理施設	22,118	67,420	89,538
下水道投入	3,956	25,912	29,868
計	26,074	93,332	119,406

図-8 し尿処理フローチャート(28年度)



(3) し尿処理施設整備状況

県内におけるし尿処理施設の整備状況は、表-13 のとおり7施設となっており、処理能力は県内全体で1日当たり516kℓであり、委託業者や許可業者等が収集した1日当たり平均収集量327kℓに対して十分な処理能力が確保されている。

処理方式については、高負荷脱窒素方式2施設、消化・活性汚泥方式3施設、固液分離方式2施設となっている。

処理能力については、高負荷脱窒素方式が134kℓ/日、消化・活性汚泥方式が242kℓ/日などとなっている。

表-13 し尿処理施設整備状況

(30年4月1日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名称	処理方式	能力(kℓ/日)
富山	富山市	つばき園	固液分離 (浄化槽汚泥専用)	90
	富山地区広域圏事務組合 〔富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町〕	衛生センター し尿処理棟	低二段 活性汚泥	60
		衛生センター 汚泥処理棟	固液分離	50
高岡	高岡市	し尿処理施設	好気性 消化処理	66
	氷見市	クリーン センター	高負荷 脱窒素	30
砺波	砺波地方衛生施設組合 〔高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市〕	クリーンシス テムとなみ	膜分離 高負荷 脱窒素	104
	射水市	衛生センター	低二段 活性汚泥	116
計		7施設		516

(4) 浄化槽

ア. 浄化槽の設置基数

生活水準の向上に伴い、水洗化の要請が高まり、特に下水道の整備が遅れている地域では、急速に浄化槽が普及したため、放流水による公共用水域の汚濁防止対策に十分な配慮が必要となった。

このため、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造についての規制並びに関係業者の責任と業務の明確化及び地位の確立を図り、生活環境の保全と公衆衛生の向上を推進することを目的として、浄化槽法(昭和58年法律第43号)が制定され、昭和60年10月1日から施行されている。

県内における浄化槽設置数の推移は図-9のとおりであり、平成7年度の115,678基をピークに減少し、28年度は46,920基となっている。

また、12年6月には浄化槽法が改正され、13年4月以降に浄化槽を新設する場合は、原則として合併処理浄化槽を設置することが義務付けられている。

県内における単独処理浄化槽・合併処理浄化槽の構成割合の推移は図-10のとおりであり、5年度で3.5%であった合併浄化槽の割合が28年度では28.5%に向上している。

図-9 浄化槽設置数の推移

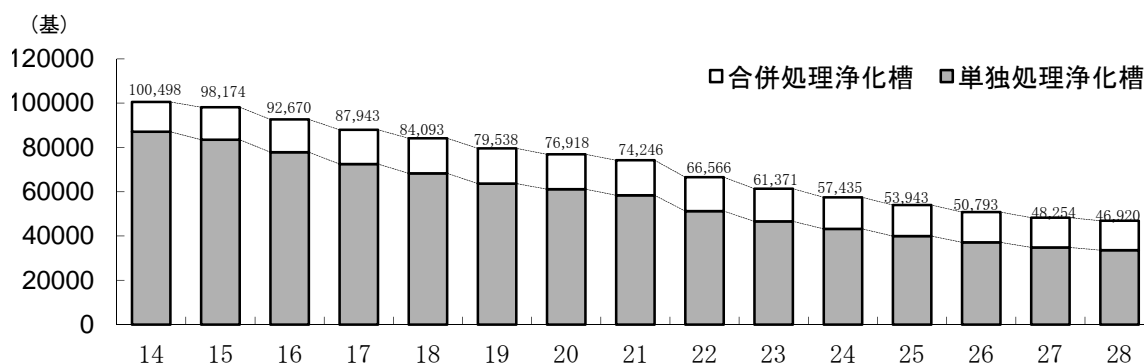
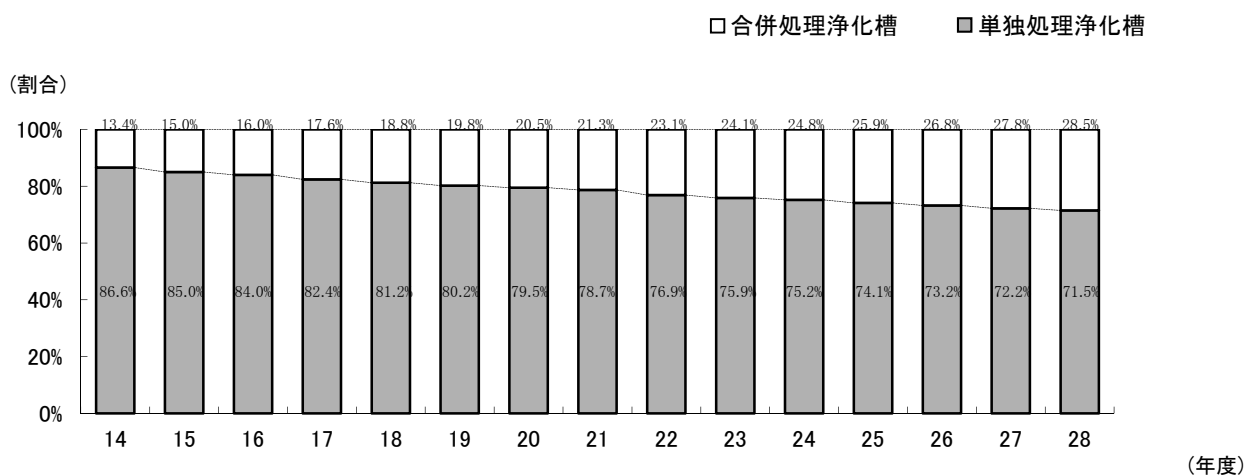


図-10 単独処理浄化槽・合併処理浄化槽の構成割合の推移



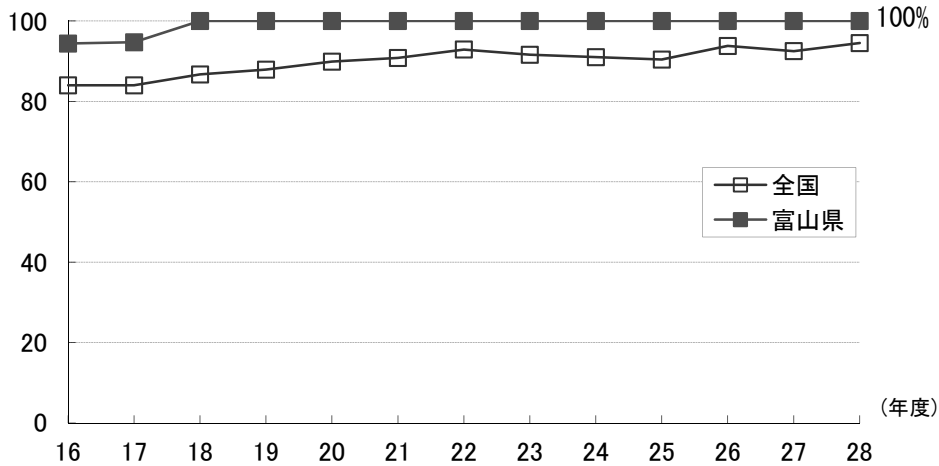
イ. 法定検査の受検の状況

浄化槽法で定められている法定検査受検率の推移は図-11のとおりであり、7条検査については、18年度以降、県内受検率は100%を維持しているが、11条検査については、全国平均を下回っている。

図-11 浄化槽法定検査受検率の推移

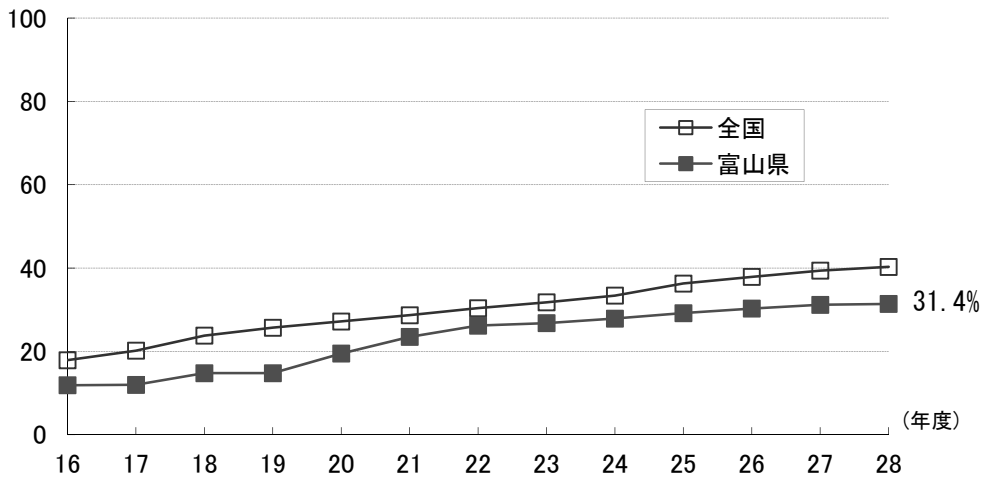
① 7条検査

(受検率 %)



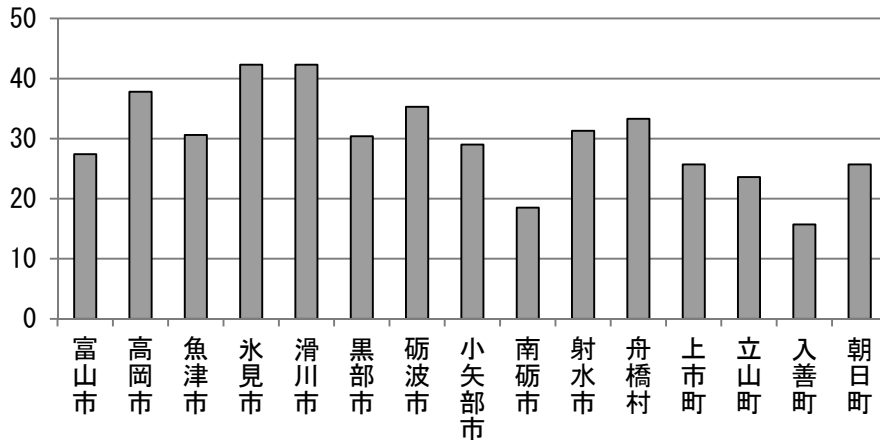
② 11条検査

(受検率 %)



③ 市町村別の11条検査受検率(28年度)

(受検率 %)

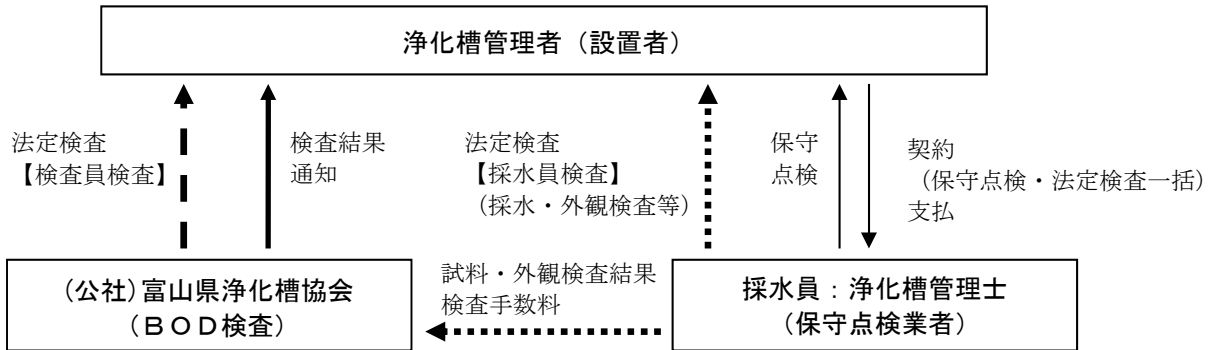


ウ. 11条検査の受検率向上の取組み

11条検査については、低迷する受検率の向上のため、20年度に採水員検査などの簡易検査を導入するとともに、21年度からは国の基金も活用し、未受検者への案内・リーフレットの送付、戸別訪問による受検依頼等の啓発事業を展開してきたところである。

その結果、19年度までは15%に満たなかった受検率が、28年度には31.4%まで向上するなど一定の成果が得られたものの、依然として全国平均の40.3% (28年度) を下回っている。

採水員検査制度のイメージ



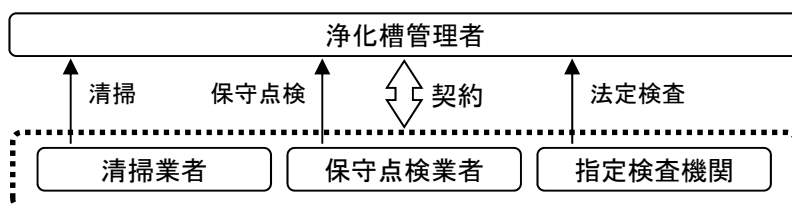
※ 採水員検査を受検している場合も、5年に1回は検査員検査を受けなければならない。

法定検査の受検を呼びかけるリーフレット

26年度には、業者が実施する「保守点検」及び「清掃」と、指定検査機関が実施する「法定検査」の契約窓口や支払を一本化し、法定検査受検率の向上に資する「浄化槽一括契約制度」について、(公社)富山県浄化槽協会と連携して検討を行った。

検討にあたっては、全国の先進事例について調査するとともに、(公社)富山県浄化槽協会が設置したワーキンググループにおいて意見交換を行い、地域の実情に応じた望ましい制度の導入方法等について「浄化槽一括契約制度の導入に向けて」として取りまとめ、市町村や業界団体に対して説明会を実施し、制度の普及を図った。

一括契約制度のイメージ



3. 一般廃棄物処理事業の状況

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する条例

廃棄物の処理及び清掃に関する条例は、15市町村全てで制定されている。

29年度におけるごみの手数料のうち、一般家庭の可燃ごみについては、有料としているのが10市町で、残りの5市町村では無料となっている。また、事務所等から排出される事業系のごみについては、3市が収集運搬及び処分の手数料を定めており、直接搬入ごみについては、15市町村が手数料を定めている。

し尿の手数料については、一般家庭から手数料を徴収している。なお、5市町がし尿処理場受入手数料を負担している。

(2) 一般廃棄物処理業者

市町村、一部事務組合で法に基づいて委託又は許可した件数は、表-14のとおり729件で、このうち、ごみの許可が465件と最も多くなっている。

一般廃棄物処理業者数及びその従業員数は、表-15のとおり237業者、3,684人となっている。

表-14 許可、委託件数

(29年3月31日現在)

区 分		件 数	
ご み	委託 (廃棄物処理法第6条の2)	151	
	許可 (廃棄物処理法第7条)	465	
し 尿	委託 (廃棄物処理法第6条の2)	22	
	許可	し尿収集運搬業 (廃棄物処理法第7条)	49
		浄化槽清掃業 (浄化槽法第35条)	42
計		729	

表-15 一般廃棄物処理業者数及び従業員数

(29年3月31日現在)

業 者 数				従 業 員 数 (人) ※			
総 数	ごみ専業	し尿専業	兼 業	総 数	収集運搬	中間処理	最終処分
237	207	23	7	3,684	3,016	672	20

※従業員数について、同一人が兼務している場合、収集運搬、中間処理、最終処分のそれぞれに重複して計上しているが、総数については従業員数の実数であるため、合計は合わない。

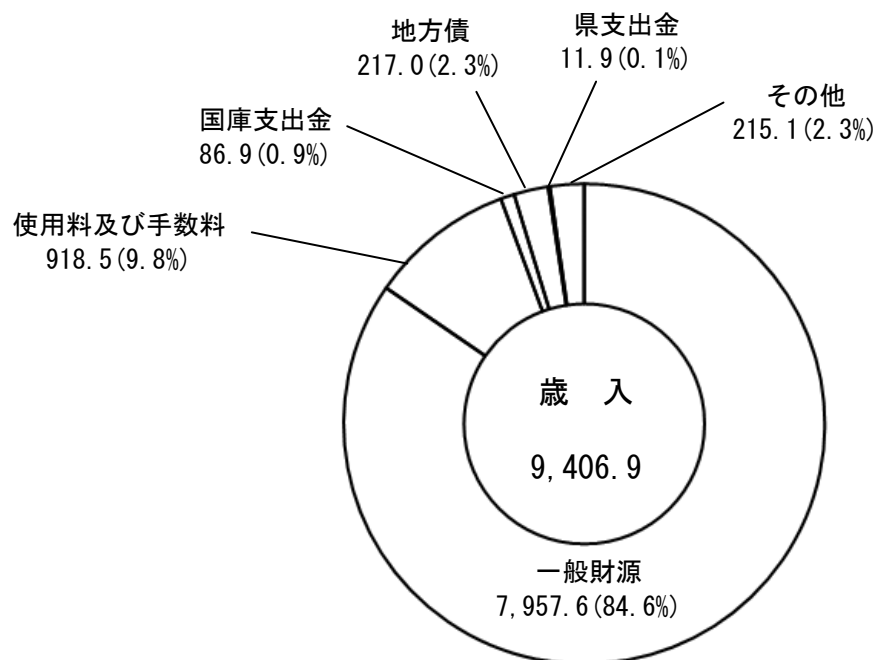
(3) 事業経費

28年度における廃棄物処理事業費の状況について、市町村の廃棄物処理事業経費は、図-12のとおりごみ関係が8,055百万円(85.6%)、し尿関係が1,352百万円(14.4%)の合わせて9,407百万円となっている。

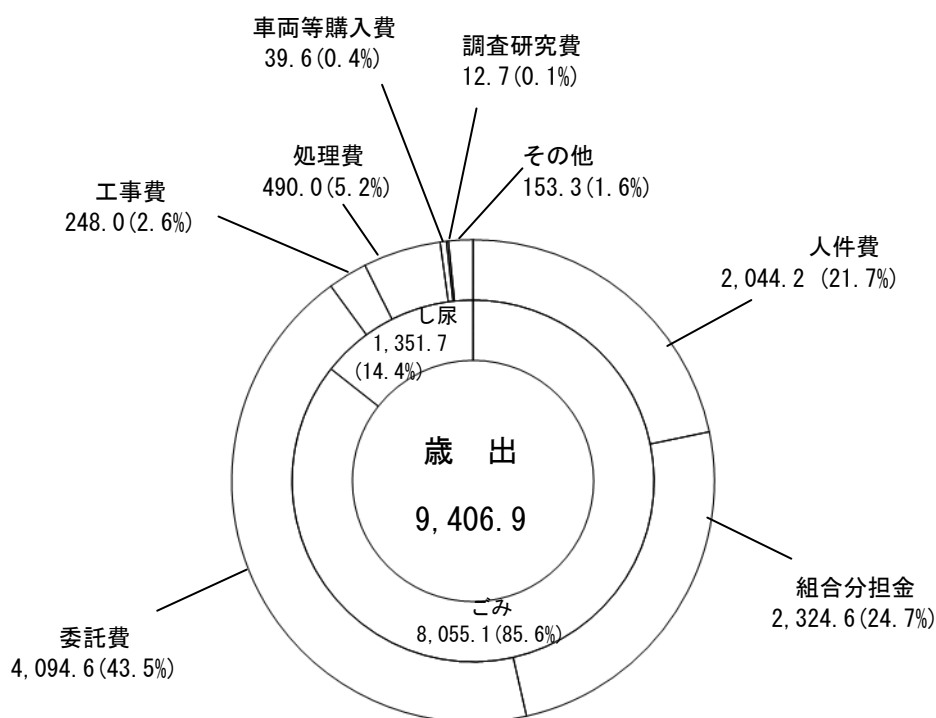
図-12 28年度 廃棄物処理事業経費（市町村分）

① 歳入

(単位：百万円)



② 歳出

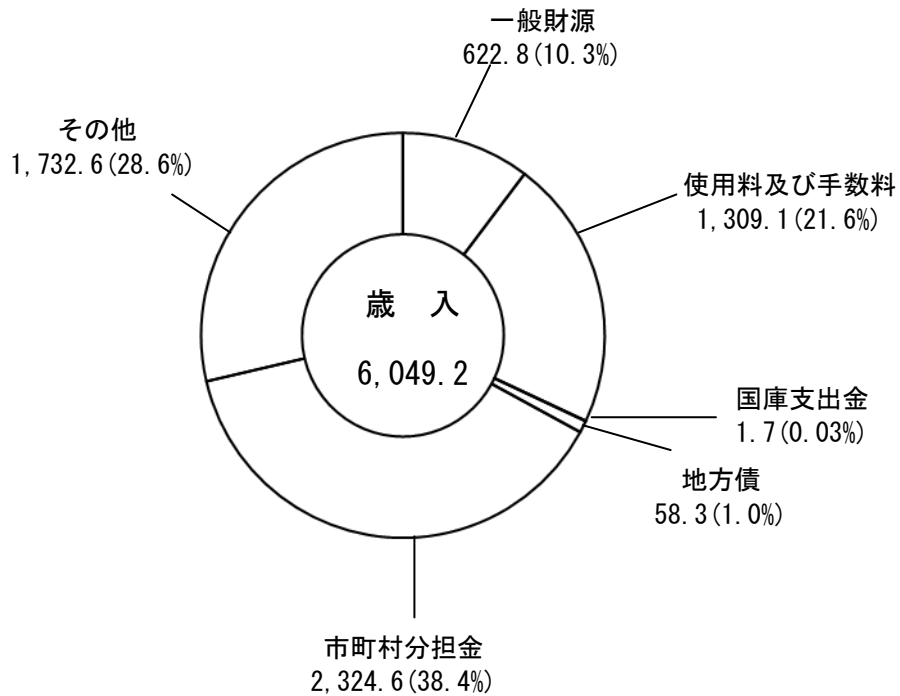


また、一部事務組合の廃棄物処理事業経費は、図-13のとおりごみ関係が5,649百万円(93.4%)、し尿関係が400百万円(6.6%)の合わせて6,049百万円となっている。

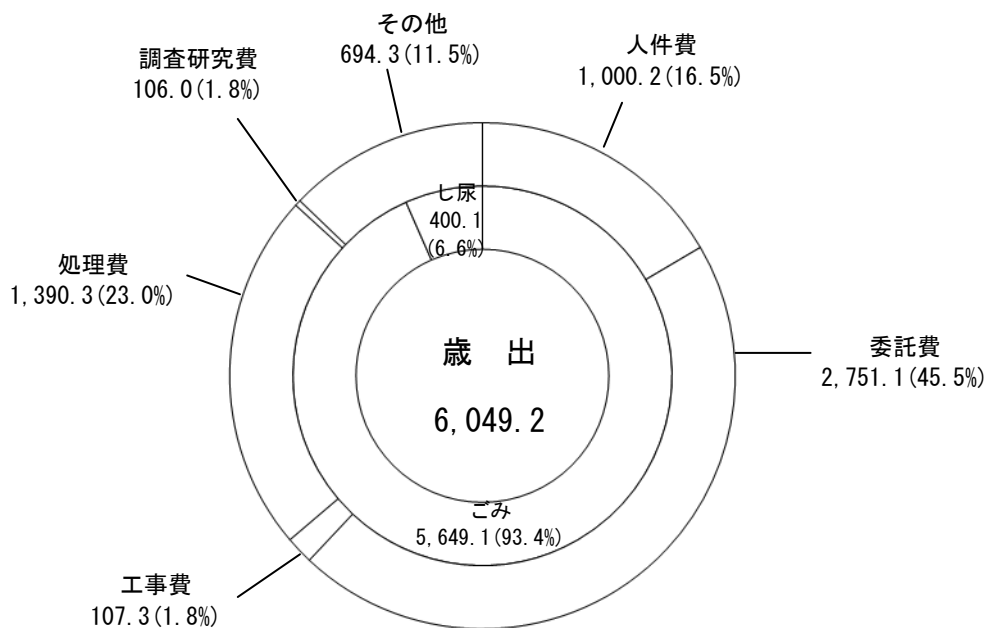
図-13 28年度 廃棄物処理事業経費（一部事務組合分）

①歳入

(単位：百万円)



②歳出



廃棄物処理事業経費（市町村分）の推移は、表-16のとおりである。

表-16 廃棄物処理事業経費（市町村分）の推移

① 歳入

（単位：百万円）

年度	歳入額	内 訳					
		一般財源	使用料及び手数料	国庫支出金	地方債	県支出金	その他
21	11,848	9,040	1,331	286	772	103	316
22	11,395	9,270	1,379	134	193	44	376
23	11,309	9,189	1,481	38	133	51	416
24	12,059	10,224	1,282	22	35	15	481
25	12,634	10,979	1,287	16	19	14	320
26	10,293	8,886	1,018	25	9	10	346
27	9,304	8,058	937	16	39	7	246
28	9,407	7,958	918	87	217	12	215

② 歳出

（単位：百万円）

年度	歳出額	内 訳							
		人件費	組合分担金	委託費	工事費	処理費	車両等購入費	調査研究費	その他
21	11,848	3,055	2,740	3,690	893	595	82	8	784
22	11,395	2,961	2,492	4,046	115	635	46	7	1,093
23	11,309	2,868	2,514	4,515	81	500	29	8	794
24	12,059	2,669	3,820	3,751	123	718	27	7	945
25	12,634	2,372	4,363	4,321	74	546	24	7	926
26	10,293	2,257	2,563	4,222	35	486	38	11	680
27	9,304	2,145	2,249	4,123	72	482	31	9	192
28	9,407	2,044	2,325	4,095	248	490	40	13	153

廃棄物処理事業経費（一部事務組合分）の推移は、表-17のとおりである。

表-17 廃棄物処理事業経費（一部事務組合分）の推移

① 歳入

(単位：百万円)

年度	歳入額	内 訳						
		一般財源	使用料及び手数料	国庫支出金	地方債	県支出金	市町村分担金	その他
21	4,567	270	1,033	12	227	0	2,740	285
22	4,746	376	1,037	21	397	0	2,492	423
23	5,079	377	1,042	279	548	20	2,514	299
24	9,183	279	1,053	1,289	1,783	48	3,820	4,731
25	13,416	2,109	1,082	2,294	1,388	48	4,363	2,131
26	9,199	955	1,203	729	1,886	0	2,563	1,863
27	7,456	498	1,234	2	735	0	2,249	2,737
28	6,049	623	1,309	2	58	0	2,325	1,733

② 歳出

(単位：百万円)

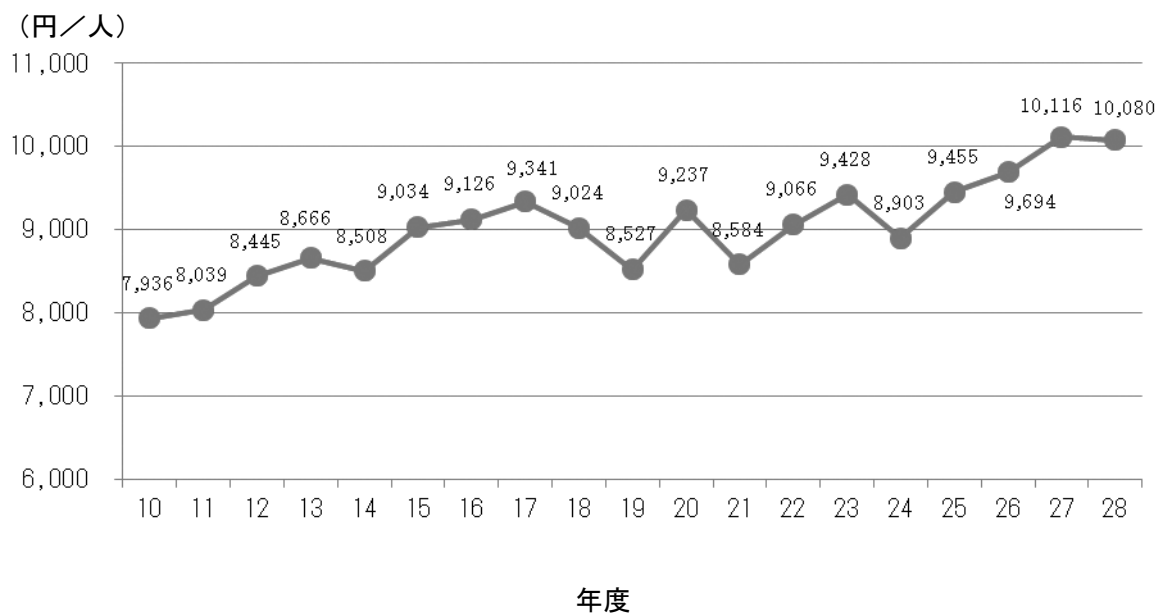
年度	歳出額	内 訳						
		人件費	委託費	工事費	処理費	車両等購入費	調査研究費	その他
21	4,567	1,279	923	434	1,437	0	161	333
22	4,746	1,172	1,020	224	1,544	6	444	335
23	5,079	1,120	1,095	789	1,499	0	34	541
24	9,183	1,153	1,455	2,340	1,305	0	138	2,792
25	13,416	1,082	1,865	6,391	1,546	6	65	2,462
26	9,199	1,079	2,039	2,829	1,619	0	66	1,567
27	7,456	1,046	2,639	1,426	1,542	1	66	736
28	6,049	1,000	2,751	107	1,390	0	106	694

(4) 年間一人当たりのごみ処理経費

28年度のごみ処理費及びごみ処理施設の維持管理費を年間一人当たりで算出すると、10,080円で、全国平均(11,787円)を下回っている。

10年度からのごみ処理経費の推移は、図-14のとおりで増加傾向にある。

図-14 ごみ処理経費の推移(ごみ処理費+施設の維持管理費)



Ⅲ 産業廃棄物の現状及び対策

1. 産業廃棄物に関する状況

(1) 産業廃棄物の排出量等

産業廃棄物の排出量等の推移は、表-1及び図-1のとおりである。排出量は、実態調査を実施した昭和55年度から平成6年度にかけては漸次増加し、その後減少していたが、近年は横ばい傾向にある。また、最終処分量についても、減量化及び再生利用が進んだ結果減少傾向にあったが、近年は横ばいとなっている。

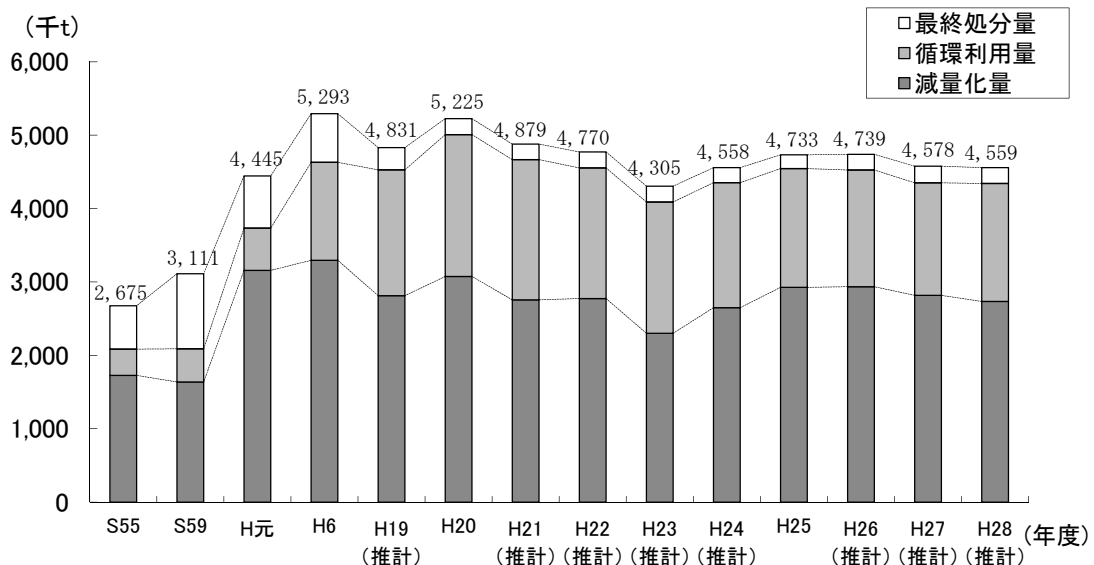
表-1 産業廃棄物排出量等の推移

(単位 千t/年)

年度	排出量等 排出量	(減量化・再生 利用率:%)			最終処分量(%)
		減量化量(%)	再生利用量(%)		
55(実態調査)	2,675	1,728(65)	357(13)	(78)	590(22)
59(")	3,111	1,637(53)	453(14)	(67)	1,021(33)
元(")	4,445	3,157(71)	577(13)	(84)	711(16)
6(")	5,293	3,295(62)	1,334(25)	(87)	664(13)
19(推 計)	4,831	2,814(58)	1,713(35)	(94)	304(6)
20(実態調査)	5,225	3,075(59)	1,932(37)	(96)	219(4)
21(推 計)	4,879	2,757(57)	1,909(39)	(96)	213(4)
22(")	4,770	2,774(58)	1,779(37)	(95)	218(5)
23(")	4,305	2,300(53)	1,788(42)	(95)	216(5)
24(")	4,558	2,649(58)	1,703(37)	(95)	206(5)
25(実態調査)*	4,733	2,927(62)	1,617(34)	(96)	189(4)
26(推 計)	4,739	2,935(62)	1,590(34)	(96)	213(4)
27(")	4,578	2,817(62)	1,534(34)	(95)	226(5)
28(")	4,559	2,734(60)	1,608(35)	(95)	216(5)

※ 平成25年度は、総務省の経済センサスー活動調査に基づく総事業所数(53,524事業所)から、業種特性、規模別特性等を考慮のうえ3,605事業所を抽出し、アンケート調査を行った。

図-1 産業廃棄物排出量等の推移



28年度において排出された産業廃棄物の量は455万9千トンであり、種類別にみると、**図-2**のとおり、有機性汚泥が194万4千トン(構成比42.6%)と最も多く、次いでがれき類が87万トン(同19.1%)、無機性汚泥が80万7千トン(同17.7%)の順となっており、この3種類で全体の80%を占めている。

なお、有害産業廃棄物や引火性廃油等の特別管理産業廃棄物の排出量は3万4千トンとなっている。

また、業種別にみると、**図-2**のとおり製造業が218万6千トン(構成比48.0%)と最も多く、次いで電気・水道業等が110万4千トン(同24.2%)、建設業が94万5千トン(同20.7%)の順となっており、この3種類で全体の93%を占めている。

一方、地域別にみると、**図-3**のとおり、高岡・射水地域が275万5千トン(構成比60.4%)と最も多く、次いで富山地域が112万5千トン(同24.7%)、新川地域が38万トン(同8.3%)、砺波地域が29万8千トン(同6.5%)の順であり、高岡・射水地域と富山地域の両地域で全体の85%を占めている。

図-2 種類別、業種別排出量(28年度)

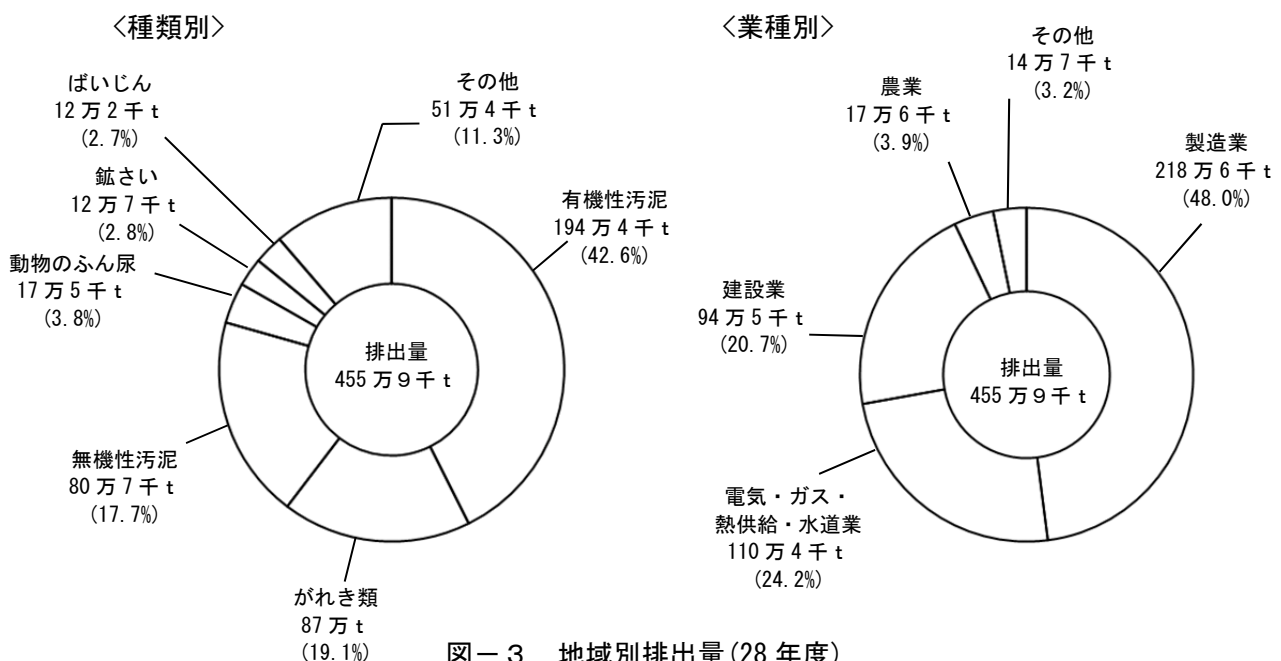
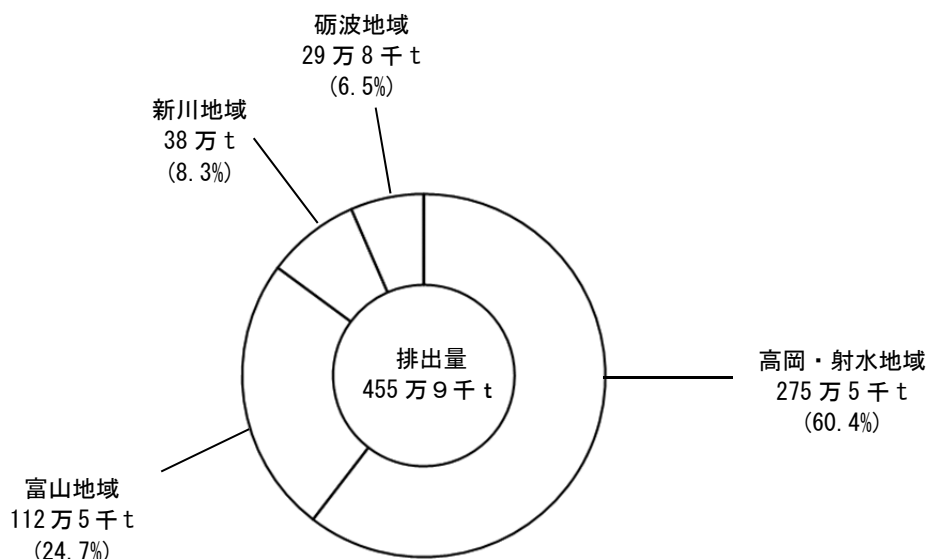


図-3 地域別排出量(28年度)

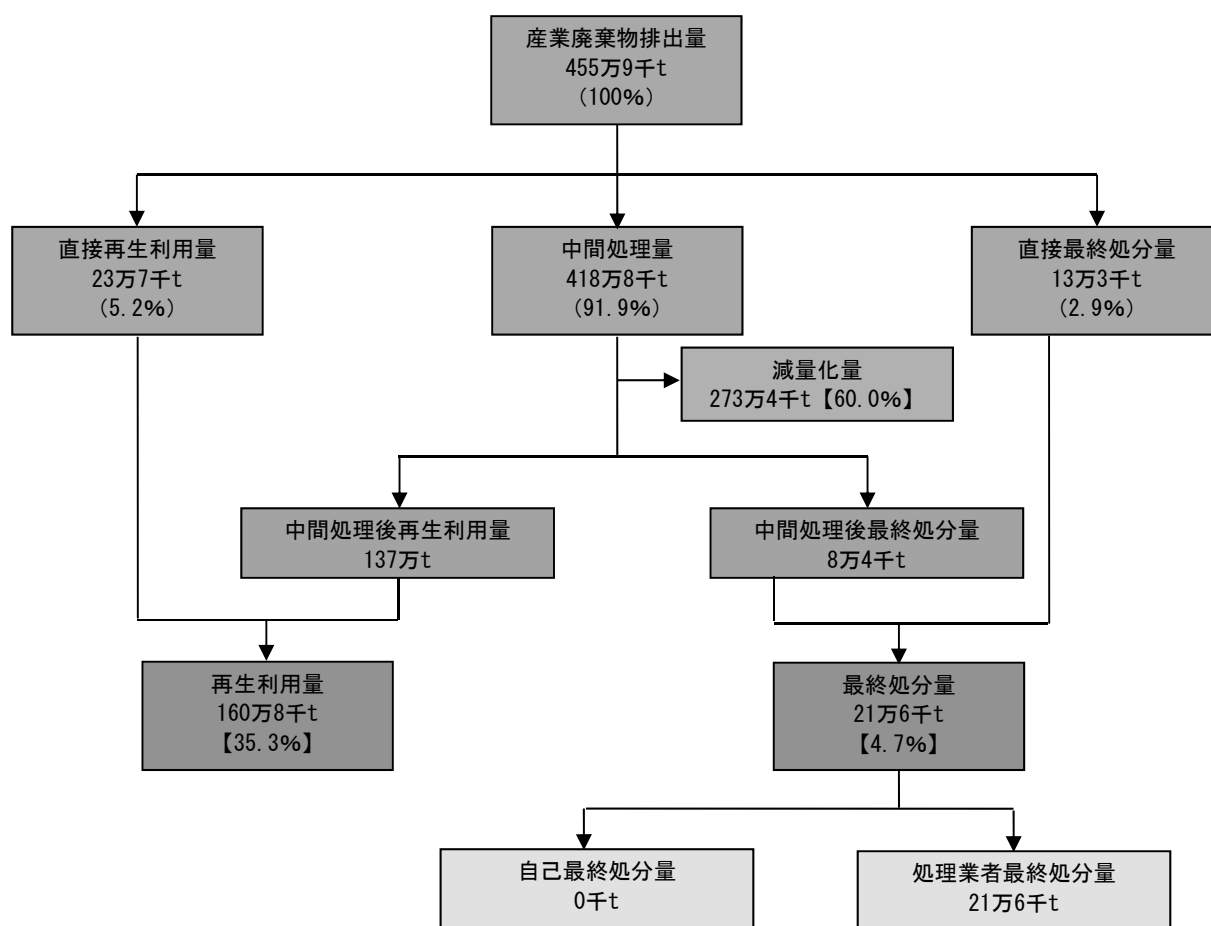


(2) 産業廃棄物の処理処分状況

28年度における産業廃棄物の処理処分状況は、図-4のとおり、排出量455万9千トンのうち、直接最終処分されたものは13万3千トン(構成比2.9%)で、脱水や焼却、中和等の中間処理されたものは418万8千トン(同91.9%)、直接再生利用されたものは23万7千トン(同5.2%)となっている。中間処理されたものは、145万4千トンに減量され、このうち8万4千トンは最終処分され、137万トンは再生利用されている。

最終的には、21万6千トン(同4.7%)が最終処分され、160万8千トン(同35.3%)が再生利用され、残りの273万4千トン(同60.0%)が減量化された量であり、減量化・再生利用率は95.3%となっている。

図-4 産業廃棄物の処理処分状況(28年度)



(3) 多量排出事業者の状況

産業廃棄物の年間発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の年間発生量が50トン以上の事業場を設置している事業者は、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の処理に関する計画を毎年度知事又は富山市長に提出することが義務づけられている。

29年度は、表-2のとおり延べ238事業者から、産業廃棄物処理計画書又は特別管理産業廃棄物処理計画書が提出された。

県及び富山市では、提出された処理計画書及びその実施状況報告書をホームページで公表している。

表-2 多量排出事業者の処理計画書の提出状況(29年度)

(単位：事業者)

業 種	産業廃棄物処理計画書	特別管理産業廃棄物処理計画書	合 計
製 造 業	65 (23)	46 (22)	111 (45)
建 設 業	96 (29)	0 (0)	96 (29)
電気・ガス・水道業	23 (5)	1 (0)	24 (5)
鋳 業	1 (1)	0 (0)	1 (1)
医 療 業	0 (0)	6 (3)	6 (3)
合 計	185 (58)	53 (25)	238 (83)

注1 () は、富山市に提出されたもので、内数である。

注2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の両方の計画書を提出した事業者数は26(うち、富山市12)である。

(4) 県外産業廃棄物の搬入状況

富山県産業廃棄物適正処理指導要綱及び富山市産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、年間100トン以上産業廃棄物を搬入しようとするときは、県外産業廃棄物搬入協議書をあらかじめ知事又は富山市長に提出するよう求めている。(特別管理産業廃棄物及び埋立処分を行うために搬入するときは量に関わらず協議が必要となる。)

29年度における協議件数は、県157件※、富山市1,646件であった。

表-3 県外産業廃棄物の搬入協議の状況(29年度)

(単位：件)

協 議 先	産 業 廃 棄 物 の 搬 入	特別管理産業廃棄物の搬入
富山県(富山市を除く)	121	36
富山市	1,072	574

※ 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物同時の協議有り

(5) PCB廃棄物の保管及び処理状況

PCB廃棄物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に係る特別措置法」(PCB特措法)に基づき、事業者に期限内処理が義務付けられている。

PCB特措法の改正や国の基本計画の変更を踏まえ、平成30年1月に県のPCB廃棄物処理計画を図-5のとおり変更した。

図-5 富山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画変更のポイント

PCB特措法改正に伴う処理期限の前倒し

高濃度PCB廃棄物の処理期限が1年前倒しされたことを踏まえ、県内の処理期限も1年前倒し以下のとおりとした。

(県内分は中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)北海道事業所で処理)

区 分		処理期限
高濃度PCB廃棄物	変圧器・コンデンサー	2022年3月31日
	安定器	2023年3月31日
低濃度PCB廃棄物		2027年3月31日 (従来通り)

早期に処理を完了するために必要な措置の追加

期限間近に処理が集中しないよう計画的な搬出を推進するとともに、破損・紛失などによる環境への影響を防止するため、以下の取組みを追加した。

[PCB廃棄物の把握の徹底]

PCBを含む安定器を使用している可能性のある事業者への調査 等

[立入検査、改善命令等による指導の強化]

処理が進んでいない保管事業所への指導 等

[各種の情報を持つ関係機関との連携強化]

使用中の機器等に関する経産省や電気関係団体との情報共有 等

[県・市町村が保有するPCB廃棄物の率先処理]

県有PCB廃棄物の計画的な処理 等

ア. PCB廃棄物の保管状況

PCB特措法では、事業者及びPCB廃棄物を処分する者に毎年度知事又は富山市長に保管・使用状況等の届出の提出が義務づけられており、29年3月31日における届出状況は表-4のとおりである。

表-4 PCB特別措置法に基づく保管状況等届出状況 (29年3月31日現在)

		保 管 中		使 用 中	
事業所数		613	(200)	260	(79)
数量					
①	変圧器(トランス) [台]	106	(54)	5	(0)
②	コンデンサー(3kg以上) [台]	368	(74)	130	(7)
③	コンデンサー(3kg未満) [台]	3,293	(851)	0	(0)
④	柱状変圧器(柱状トランス) [台]	2,198	(6)	1	(1)
⑤	安定器 [台]	20,807	(11,233)	558	(329)
⑥	その他PCBを含む油 [kg]	262,514	(58,148)	/	
⑦	感圧複写紙 [kg]	1,032	(0)		
⑧	ウエス [kg]	31,746	(10,687)		
⑨	汚泥 [kg]	37,690	(1,826)		
⑩	その他電気機械器具 [台]	3,360	(1,453)		
⑪	その他 [kg]	213,496	(70,883)		

- 注1 左側の数値は、県所管分と富山市所管分を合計した数値であり、右側の括弧内の数値は、富山市所管分のみの数値である。
- 注2 保管中及び使用中の事業所数は重複している事業所があるため、届出事業所数は828事業所である。
- 注3 「その他PCBを含む油」のうち、容量で届出されたものは1L=1kgとして重量に換算し集計した。
- 注4 平成28年のPCB特別措置法の改正により廃棄物の種類が変更になり、「高圧トランス」、「低圧トランス」が「変圧器(トランス)」に、「高圧コンデンサ」が「コンデンサー(3kg以上)」に、「低圧コンデンサ」が「コンデンサー(3kg未満)」に、「PCB」、「PCBを含む油」が「その他PCBを含む油」になった。

イ. PCB廃棄物の処理状況

県内の高濃度PCB廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)北海道事業所(北海道室蘭市)で処理されており、29年度までの処理状況は表-5のとおりである。

表-5 高濃度PCB廃棄物の処理状況

区分	年度											29年度末 残台数 (保管+使用)
	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	合計	
トランス(台)	(初年度) 4	32	54	80	31	35	37	17	27	56	373	31
コンデンサ(台)	148	455	560	385	511	2,191	656	189	183	212	5,490	3,550
安定器(台)	0	0	0	0	0	0	7,207	8,254	2,326	5,255	23,042	16,090

このほか、変圧器、コンデンサーなどの低濃度PCB廃棄物は、環境大臣の無害化処理認定を受けた施設で処理が進められている。

2. 産業廃棄物処理業の許可状況

(1) 産業廃棄物処理業の許可

廃棄物処理法に基づく過去5年間の産業廃棄物処理業の許可の状況は、表-6のとおりであり、許可業者の数は概ね増加傾向にある。

表-6 産業廃棄物処理業の許可の推移

(単位：件)

区分 年度	産業廃棄物					特別管理産業廃棄物			
	収集及び 運搬	中間 処理	最終 処分	中間処理 及び 最終処分	計	収集及び 運搬	中間 処理	最終 処分	計
25	1,499	135	8	0	1,642	194	6	0	200
	164	75	4	0	243	55	4	0	59
26	1,545	135	8	0	1,688	198	6	0	204
	164	73	4	0	241	55	4	0	59
27	1,551	135	7	0	1,693	202	6	0	208
	118	72	4	0	194	55	5	0	60
28	1,576	135	6	0	1,717	205	6	0	211
	102	72	4	0	178	56	5	0	61
29	1,602	135	4	2	1,743	217	6	0	223
	108	72	2	2	184	58	5	0	63

※1 各年度の上段は富山県の許可件数、下段は富山市の許可件数である。

(2) 優良産業廃棄物処理業者の認定制度

廃棄物処理法の改正（23年4月1日施行）により、①遵法性、②事業の透明性、③環境配慮の取組み、④電子マニフェストの利用及び⑤財務体質の健全性の5つの基準を満たす業者を都道府県や政令市が認定する「優良産業廃棄物処理業者認定制度」が創設された。

認定された業者は、通常5年の許可の有効期間を7年に延長するとともに、許可証には優良マークが記載され、排出事業者が委託業者を選定する際に参考となる。

30年3月31日現在の認定業者は80社（収集・運搬：72社、処分：14社）で、このうち県内業者は14社である。

3. 産業廃棄物処理施設の設置状況

廃棄物処理法に基づく過去6年間の処理施設数の推移は、表-7のとおりである。

また、29年度末における産業廃棄物処理施設の設置状況は、表-8のとおりで、県下全域の処理施設数は470施設となっている。これを種類別にみると、木くず又はがれき類の破碎施設が256施設で(構成比54.5%)で最も多く、次いで汚泥の脱水施設の81施設(同17.2%)、廃プラスチック類の破碎施設の56施設(同11.9%)の順となっている。

表-7 産業廃棄物処理施設数の推移

年 度	25	26	27	28	29
施 設 数	287(210)	277(211)	271(207)	272(203)	275(195)

注 () 内は、富山市の許可施設数である。

表-8 産業廃棄物処理施設の設置状況

(30年3月31日現在)

施 設 区 分	処 理 能 力	施 設 数	施 設 区 分	処 理 能 力	施 設 数
汚泥の脱水施設	10m ³ /日超える	64	木くず又はがれき類の破碎施設	5 t/日超える	144
		17			112
汚泥の乾燥施設	10 m ³ /日超える	4	有害物質等のコンクリート固型化施設	すべて	2
		1			1
汚泥の焼却施設	5m ³ /日超える 200kg/時間以上 火格子面積2m ² 以上	5	シアン化合物の分解施設	すべて	0
		4			3
廃油の油水分離施設	10 m ³ /日超える	3	廃 P C B 等の分解施設	すべて	0
		2			1
廃油の焼却施設	1 m ³ /日超える 200kg/時間以上 火格子面積2m ² 以上	1	産業廃棄物の焼却施設(汚泥、廃油、廃プラスチック類以外の施設)	200kg/時間以上 火格子面積2m ² 以上	8
		4			5
廃酸又は廃アルカリの中和施設	50 m ³ /日超える	1	最終処分場	安定型	6
		1			2
廃プラスチック類の破碎施設	5 t/日超える	25		管理型	10
		31			5
廃プラスチック類の焼却施設	100kg/日超える 火格子面積2m ² 以上	2	合 計		275
		6			195

注 上段は富山県の許可施設数、下段は富山市の許可施設数である。

排出事業者及び処理業者が設置する最終処分場の29年3月31日現在における残存容量は約1155万 m^3 であり、28年度の最終処分量から推定すると残余年数は約31.5年である。なお、残余年数の推移は、表-9のとおりである。

また、29年度末における産業廃棄物最終処分場の立地状況は、図-6のとおりである。

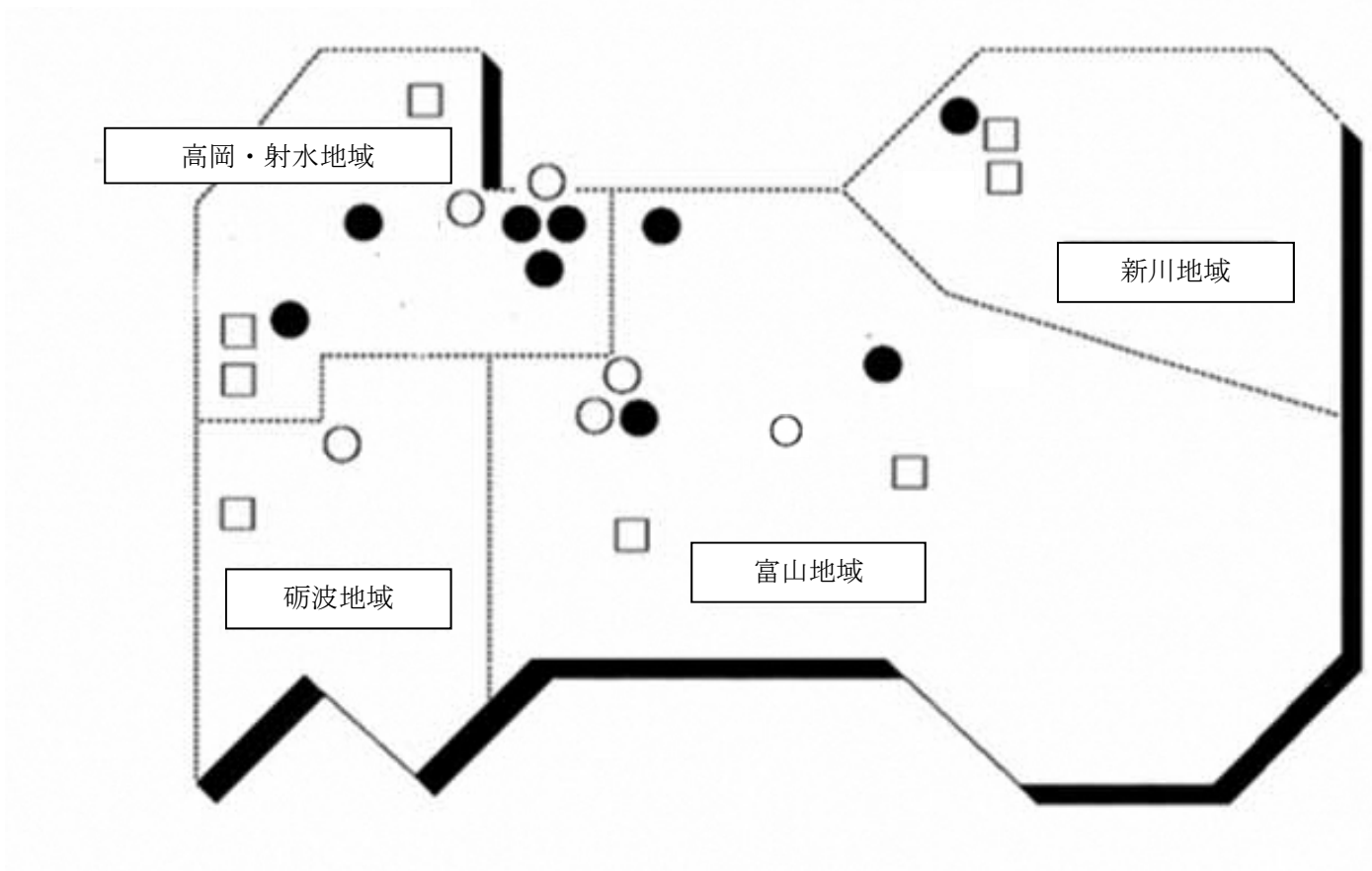
表-9 産業廃棄物最終処分場の残余年数の推移

(単位：年)

年 度	22	23	24	25	26	27	28
富山県	22.2	22.5	18.6	15.0	14.0	20.0	31.5
全 国	13.6	14.9	13.9	14.7	16.0	16.6	—

図-6 産業廃棄物最終処分場の立地状況

- 管理型最終処分場 処理業者設置
- 管理型最終処分場 自社設置
- 安定型最終処分場 処理業者設置



4. 産業廃棄物対策

(1) 監視・指導

産業廃棄物の処理業者及び排出事業者に対して、必要に応じて市町村とも連携して立入調査を行っている。29年度には、延べ85事業所の立入調査を行い、そのうち24事業所に対して改善の指導を行った。監視・指導状況は表-10、指導件数の推移は表-11のとおりで、中間処理業者に対する施設の維持管理や保管基準に関する指導が多い。

また29年度は、処理業者等に対する行政処分はなかった。行政処分件数の推移は表-12のとおりである。

表-10 産業廃棄物の監視・指導状況（29年度）

(単位：件)

区 分	産業廃棄物処理業者			排 出 事業者	合 計
	収集及び運搬	中間処理	最終処分		
立入調査数	74	14	49	11	85
指導件数	20	3	17	4	24

表-11 指導件数の推移

(単位：件)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
排出事業者	2	6	7	4	4
処理業者	30	31	22	21	20
計	32	37	29	25	24

表-12 行政処分件数の推移

(単位：件)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
許可の取消	2	1	2	0	0
不 許 可	3	1	3	0	0
事業停止	1	0	0	0	0
措置命令	0	0	0	0	0
改善命令	1	0	0	0	0

(2) 不法投棄等防止対策

ア. 不法投棄等の監視と適正処理の啓発

廃棄物処理法では、産業廃棄物の適正処理対策として、収集運搬業者、処分業者とそれぞれ書面で委託契約を締結するとともに、すべての産業廃棄物にマニフェストを使用することが義務づけられている。こうした仕組みについて、(一社) 富山県産業廃棄物協会と連携し、各種講習会などを通じて啓発に努めている。

一方、不法投棄については、その未然防止・早期発見が重要であることから、ポスター・パンフレットの配布や講習会の開催など、県民・事業者への意識の啓発を図るとともに、国や県、市町村、関係団体の計21団体で構成する「富山県廃棄物不法処理防止連絡協議会」を年2回開催し、情報交換を行っている。

また、協議会において重点監視区域を設定し、県の産業廃棄物不法投棄監視員や市町村の職員等が定期的にパトロールを行うとともに、市町村による不法投棄廃棄物の撤去や監視カメラの購入に対して財政上の支援を行っている。

さらに、石川県や岐阜県などと連携して、県境周辺での監視パトロールや産業廃棄物運搬車両の路上検査を実施している。

野外焼却については、新たに9月を重点監視期間に設定し、県内全域で関係団体が連携した監視パトロールや県民への広報活動を展開している。

イ. 不用品回収業者への対応

不用品回収業者に対しては、連絡協議会の取組みとして、市町村、県、警察が連携し、23年度から、毎年7月から8月にかけて県下一斉の立入調査を実施している。

平成29年度の回収業者数は26業者、回収箇所数は28箇所である。

また、不用品回収業者への立入・指導件数の推移は表-13のとおりであり、このうち14業者に対しては、環境省の通知により廃棄物に該当すると認められる家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）が含まれていたことから、撤去等を指導している。

表-13 不用品回収業者への立入・指導状況

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
箇所数	39	34	41	32	28
業者数	33	27	37	30	26
指導件数	30	17	23	19	14



ウ. 不適正処理等の現状

29年度に県及び市町村が把握した不法投棄件数（不法投棄量が100kg以上のもの）は58件で、このうち家庭ごみが14件を占めた。なお、大規模な不法投棄は見られなかった。

このうち、県の産業廃棄物不法投棄監視員による延べ149回のパトロールでは、3件の不法投棄等、不適正処理事案を発見した。

このほか、表-14のとおり、29年中に産業廃棄物の不適正処理事件として富山県警察に検挙された7件については、不法投棄1件、野外焼却6件で、検挙件数の推移は表-15のとおりである。

表-14 違反形態別検挙の状況（29年）

違反形態	検挙件数	検挙人員
不法投棄	1	1
野外焼却	6	6
合 計	7	7

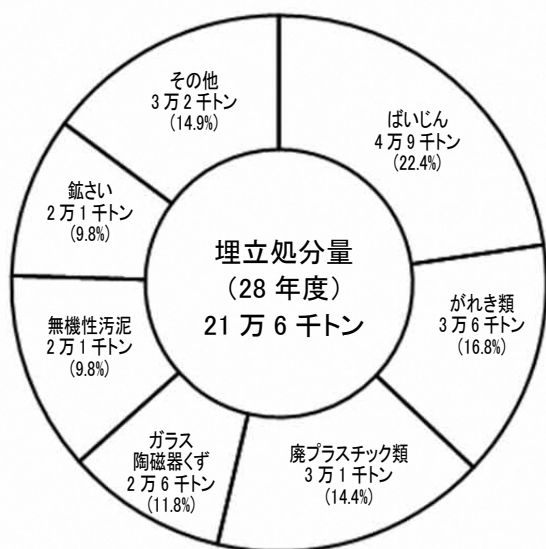
表-15 産業廃棄物事犯の検挙件数の推移

年	25年	26年	27年	28年	29年
検挙件数	2	5	2	12	7

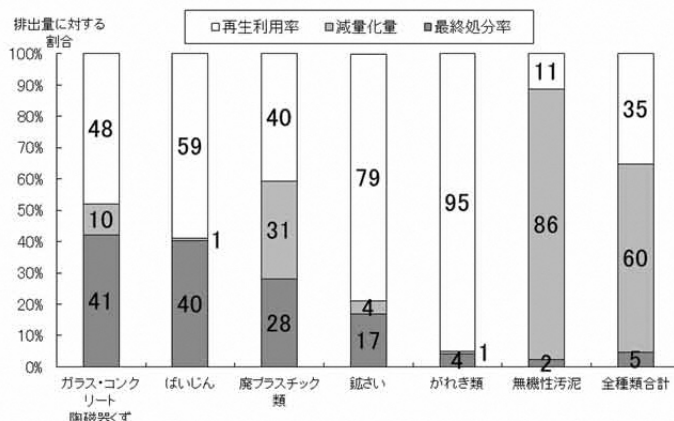
(3) 産業廃棄物の排出抑制・減量化対策

県では、循環型社会づくりの取組みの一環として、「とやま廃棄物プラン」に基づき、産業廃棄物の排出抑制・減量化を推進している。

28年度からは、産学官によるプロジェクトチームを設置し、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずやばいじん、廃プラスチック類など埋立処分される割合が高く、その量が多い産業廃棄物や、市町村のごみ焼却施設の焼却灰などについて、減量化・再生利用に向けた具体的な検討を行っている。



埋立処分量の多い産業廃棄物



産業廃棄物ごとの処分方法 (28年度)

(4) 環境関連企業の海外展開支援

県内の環境関連企業の海外展開につなげるため、県内企業に参加を呼びかけタイを訪問し、政府機関との意見交換や現地調査を実施した。

廃棄物処理法の一部改正

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律が平成29年6月16日に公布されました。

この改正のポイントは下記のとおりであり、許可を取り消された廃棄物処理業者等に対する対応の強化や、不適正処理の実態把握・原因究明が可能な電子マニフェスト利用の推進、電気電子機器等のスクラップ（雑品スクラップ）への対応の強化などが行われました。

（1）電子マニフェスト登録の一部義務化等

① 一部事業者の電子マニフェストの使用義務化（平成32年4月1日施行）

PCBを除く特別管理産業廃棄物の発生量50t以上の事業場を設置する事業者が廃棄物の処理を委託する場合に電子マニフェストの使用が義務付けられました。

② マニフェストの虚偽記載等に関する罰則の強化（平成30年4月1日施行）

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に強化されました。（従前は6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

（2）二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例（平成30年4月1日施行）

親子会社など一体的な経営（100%出資又は2/3以上出資で役員派遣）を行う二以上の事業者は、知事等の認定を受けた場合、産業廃棄物処理業の許可が不要となりました。

（3）許可を取り消された者等に対する措置の強化（平成30年4月1日施行）

許可を取り消され、又は事業の全部・一部を廃止した廃棄物処理業者で、委託された廃棄物の処理が終了していないものは、取消し等から10日以内に委託者に書面で通知することが義務付けられました。

（4）「有害使用済機器」の保管等への対応（平成30年4月1日施行）

鉛などの有害物質を含む、電気電子機器等のスクラップ（雑品スクラップ（廃棄物を除く））の保管又は処分を業として行おうとする者に、届出や帳簿の記載などが義務付けられました。（既に廃棄物処理業の許可を有している者は対象外）

IV リサイクル等の状況

1. リサイクル推進事業

(1) リサイクル認定事業

廃棄物を利用したリサイクル製品や廃棄物の減量化・リサイクル等に積極的に取り組む店舗・事業所を認定し、その取組みの拡大を通じて循環型社会の構築を図るため、14年7月に「富山県リサイクル認定制度」を創設した。

この制度では、表-1のとおり「リサイクル製品」、「エコ事業所」の2つの認定区分を設け、それぞれ事業者から認定申請の公募を行い、学識者、製造者、商工業者、消費者等からなる「富山県リサイクル認定検討会」で書類審査や現地調査等を行い、これまで表-2のとおり認定した。

また、認定制度や認定製品などを紹介するため、パンフレットやホームページ等により普及を図った。

さらに、「公共工事における富山県認定リサイクル製品利用方針」や「グリーン購入調達方針」に基づき、公共工事や物品の購入等を行う場合において、認定リサイクル製品の性能、品質、数量、価格等を考慮して、優先的な調達に努めている。

表-1 認定区分

リサイクル製品	県内において製造加工されたリサイクル製品であって、原則として県内で発生する廃棄物を原材料とするもの
エコ事業所	廃棄物の発生抑制、循環利用、先進的な技術開発等に積極的に取り組む事業所

表-2 認定状況

(30年3月31日現在)

区 分	リサイクル製品	エコ事業所
27年度	20	4
28年度	20	7
29年度	22	5
認定数	62	16

富山県リサイクル認定シンボルマークとパンフレット



(2)とやまエコ・ストア制度

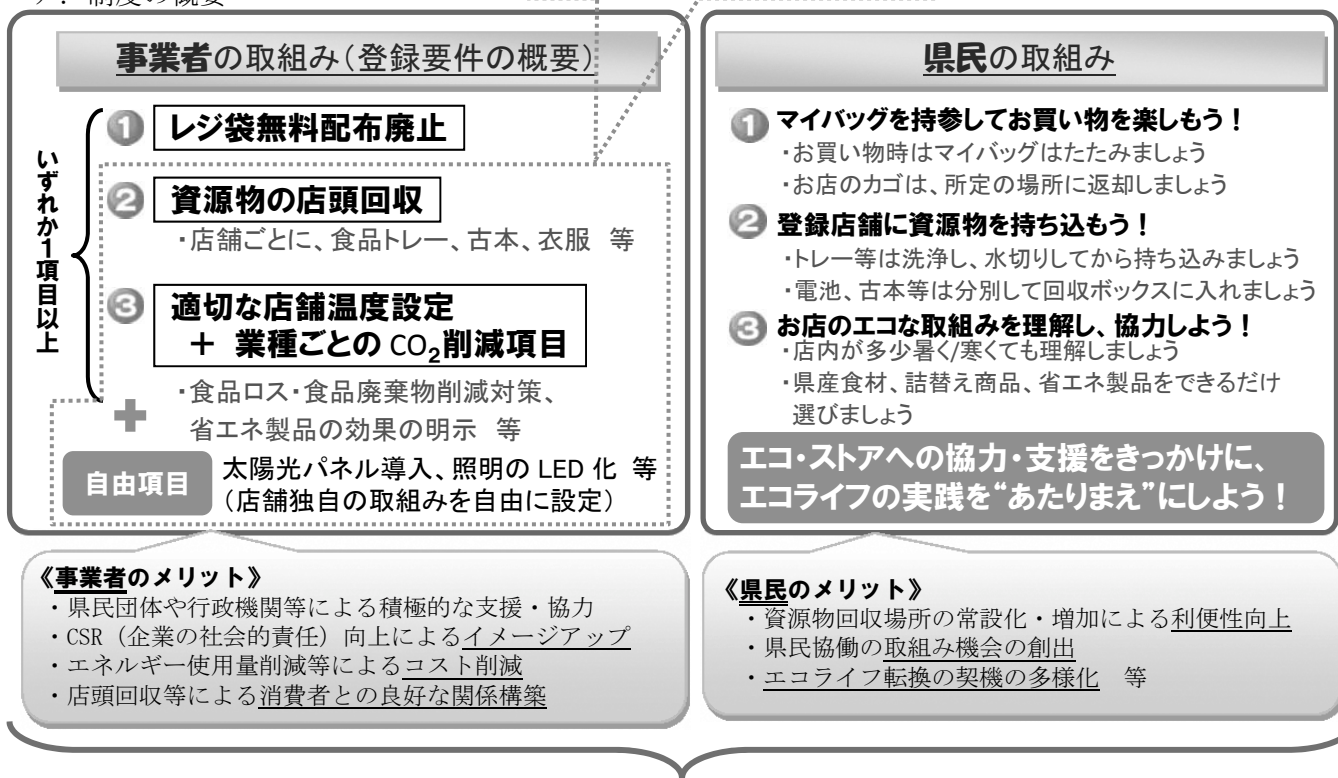
買い物の機会を通じ、県民のエコライフの定着・拡大を図るため、20年4月から県下全域でレジ袋無料配布廃止の取組みを進めている。この取組みにより、マイバッグの持参が定着するとともに、取組みを開始した20年度から29年度末までのレジ袋削減枚数が14億枚を達成するなど大きな成果が得られている。

25年度には、県民団体からの更なる環境配慮行動の要請を受け、県民のエコライフの取組みをさらに一歩進めるため、レジ袋無料配布廃止に加えて、資源物の店頭回収や低炭素化の取組みに県民の皆さんと協働で取り組む小売店舗を登録する「とやまエコ・ストア制度」を創設し、県民総参加のエコ活動を推進している。

現在、登録店は73社1,099店舗・6商店街(30年10月現在)に拡大しており、29年度の実績として、マイバッグ持参率が95%と全国一の高い実績を維持するとともに、店頭での資源物回収量が3,404t、CO₂削減量が30,324t-CO₂となるなど、県民との協働による環境に配慮した取組みが実施されている。

ア. 制度の概要

新制度で取組みをステップアップ



事業者の取組み(登録要件の概要)

いずれか1項目以上

① レジ袋無料配布廃止

② 資源物の店頭回収

・店舗ごとに、食品トレー、古本、衣服 等

③ 適切な店舗温度設定 + 業種ごとのCO₂削減項目

・食品ロス・食品廃棄物削減対策、
省エネ製品の効果の明示 等

自由項目

太陽光パネル導入、照明のLED化 等
(店舗独自の取組みを自由に設定)

県民の取組み

① マイバッグを持参してお買い物を楽しもう!

・お買い物時はマイバッグはたたみましょう
・お店のカゴは、所定の場所に返却しましょう

② 登録店舗に資源物を持ち込もう!

・トレー等は洗浄し、水切りしてから持ち込みましょう
・電池、古本等は分別して回収ボックスに入れましょう

③ お店のエコな取組みを理解し、協力しよう!

・店内が多少暑く/寒くても理解しましょう
・県産食材、詰替え商品、省エネ製品をできるだけ
選びましょう

エコ・ストアへの協力・支援をきっかけに、
エコライフの実践を“あたりまえ”にしよう!

《事業者のメリット》

- ・県民団体や行政機関等による積極的な支援・協力
- ・CSR(企業の社会的責任)向上によるイメージアップ
- ・エネルギー使用量削減等によるコスト削減
- ・店頭回収等による消費者との良好な関係構築

《県民のメリット》

- ・資源物回収場所の常設化・増加による利便性向上
- ・県民協働の取組み機会の創出
- ・エコライフ転換の契機が多様化 等

県民・事業者の双方にメリット

イ. エコ・ストア制度の広報

エコ・ストア制度の普及・拡大を図るため、「とやまエコ・ストア制度」登録事業者が県民と協働で実践する環境配慮行動を支援するスマートフォンアプリ「とやまエコ・ストアアクション」を配信するとともに、同制度の取組みを紹介する広告を情報誌に掲載した。

○スマートフォンアプリの配信



○情報誌への広告の掲載



ウ. 登録店の29年度の取組み実績

① マイバッグ持参率

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
マイバッグ持参率	92%	94%	94%	94%	94%	95%	95%	95%	95%	95%

② その他の実績

区分	効果※	備考
ごみ排出削減量	1,294 [t]	・県内のごみ総排出量 (416,892 t (H28)) の0.3%分に相当 ・10トントラック = 約130台分に相当
資源物回収量	3,404 [t]	・県内のリサイクル量 (106,608 t (H28)) の3.2%分に相当 ・10トントラック = 約340台分に相当
最終処分削減量	336 [t]	・最終処分量 (34,688 t (H28)) の1.0%分に相当 ・10トントラック = 約34台分に相当
CO ₂ 削減量	30,324 [t-CO ₂]	・県内の約5,300世帯分の年間CO ₂ 排出量に相当
原油削減量	10,400 [kℓ]	・県民1人当たり年間9.8[ℓ]の原油削減量に相当

※レジ袋削減量、資源物回収量、店舗空調の緩和温度等から推計

2. 各種リサイクル法

(1) 容器包装リサイクル法

びんや缶などの容器包装廃棄物については、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)に基づき、9年4月1日から市町村による分別収集が行われ、容器包装の製造・利用事業者が一定の費用負担を行うことによりリサイクルされている。

県では、28年8月に、容器包装リサイクル法に基づく「第8期富山県分別収集促進計画」を策定し、市町村別の容器包装廃棄物の排出見込量や分別収集の促進のための施策を示すとともに、市町村等においても「容器包装廃棄物分別収集計画」を策定している。当該計画に基づき、県内では全域(10市町、1一部事務組合)で、ガラスびん(無色、茶色、その他)、ペットボトル、その他紙製容器包装、その他プラスチック容器包装、スチール缶、アルミ缶、紙パック及び段ボールの分別収集が実施されている。

県内の分別収集量の推移は表-3のとおりであり、29年度においては約2万1千トンの容器包装廃棄物が収集されている。

表-3 容器包装リサイクル法に基づく分別収集量の推移

(単位：t)

年 度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
無 色 ガ ラ ス	2,065.4	1,958.6	2,038.4	2,170.0	2,108.2	2,028.2
茶 色 ガ ラ ス	2,451.0	2,388.1	2,385.3	2,414.8	2,303.0	2,148.2
そ の 他 ガ ラ ス	875.9	879.0	910.2	902.8	932.6	887.7
ペ ッ ト ボ ト ル	1,550.3	1,560.9	1,493.6	1,477.9	1,442.4	1,354.1
そ の 他 紙 製 容 器 包 装	2,186.7	2,017.1	2,051.6	2,056.1	1,964.7	1,896.3
その他プラスチック容器包装	5,258.7	5,252.7	5,086.9	5,136.3	5,067.1	5,153.9
ス チ ー ル 缶	921.0	760.5	696.6	508.5	447.8	423.2
ア ル ミ 缶	1,225.5	1118.2	1,120.9	1,106.7	1,106.8	1,072.8
紙 パ ッ ク	135.7	122.6	131.5	126.2	127.2	113.4
段 ボ ー ル	6,104.0	6,493.3	6,629.2	6,341.8	6,727.9	6,378.5
合 計	22,774.2	22,551.0	22,544.2	22,241.0	22,268.2	21,456.3

注 その他プラスチック容器包装は、白色トレイを含めた量である。

(2)家電リサイクル法

13年4月1日に「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)が施行され、従来、粗大ごみ等として扱われていたエアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式(液晶・プラズマ式は21年4月に追加))、冷蔵庫・冷凍庫(電気冷凍庫は16年4月に追加)、洗濯機・衣類乾燥機(衣類乾燥機は21年4月に追加)の4品目については、消費者が費用を負担し、販売店等を通じてメーカーに引き渡されリサイクルされている。また、16年4月には冷蔵庫・冷凍庫の断熱材フロンの回収・破壊等が義務付けられた。

概ね、県内においては、販売店等から県内4箇所の指定引取場所を通じてメーカーに引き渡されている。

廃家電品の引取状況は表-4のとおりで、近年はほぼ横ばいである。

また、市町村の調査による廃家電品の不法投棄状況は表-5のとおりであり、市町村が回収する等の措置を行った。

表-4 家電リサイクル法に基づく廃家電品の引取り台数

(単位：台)

品目	エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機	合計
24年度	16,741	28,104	26,336	23,359	94,540
25年度	21,765	29,893	31,233	27,897	110,788
26年度	19,788	31,969	26,033	25,477	103,267
27年度	19,707	32,902	26,009	25,451	104,069
28年度	21,445	26,037	26,294	27,828	101,604
29年度	24,132	24,885	25,684	29,420	104,121

表-5 廃家電品の不法投棄状況

(単位：台)

品目	エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機	合計
24年度	5	239	57	20	321
25年度	9	297	65	26	397
26年度	14	214	48	29	305
27年度	5	231	61	33	330
28年度	10	152	46	21	229
29年度	5	119	60	25	209

(3) 小型家電リサイクル法

家電リサイクル法の対象とならない使用済小型家電等（電子レンジ、掃除機、AV機器などの小型家電・電気電子機器）は、各市町村で、不燃物として回収・処理されてきた。しかし、これらには、鉄やアルミニウムのほか、金やレアメタルなどの希少金属が含まれており、使用済みとなったこれらの小型家電等をリサイクルすることによって、資源として有効に活用することができるとともに、ごみの減量化や天然資源の消費の抑制等も図ることができる。

そこで県では、22年10月から全国に先駆けて、市町村と連携しながら使用済小型家電等を資源物として拠点回収し、民間のリサイクル業者を活用してリサイクルを行う仕組みとして、市町村に使用済小型家電等の常設回収ステーションの設置に係る費用（建屋、分別器具、表示類など）について補助を行ってきた。

本県の取組みが評価され、25年4月からは使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）が施行され、富山県など一部の自治体で行われていた取組みが、全国的な取組みとして拡大されることとなった。

県内では、図-1のとおり25年10月から全ての市町村で回収が行われ、表-3のとおり回収量は増加傾向にある。

図-1 使用済小型家電等のリサイクルの実施状況（開始時期、回収方式）

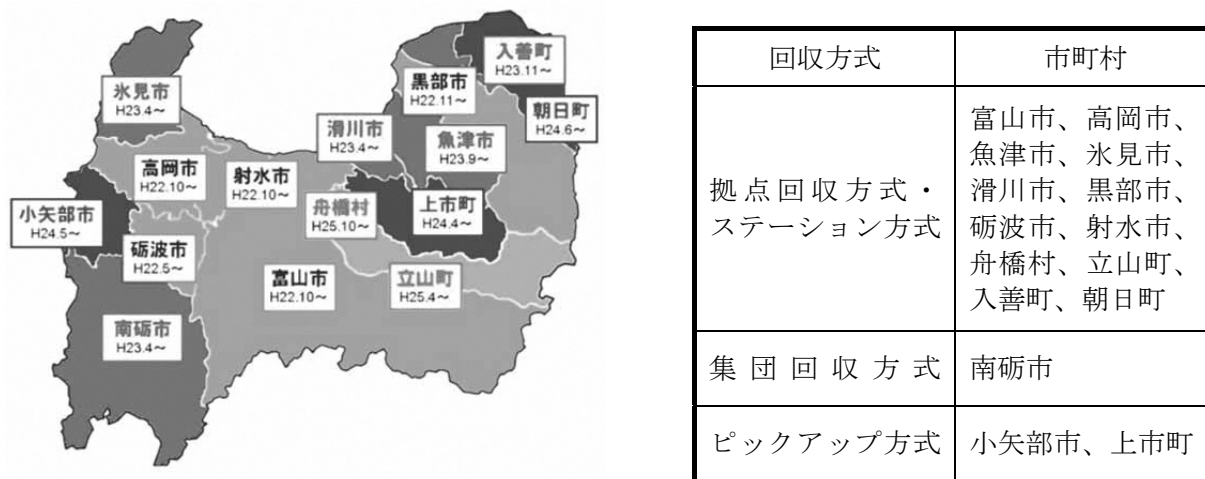


表-3 使用済小型家電等の回収量

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実施市町村数	13	15	15	15	15	15
回収量(トン)	338	444	566	622	616	737

また、市町村の環境イベント等での小型家電リサイクル制度の普及啓発や、市町村と連携して移動式回収ボックスによる小型家電の回収にも取り組んでいる。

29年度には、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加するとともに、県民への呼びかけやイベントでの回収を行ったほか、市町村の取組みを一層推進するため、啓発資材の作成、イベントでの回収活動の支援など、普及啓発を実施した。



小型家電の回収の様子

(4)建設リサイクル法

特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進することを目的として「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が14年5月30日から完全施行されている。適正な分別解体等及び再資源化等の実施を確保するため、発注者による工事の事前届出や元請業者から発注者への事後報告、現場における標識の掲示などが義務付けられている。（特定建設資材：コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートの4品目）

県では、建設リサイクル法に基づき、14年3月に「建設リサイクル法の実施に関する富山県の指針」を作成し、同年4月に公表している。

なお、建設リサイクル法関連事務に関する県の事務分担は、解体業者の登録及び分別解体等に関する事務は土木部（管理課、建設技術企画課及び建築住宅課（実際の届出窓口は土木事務所）、再資源化等に関する事務は生活環境文化部（環境政策課）が担当することとなっている。

県内における対象建設工事に係る届出件数、立入検査件数の推移は表-6、表-7のとおりで、29年度は2,521件の届出があり、10件の再資源化施設、及び6件の解体工事現場の立入検査を実施した。

表-6 対象建設工事に係る届出件数

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
件数	2,614	2,508	2,618	2,545	2,695	2,350	2,400	2,541	2,760	2,745	2,248	2,203	2,593	2,521

表-7 立入検査（再資源化施設及び解体工事現場）実施状況

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
件数	36	51	40	48	39	20	20	21	14	15	16	16	16	16



立入検査の状況

(5) 食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）が13年5月1日に施行され、食品関連事業者（製造、流通、外食、旅館、結婚式場等）は食品廃棄物の発生抑制と再生利用の推進に努めることとなっている。

食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、27年7月に新たに策定された基本方針において、食品関連事業者の目標として、31年度までの再生利用等実施率が、食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%とされた。

国が定めた目標の達成を目指して、食品関連事業者は国が示す判断基準に基づく取組みを進めることとされており、国は必要に応じて助言、指導を行うとともに、食品廃棄物の発生量が年間100トン以上の事業者（食品廃棄物等多量排出事業者）に対しては、その取組みが不十分な場合に勧告、命令を行うこととしている。

また、19年の法改正により、食品廃棄物等多量発生事業者に対し、毎年度、食品廃棄物等の発生量、再生利用等の取組状況等について、主務大臣に報告する義務が措置された。

(6) 自動車リサイクル法

使用済自動車は、有用金属・部品を含み資源として価値が高いものであるため、従来は解体業者や破砕業者において売買を通じて流通し、リサイクル・処理が行われてきたが、産業廃棄物最終処分場の逼迫により使用済自動車から生じるシュレッダーダストを低減する必要性が高まっていた。

また、最終処分費の高騰、鉄スクラップ価格の低迷により、有価で流通してきた従来のリサイクルシステムは機能不全に陥るおそれがあり、不法投棄・不適正処理の懸念も生じていた。

このため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務づけることにより使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）が17年1月1日から本格施行された。

29年度末における県内の登録・許可事業者数は表-8のとおりである。

表-8 自動車リサイクル法の登録・許可事業者数

(30年3月31日現在)

区分	引取業	フロン類回収業	解体業	破砕業
登録・許可事業者数	357	94	31	10
	217	58	15	2

(注) 上段は富山県の登録・許可事業者数、下段は富山市の登録・許可事業者数である。

(7) パソコンのリサイクル

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）において、製造等事業者が自主回収及び再資源化の取組みを促進すべき商品（指定再資源化商品）として、13年4月から事業者が排出するパソコンについて、15年10月から家庭が排出するパソコンについて、製造等事業者によりリサイクルされている。また、小型家電リサイクル法に基づき、一部の家電量販店や市町村等でもパソコンの回収を行っている。

3. 富山市エコタウン事業

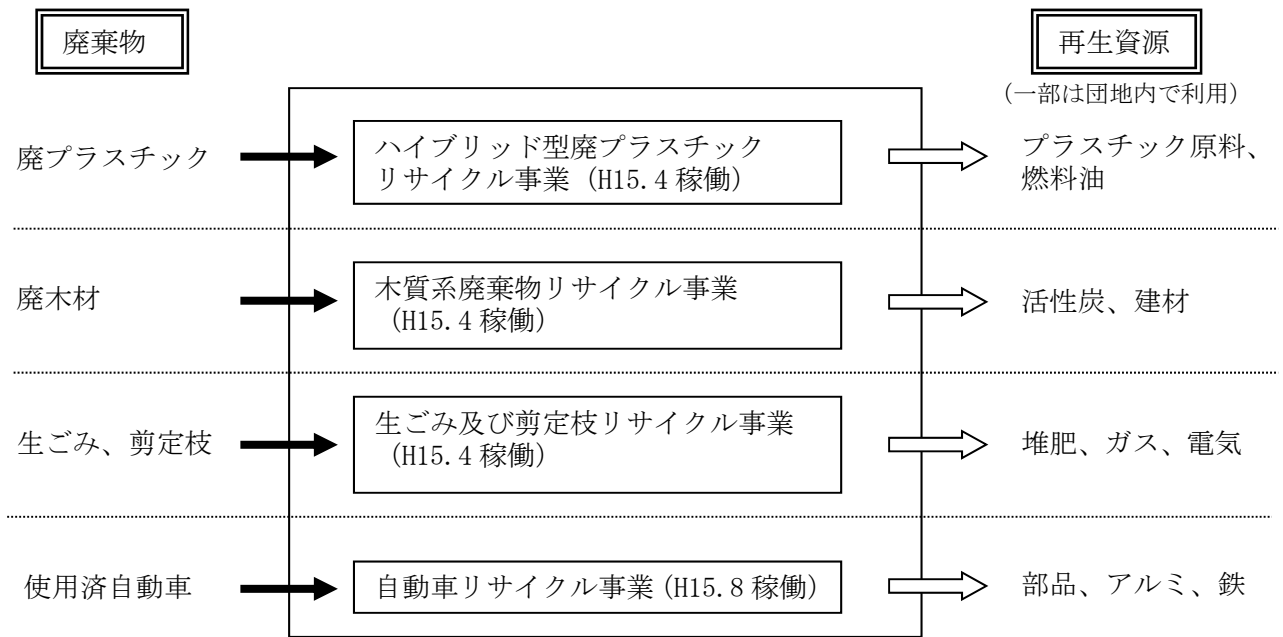
環境調和型のまちづくりを目的とした富山市エコタウン事業については、県と富山市が共同でエコタウンプランを作成し、14年5月17日に国の承認を受けた。これは全国で16番目、北陸では初となるものである。

その後、国等の支援を受け、各事業者において施設整備が進められ、現在までに第1期の4事業のほか、第2期の難処理繊維及び混合廃プラスチックリサイクル施設、廃食用油リサイクル施設、廃棄物エネルギーセンターが稼働している。

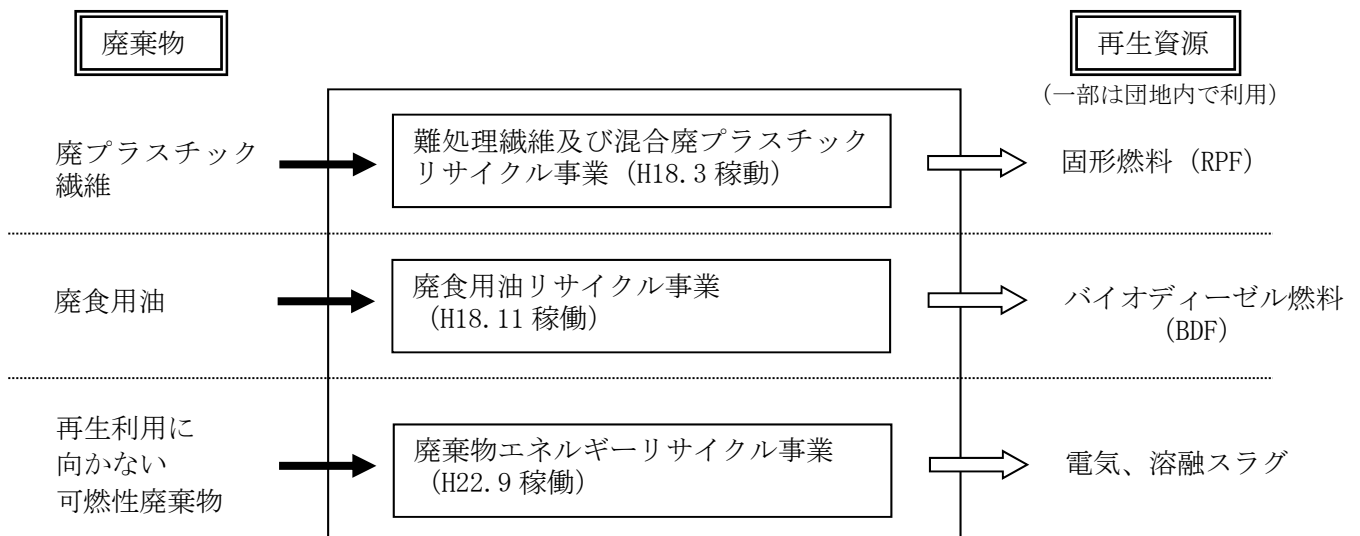
県では、循環型社会の形成に向けた拠点の一つとして、適切な運営に向けて必要な協力を行っていくこととしている。

富山市エコタウン事業の概要は次のとおりである

(1) 第1期事業



(2) 第2期事業



4. 市町村のごみ減量化、再生利用推進事業

(1) 環境教育、啓発活動

市町村におけるごみ減量化、再生利用への主な取組みとして、富山市では小学生向け副読本を作成しているほか、表-9のとおり、リサイクル生活展等のイベントや不用品交換会等を開催している。

表-9 イベントや不用品交換会等の開催状況 (29年度)

市	町	村	名 称
富	山	市	みんなの消費生活展（市消費生活センター主催） 出前講座、3R推進スクール
高	岡	市	出前講座、集積場の早朝パトロール
魚	津	市	環境フェスティバル
滑	川	市	出前講座、刃物・傘の修理相談デー、リサイクル品 展示会、滑川市環境フェア
黒	部	市	自治振興会・市内小中高校でごみの減量化・リサイ クル推進の講習会、アクアパークフェスティバル等 でのパネル展示
南	砺	市	フリーマーケット（後援）、市内イベントへのキッ チンカー出展、出前講座
射	水	市	環境とくらしフェア、出前講座、親子リサイクル体 験教室
上	市	町	リサイクル見学（保健衛生協会）
立	山	町	たてやま環境フェア
入	善	町	にゅうぜん商工フェア、クリーン入善7125大作戦
朝	日	町	出前講座

(2) 住民等への助成制度

集団回収に対する報奨金制度は表-10のとおり14市町で導入している。

また、住民に対する生ごみリサイクルの補助制度について、表-11のとおりであり、生ごみ堆肥化容器は10市町村で、電気生ごみ処理機は12市町村で補助が実施されている。

表-10 集団回収に対する報償金制度の実施状況

(30年4月1日現在)

	紙	布	金属	びん	紙パック
実施市町村数	14	10	8	3	10

表-11 住民に対する生ごみリサイクルの補助制度状況

(30年4月1日現在)

	生ごみ堆肥化容器	電気生ごみ処理機
実施市町村数	9	11
限度額(円)	3,000～20,000	10,000～50,000
補助率	1/3～1/2	1/3～1/2

(3) 資源ごみ回収常設ステーションの設置

市町村における資源ごみ回収常設ステーションは、表-12 のとおり 12 市町で、計 40 施設が設置されている。

なお、県では、20、21 年度に、市町村による資源ごみ回収常設ステーションの設置に対し助成を行った。

表-12 市町村における資源ごみ回収常設ステーションの設置状況

(30 年 4 月 1 日現在)

設 置 市 町 村	施 設 設 置 数
富 山 市	8
高 岡 市	2
魚 津 市	6
滑 川 市	4
黒 部 市	3
小 矢 部 市	1
南 砺 市	1
射 水 市	2
上 市 町	1
立 山 町	3
入 善 町	6
朝 日 町	3
計	40 施設

いつでも、どこでも3R

平成30年10月12日に富山県で開催された第13回3R推進全国大会を契機に、富山県では消費行動のはじまりである小売店と連携し「いつでも、どこでも3R」という新たな3Rの仕組みを構築し、取組みを促進しています。

1 いつでも、どこでもマイバッグ運動

平成20年に始まった全国初の県単位でのレジ袋無料配布廃止から10周年を迎え、マイバッグ持参の定着やレジ袋削減を一層推進するため、携帯型マイバッグの作成・配布や、コンビニエンスストアと連携して店舗利用者に対してマイバッグ持参等を呼びかけるなどの普及啓発を行う「いつでも、どこでもマイバッグ運動」を実施しています。

マイバッグの作成・配布

かばん等に取り付けられるストラップのついた携帯型マイバッグを作成・配布



コンビニエンスストアとの連携

コンビニエンスストアの利用者を対象にマイバッグ利用を呼びかけ



店員が着用する缶バッジ

2 いつでも、どこでもリサイクル（使用済小型家電リサイクルの拡大）

県内では、全15市町村において使用済小型家電を回収し、リサイクルが行われています。30年度は、リサイクルをさらに促進するため、回収方法の拡大・多様化や消費者の利便性向上に向けて、家電量販店の協力により消費者が買い物の際に使用済小型家電を店頭を持ち込めるような新たな仕組みを構築しました。



V 県土美化の推進

1. 県土美化推進事業の概要

(1) 県土美化推進運動

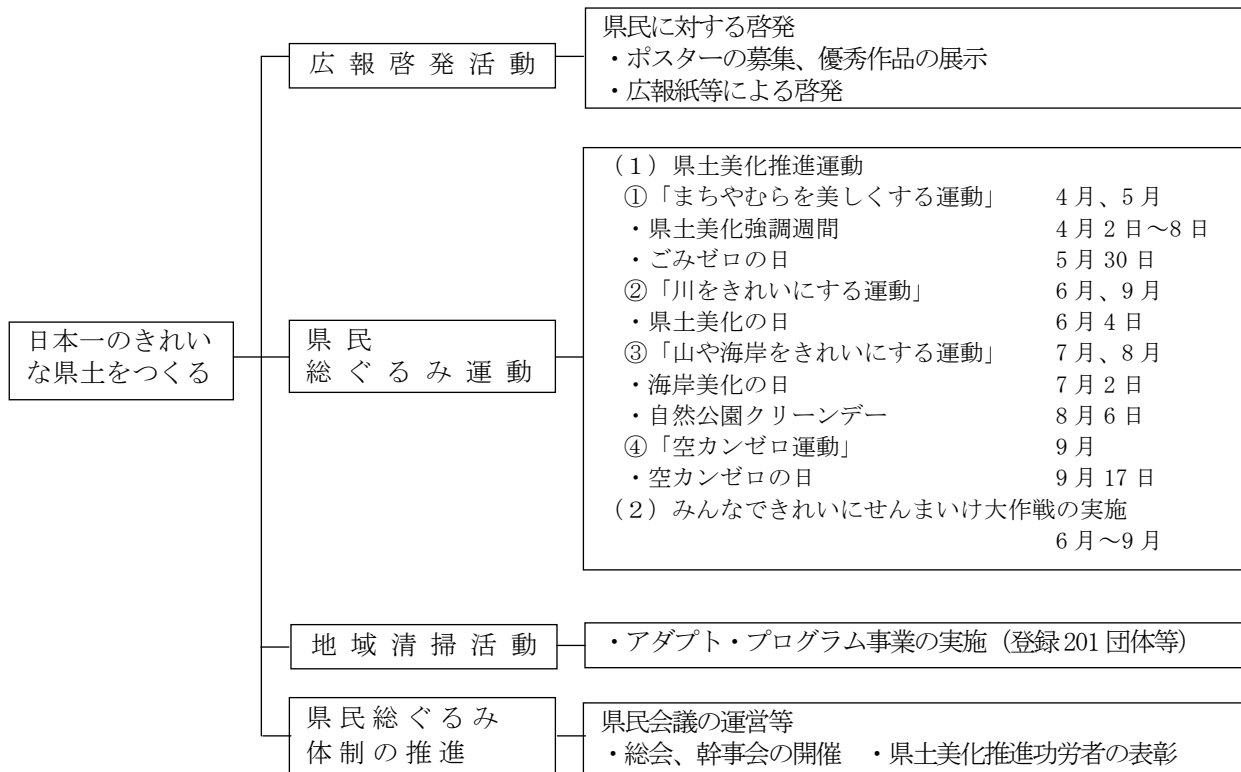
近年、生活水準の向上や余暇の増大等に伴って、県民の環境に対する要望も多様化してきており、清らかな水辺や豊かな緑、美しい町並みや歴史的雰囲気落ち着いたたたずまいなど、私たちの生活にうるおいとやすらぎをもたらす快適な環境を創造していくことが求められている。

このため、県ではこれまで進めてきた公害の防止や自然環境の保全に加えて、ごみのない美しい県土をめざした県土美化運動の推進、「とやまの名水」の選定、「海岸アメニティ・マスタープラン」や花と緑の美しいふるさとづくりの計画策定など、さらに一歩進んだ快適環境づくりをめざした施策を積極的に推進している。

県土美化推進運動は、自治会をはじめ、女性・青年団体などの 85 団体が構成される県土美化推進県民会議を中心に、「日本一のきれいな県土」の実現をめざして、県民総ぐるみの運動として展開されている。

この運動は、図-1 のとおり「まちやむらを美しくする運動」などの美化運動を通じて、ポスターの掲示などの広報啓発活動を行うとともに、公園、道路、河川、海岸等の清掃美化活動を行うなど各種の事業を実施している。

図-1 県土美化推進運動の概要 (29 年度)



【推進標語】 「すすめよう ごみのない美しいまちづくり」



29 年度県土美化推進県民会議総会



環境月間ポスター
小学生の部最優秀賞作品



環境月間ポスター
中学生の部最優秀賞作品

(2) アダプト・プログラム実施状況

13 年度に海岸や公園等において、地域住民等が主体となった継続的な活動が期待できる「アダプト・プログラム制度」*を導入し、15 年度からはその制度を拡充させ、行政と地域住民等との協働体制づくりを推進支援している。

※アダプト・プログラム

アダプト (adopt) とは、英語で養子縁組するという意味で、市民が公共スペースを里親のように愛情を持って面倒を見る (清掃・美化活動を行う) ことから命名されたもの。

市民と自治体がお互いの役割分担について協議・合意し、継続的に美化活動を進めることをアダプト・プログラムという。

表－1 アダプト・プログラム制度の登録団体数

市町村名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
高岡市	42	46	46	51	53
魚津市	7	7	7	7	7
滑川市	7	7	7	7	7
黒部市	3	3	3	3	3
小矢部市	5	5	5	6	7
南砺市	64	56	53	58	64
射水市	56	59	61	60	60
合計	184 団体等	183 団体等	182 団体等	192 団体等	201 団体等

(3) みんなできれいにせんまいけ大作戦等

海岸漂着物のほとんどは川の流れを通じて海に流出し、海岸に漂着したものであり、美しい海岸を守っていくためには、海岸を有する地域だけでなく、上流から下流に渡る広範な地域での活動が必要である。

そこで、上流・下流の地域の住民が一体となって取り組む県土美化活動「みんなできれいにせんまいけ大作戦」を、県内全市町村で実施している。29年度は15市町村で約31,000人の参加があった。

このほか、県内各地で、地域住民、企業、各種団体等が連携して、清掃美化活動が進められている。

表－2 「県土美化推進運動」活動概要（29年度）

市町村名	実施日	活動地域	参加人数
富山市	4月～11月末	道路・市内全域、河川・海岸一帯、呉羽山、城山周辺、公共・行政施設周辺	82,790人
高岡市	4月～翌年3月	二上山一帯、千保川河川、海岸一帯、古城公園一帯、道路・市内全域等	約67,550人
魚津市	6月7日、7月30日	魚津神社、県道135号線より下流の鴨川流域	約650人
氷見市	6月4日、7月2日、9日	松田江浜～島尾海岸・市内全域	約9,000人
滑川市	5月～10月	市内全域・海岸等	4,498人
黒部市	5月21日、6月25日、7月16日、11月26日	石田浜・黒瀬川、荒俣・生地海岸一帯	約4,100人
砺波市	4月12日、18日、5月28日	市内全域、庄川河川敷	約30,050人
小矢部市	3月25日、4月2日、5月15日～6月20日、10月1日	市内全域	3,054人
南砺市	4月～11月	市内全域	4,602人
射水市	5月21日、6月4日、7月2日、16日、10月15日	市内全域、足洗・海老江・六渡寺海岸、小杉地区、大島地区	20,691人
舟橋村	8月6日	村内全域	約500人
上市町	6月18日、4月～11月	町内全域	3,062人
立山町	6月2日、13日、7月9日	庁舎周辺地域及び道路・前沢中央公園、常願寺川公園及び河川敷	238人
入善町	7月1日～10月31日	町内全域、事務所周辺道路等	10,215人
朝日町	7月	町内全域	4,150人
合計（15市町村）			245,150人

(4) 海岸漂着物対策の推進

海岸漂着物対策については、海岸漂着物処理推進法や「富山県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、沿岸市町等と連携しながら漂着物の回収・処理などに取り組んでいる。

しかし、一部の海岸では依然として多くの漂着物が押し寄せており、本県ではこうした漂着物の大半が内陸部より河川を通じて流出・漂着したものと考えられている。

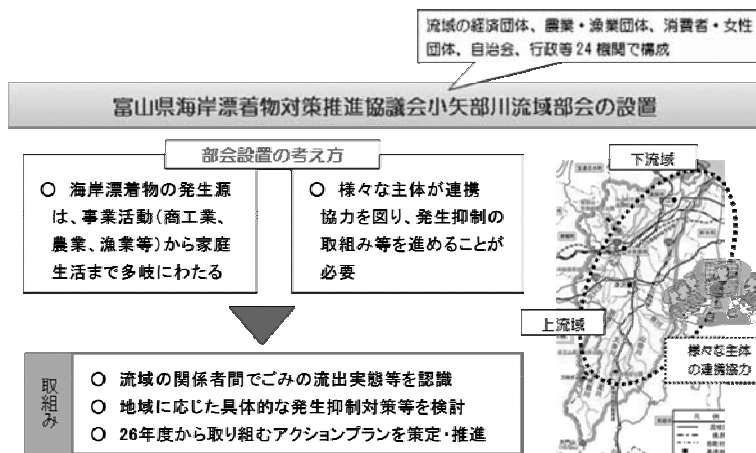
このことから、県では、河口域に位置する海岸の漂着物の状況や、河川敷や浅瀬におけるごみの散乱・滞留状況、川を流れるごみの調査を実施するとともに、これらの結果や発生抑制に関する内容を掲載した啓発リーフレットや小学生向け学習用副読本、「ごみマップ」を作成し、広く配布した。

また、小矢部川流域をモデルとして、富山県海岸漂着物対策推進協議会小矢部川流域部会（流域の経済団体、農業・漁業団体、消費者・女性団体、行政機関で構成）を設置し、海岸漂着物の状況について共通認識を図るとともに、地域に応じた具体的な発生抑制対策の検討を行い、アクションプラン（小矢部川流域における上流下流が連携した海岸漂着物の発生抑制対策について）として取りまとめた。

そのほか、上流域の住民に漂着物の実態を知ってもらうことを目的とした「海岸漂着物フォーラム」の開催（26年度）や、「富山県海岸漂着物対策推進地域計画」の改定、県内全域で上流域から海岸に向けて清掃活動をつなぐ「森・川・海」リレー清掃キャンペーン（27年度）・G7富山環境大臣会合（28年度）や全国植樹祭（29年度）の開催前に海岸一斉清掃を実施した。



小矢部川河口域の海岸の状況
(射水市六渡寺海岸)



オイルフェンスによる川を流れるごみの調査
(小矢部川支流河川)

富山県海岸漂着物対策推進協議会小矢部川流域部会の概要



「小矢部川流域のごみマップ」
(26年3月発行)



「いつまでもきれいな海を守るために」
(29年9月発行)



「用水や川に刈草を流さないで」
(26年5月発行)

・水の恵みと海岸清掃体験ツアーの開催

上流から下流までの川の流れとごみの流れる実態を知ってもらうとともに、海岸清掃を通じて身近なごみと漂着物について考え、ごみの発生抑制につなげることを目的として、「水の恵みと海岸清掃体験ツアー」を開催した。

このツアーでは、参加者（親子等 88 人）が、上流から下流までの川の流れとごみの流れる実態を見るとともに、海岸清掃（283kg のごみを回収）を通じて、漂着物の多くが身近なごみであることについて学んだ。



河川上流部の見学



海岸清掃の実施

・県内海岸におけるマイクロプラスチック漂着実態調査

生態系への影響などが懸念されているマイクロプラスチック（5mm以下の微細なプラスチック）について、県内海岸で採取したマイクロプラスチックを分析し、素材の特定や原因となるプラスチック製品の推定を行った。

<調査方法>

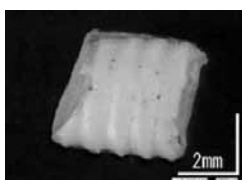
- 調査時期 平成29年10月27日（台風後の出水時）、12月7日（平常時）
- 調査地点 島尾・松田江浜（氷見市）から宮崎・境海岸（朝日町）までの10海岸
- 分析手法 各海岸で採取したマイクロプラスチック（462個）を大きさ、形状、色、硬さ、質感により分類して代表試料（57検体）を抽出し、赤外線照射して吸収される波長から素材を分析（FT-IR測定法）

<調査結果>

素材としては、海岸で数多く見られる容器や生活雑貨などの原料であるポリエチレン（37%）やポリスチレン（21%）、ポリプロピレン（19%）の割合が高いことがわかった。

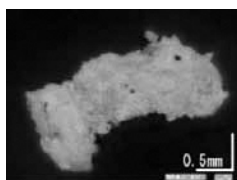
<採取したマイクロプラスチックの例>

①ポリエチレン



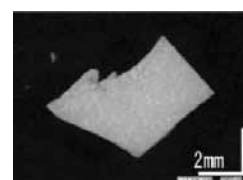
洗剤又は歯磨き容器等
（ふた部分）

②ポリスチレン



食品トレイ又は
カップ麺容器等

③ポリプロピレン



容器のふた、文房具等

<まとめ>

容器や生活雑貨など身の回りのごみに由来するマイクロプラスチックが県内の海岸でも数多く見られたことから、マイクロプラスチックの削減のためにも、日常生活の中でのごみの3Rや清掃活動の推進が必要であることが改めて確認された。

スマホアプリ「ピリカ」によるごみ拾い活動の推進

富山湾の海岸ごみの8割は県内で発生し、川から海に流れ出たものです。海岸ごみを減らすためには、わたしたちの生活から出るごみを減らすとともに、地域のごみ拾い活動を進めることが必要です。

県では、ごみ拾いの様子を誰でも気軽に世界中に発信できるスマホアプリ「ピリカ」を活用したごみ拾い活動を推進しています。

上流・下流の住民一人ひとりがごみを減らす取組みを「ありがとう」でつなぎ、富山湾がきれいになる様子をみんなで発信していきましょう！

ピリカの使い方

- ①右のQRコードを読み取るか、「ピリカ」で検索
- ②ページ内からアプリストアに移動し、「ピリカ」をダウンロード



- ① まず、ダウンロード（無料）
- ② ごみを拾う（ごみ1個でもOK!）
- ③ 「ピリカ」で写真を撮って投稿！



- ★世界中から「ありがとう！」などのコメントが届く！！
- ★友人や職場の仲間と投稿し合えば、活動が盛り上がる！！



スポーツ観戦後、学校・仕事からの帰り道、散歩などで身近なごみを拾って投稿してみよう！

また、県内で投稿されたごみ拾い活動を見える化したウェブページ「みんなできれいにせんまいけ！とやま ～守ろう、世界で最も美しい富山湾！～」を公開しています。（<http://www.pirika.org/pref/toyama>）

ごみ拾い活動が地図上にリアルタイムで表示されますので、他のユーザーと「ありがとう」を送り合ってごみ拾いの輪を広げていきましょう！！



<スマホアプリ「ピリカ」画面>



<ごみ拾い活動見える化ウェブページ画面>

【 資 料 編 】

目 次

表-1	計画処理区域の状況	61
表-2	ごみ処理状況の推移	62
図-1	総人口とごみ総排出量の推移	62
表-3	資源化量及びリサイクル率の推移	63
表-4	ごみの収集状況	64
表-5	市町村別1人1日当たりごみ排出量及びリサイクル率の状況(28年度)	65
表-6	ごみの収集形態別収集量(28年度)	66
表-7	ごみ処理の状況(28年度)	68
表-8	浄化槽設置数の推移	70
表-9	浄化槽構造別設置数	71
表-10	し尿処理状況の推移	72
表-11	し尿収集処理状況(28年度)	74
表-12	し尿の収集形態別収集量(28年度)	76
表-13	し尿処理状況(28年度)	78
図-2~16	し尿・浄化槽汚泥処理量の推移(市町村別)	80
表-14	条例の制定状況及び手数料(1)~(2)	84
表-15	廃棄物処理事業経費(28年度)	87
表-16	リサイクル認定一覧(29年度認定分)	88
表-17	市町村別分別収集量(29年度)	90
表-18	富山県分別収集促進計画に基づく分別収集見込量及び実績量	91
表-19	ごみの減量化、再生利用の取組み状況(29年度)	92
表-20	集団回収に対する報償金制度の実施状況	93
表-21	住民に対する生ごみリサイクルの補助制度状況	93
表-22	資源ごみ回収常設ステーションの設置状況(1)~(3)	94

表－１ 計画処理区域の状況

(28年10月1日現在)

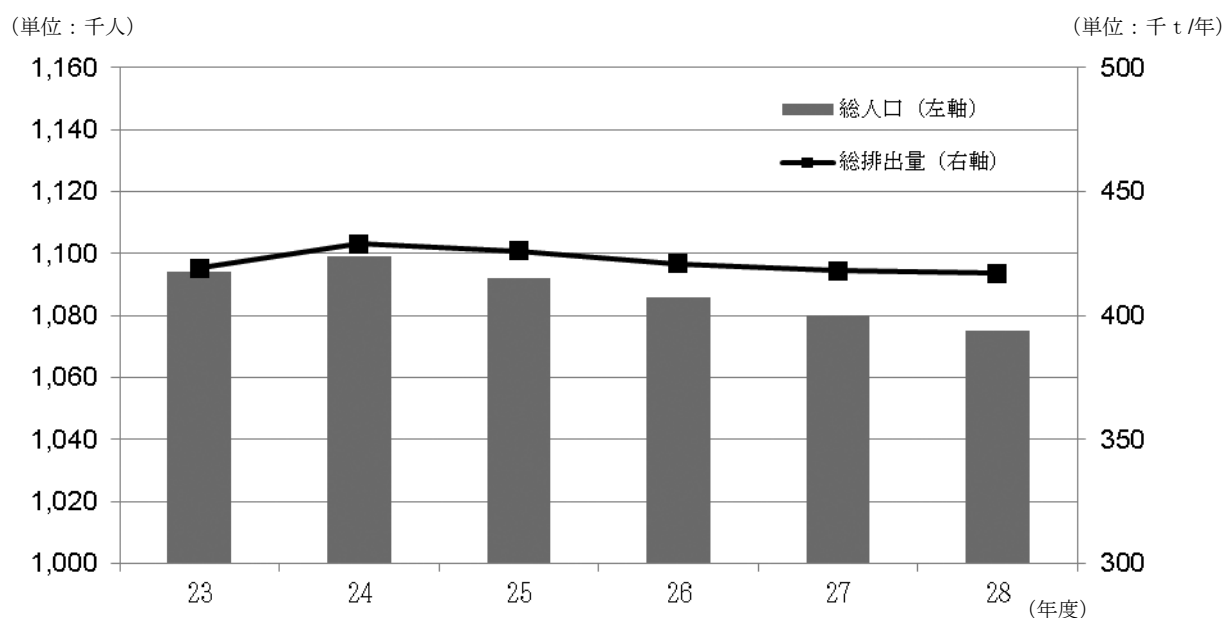
市 町 村	人 口 (人)	世帯数 (世帯)
富 山 市	417,922	165,746
高 岡 市	174,477	64,642
魚 津 市	42,850	15,889
氷 見 市	49,289	16,276
滑 川 市	33,399	11,905
黒 部 市	41,830	14,918
砺 波 市	49,094	16,448
小 矢 部 市	30,816	9,554
南 砺 市	52,659	16,765
射 水 市	94,050	32,540
舟 橋 村	3,024	918
上 市 町	21,192	7,489
立 山 町	26,497	9,277
入 善 町	25,562	8,705
朝 日 町	12,564	4,540
合 計	1,075,225	395,612

表-2 ごみ処理

年度	総人口 (人)	総排出量 (t/年)	ごみ処理		
			計画収集量+ 直接搬入量	集団回収量	民間事業者 による回収量
23	1,094,479	418,712	377,200	34,301	5,211
24	1,098,716	429,191	389,557	34,043	5,592
25	1,091,948	425,881	386,623	32,275	6,983
26	1,086,315	420,711	381,566	31,562	7,583
27	1,079,555	418,400	380,201	29,999	8,200
28	1,075,225	416,892	380,356	27,451	9,085

注 県内の状況を反映させるため、今回から 23 年度以降の数値は、民間事業者が回収した量を含めている。

図-1 総人口とごみ総排出量の推移



状 況 の 推 移

焼却量 (t/年)	資源化量 (t/年)	リサイクル率 (%)	埋立量 (t/年)
300,750	111,020	26.5	36,714
312,602	112,007	26.1	37,300
311,695	110,616	26.0	37,222
311,371	106,615	25.3	33,764
307,566	105,373	25.2	35,305
305,605	106,608	25.6	34,688

表－3 資源化量及びリサイクル率の推移

年度	23	24	25	26	27	28
直接資源化量 ＋ 中間処理後再資源化量 (t)	71,508	72,372	71,358	67,470	67,174	70,072
集団回収量(t)	34,301	34,043	32,275	31,562	29,999	27,451
民間事業者による 回収量	5,211	5,592	6,983	7,583	8,200	9,085
計 (t)	111,020	112,007	110,616	106,615	105,373	106,608
リサイクル率(%)	26.5	26.1	26.0	25.3	25.2	25.6

表-4 ごみの収集状況

市町村名	可燃ごみ 収集回数 (回/週)	不燃ごみ (粗大ごみ) 収集回数 (回/月)	資源ごみ					
			古紙	紙製容器包装	缶	ビン	ペットボトル	容器包装プラ
			収集回数 (回/月)	収集回数 (回/月)	収集回数 (回/月)	収集回数 (回/月)	収集回数 (回/月)	収集回数 (回/月)
富山市	2	2	1	1	2	2	富山、婦中地域：なし 山田、細入地域：1 大山、八尾地域：2 大沢野地域：4	4
高岡市	2	2	2	2	2	2	2	2
魚津市	2	4	なし	2	1	1	2	2
氷見市	2	2	1	1	1	1	なし	2
滑川市	2	1	1	2	2	2	2	2
黒部市	2	3	2	2	2	2	2	2
砺波市	2	1	なし	1	1	1	1	2
小矢部市	2	1	なし	1	1	1	1	1
南砺市	2	2	なし	1	1	1	1	2
射水市	2	2	なし	2	2	2	2	2
舟橋村	3	2	1	1	2	2	1	4
上市町	2	2	2	2	2	2	なし	4
立山町	2	1回/2月	なし	4	1	1	1	1
入善町	3	3	なし	1	1	1	1	1
朝日町	3	3	なし	4~11月：2回 12~3月：1回	4~11月：2回 12~3月：1回	4~11月：2回 12~3月：1回	なし	4~11月：2回 12~3月：1回

表-5 市町村別1人1日当たりごみ排出量及びリサイクル率の状況(28年度)

区分 市町村別	人口 (人)	排出量(t/年)			1人1日当たり排出量 (g/人・日)			再生利用量(t/年)			リサイクル率 (%)	最終処分量 (t/年)
		生活系	事業系		生活系	事業系		資源化量	集団回収量			
富山市	417,922	164,221	110,419	53,802	1,077	724	353	41,238	27,199	14,039	25.1	13,284
高岡市	174,477	61,871	37,017	24,854	972	581	390	13,505	9,037	4,468	21.8	5,900
魚津市	42,850	16,485	11,725	4,760	1,054	750	304	3,445	2,730	715	20.9	1,403
氷見市	49,289	18,828	11,647	7,181	1,047	647	399	4,732	3,627	1,105	25.1	2,443
滑川市	33,399	15,449	10,830	4,619	1,267	888	379	5,224	5,224	0	33.8	986
黒部市	41,830	16,408	11,561	4,847	1,075	757	317	3,632	3,258	374	22.1	1,200
砺波市	49,094	16,315	9,925	6,390	910	554	357	2,663	1,751	912	16.3	1,757
小矢部市	30,816	9,406	6,064	3,342	836	539	297	1,374	1,007	367	14.6	1,699
南砺市	52,659	15,346	10,125	5,221	798	527	272	4,122	3,210	912	26.9	1,155
射水市	94,050	36,319	22,408	13,911	1,058	653	405	9,418	6,507	2,911	25.9	1,731
舟橋村	3,024	1,039	815	224	941	738	203	149	149	0	14.3	87
上市町	21,192	8,423	5,878	2,545	1,089	760	329	1,734	1,579	155	20.6	694
立山町	26,497	11,456	7,273	4,183	1,185	752	433	3,086	2,135	951	26.9	955
入善町	25,562	10,925	9,069	1,856	1,171	972	199	2,210	1,723	487	20.2	928
朝日町	12,564	5,316	4,555	761	1,159	993	166	991	936	55	18.6	466
県全体	1,075,225	※ 416,892	※ 278,396	138,496	1,039	686	353	※ 106,608	70,072	27,451	※ 25.6	34,688

※県全体の数値は、民間事業者による再生利用量(9,085t)を含めて集計したものである。

表-6 ごみの収集

市町村名	可燃ごみ				不燃ごみ				資源ごみ			
	直営	委託	許可	計	直営	委託	許可	計	直営	委託	許可	計
富山市	47,996	33,549	39,182	120,727	2,824	1,957	0	4,781	3,350	6,068	14,069	23,487
高岡市	12,308	14,491	16,960	43,759	61	384	0	445	846	4,459	0	5,305
魚津市	0	7,387	3,452	10,839	0	1,738	444	2,182	0	1,533	0	1,533
氷見市	34	7,937	4,475	12,446	0	662	279	941	0	1,436	0	1,436
滑川市	0	6,784	2,302	9,086	0	398	0	398	0	1,027	232	1,259
黒部市	0	7,418	2,625	10,043	0	1,726	461	2,187	0	1,236	0	1,236
砺波市	0	7,203	5,334	12,537	0	278	0	278	0	410	0	410
小矢部市	0	4,315	2,485	6,800	0	327	0	327	0	503	0	503
南砺市	0	7,242	3,118	10,360	0	317	0	317	0	597	10	607
射水市	0	16,163	0	16,163	0	1,186	0	1,186	0	1,004	0	1,004
舟橋村	0	603	99	702	0	22	0	22	0	109	0	109
上市町	0	4,361	2,096	6,457	0	235	77	312	0	1,061	43	1,104
立山町	0	5,576	2,737	8,313	0	20	0	20	0	650	0	650
入善町	0	5,697	777	6,474	0	866	147	1,013	0	935	0	935
朝日町	0	2,818	331	3,149	0	405	74	479	0	467	0	467
合計	60,338	131,544	85,973	277,855	2,885	10,521	1,482	14,888	4,196	21,495	14,354	40,045

形態別収集量 (28年度)

(単位：t/年)

粗大ごみ				その他				収集総量				直接搬入 ごみ	自家 処理量
直営	委託	許可	計	直営	委託	許可	計	直営	委託	許可	計		
0	0	0	0	324	5	0	329	54,494	41,579	53,251	149,324	858	0
0	0	0	0	0	0	0	0	13,215	19,334	16,960	49,509	7,894	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,658	3,896	14,554	1,216	0
0	0	0	0	0	0	240	240	34	10,035	4,994	15,063	2,660	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,209	2,534	10,743	4,706	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,380	3,086	13,466	2,568	0
0	0	0	0	0	6	0	6	0	7,897	5,334	13,231	2,172	0
0	0	0	0	0	16	0	16	0	5,161	2,485	7,646	1,393	0
0	0	0	0	0	6	0	6	0	8,162	3,128	11,290	3,144	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,353	0	18,353	15,055	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	734	99	833	206	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,657	2,216	7,873	395	0
0	0	0	0	0	36	0	36	0	6,282	2,737	9,019	1,486	0
0	453	47	500	0	0	0	0	0	7,951	971	8,922	1,516	0
0	212	43	255	0	0	0	0	0	3,902	448	4,350	911	0
0	665	90	755	324	69	240	633	67,743	164,294	102,139	334,176	46,180	0

表-7 ごみ処理の

市 町 村 一部事務組合	処理量(直接焼却量+焼却以外の中間処理量+直接最終処分量+直接資源化量)													
	合計	直 接 焼却量	焼却以外の中間処理量(粗大ごみ処理施設+資源化等を行う施設+ごみ燃料化施設+その他の施設)						直接最終 処分量	直接資源化量(紙類+金属類+ガラス類+ペットボトル+プラスチック類+布類+その他)				
			合計	粗大ごみ 処理施設	資源化等 を行う施設 ※2	ご み 燃 料 化 施 設	そ の 他 の 施 設	合計		紙類	金属類	ガラス類	ペット ボトル	
														(t)
富山地区広域圏	185,443	147,511	31,084	5,420	10,992	14,667	5	324	6,524	2,871	108	152	638	
富山市	150,182	121,585	23,901	4,781	9,564	9,551	5	324	4,372	1,411	0	0	548	
滑川市	15,449	10,115	4,545	398	676	3,471	0	0	789	566	0	0	64	
舟橋村	1,039	907	41	6	33	2	0	0	91	68	0	0	2	
上市町	8,268	6,564	1,012	190	588	234	0	0	692	668	0	0	0	
立山町	10,505	8,340	1,585	45	131	1,409	0	0	580	158	108	152	24	
高岡地区広域圏	84,165	66,860	15,001	875	9,762	4,150	214	1,654	650	344	179	127	0	
高岡市	57,403	46,768	9,878	0	6,362	3,516	0	757	0	0	0	0	0	
氷見市	17,723	12,948	4,015	875	2,591	549	0	260	500	344	156	0	0	
小矢部市	9,039	7,144	1,108	0	809	85	214	637	150	0	23	127	0	
新川広域圏	47,503	33,116	10,216	6,448	710	3,058	0	0	4,171	2,700	229	602	199	
魚津市	15,770	11,029	3,208	2,242	360	606	0	0	1,533	993	84	203	79	
黒部市	16,034	10,722	4,076	2,293	217	1,566	0	0	1,236	901	59	163	48	
入善町	10,438	7,708	1,795	1,167	99	529	0	0	935	498	67	161	50	
朝日町	5,261	3,657	1,137	746	34	357	0	0	467	308	19	75	22	
砺波広域圏	29,837	23,736	5,154	1,337	3,231	569	17	199	748	228	5	369	28	
砺波市	15,403	12,854	2,239	943	1,011	285	0	92	218	96	2	120	0	
南砺市	14,434	10,882	2,915	394	2,220	284	17	107	530	132	3	249	28	
射水市	33,408	26,795	6,250	1,627	3,211	1,412	0	67	296	183	27	0	45	
合 計	380,356	298,018	67,705	15,707	27,906	23,856	236	2,244	12,389	6,326	548	1,250	910	

※1 一部事務組合の数値は、構成市町村について合計したものであり、一部事務組合の事業実績と一致しない場合がある。

※2 「資源化等を行う施設」には、ごみ堆肥化施設、飼料化施設、メタン化施設及びその他の資源化等を行う施設が含まれる。

状 況 (28 年 度)

			焼却処理量(直接焼却量+焼却施設 以外の中間処理施設からの搬入量)					最終処分量(直接最終処分量+焼却残渣量+焼却施設以外の 中間処理施設からの残渣量)								
			合計 (t)	直 接 焼却量 (t)	焼却処理以外の中間 処理施設からの搬入量			合計 (t)	直接最終 処 分 量 (t)	焼 却 残 渣 量 (t)	焼却以外の中間処理施設からの残渣量					
					粗大ごみ 処理施設 (t)	資源化 等を行 う施設 ※2 (t)	ご み 燃料化 施 設 (t)				合計 (t)	粗大ごみ 処理施設 (t)	資源化 等を行 う施設 ※2 (t)	ご み 燃料化 施 設 (t)	その他の 施 設 (t)	
プラスチック類 (白色/含む) (t)	布類 (t)	その他 (t)														
2,674	33	48	149,520	147,511	1,999	10	0	16,006	324	14,204	1,478	1,470	7	0	1	
2,413	0	0	123,373	121,585	1,788	0	0	13,284	324	11,649	1,311	1,310	0	0	1	
125	11	23	10,264	10,115	149	0	0	986	0	877	109	109	0	0	0	
21	0	0	907	907	0	0	0	87	0	81	6	6	0	0	0	
0	22	2	6,626	6,564	62	0	0	694	0	642	52	45	7	0	0	
115	0	23	8,350	8,340	0	10	0	955	0	955	0	0	0	0	0	
0	0	0	67,827	66,860	208	679	80	10,042	1,654	7,391	997	501	245	37	214	
0	0	0	47,508	46,768	0	660	80	5,900	757	5,042	101	0	101	0	0	
0	0	0	13,175	12,948	208	19	0	2,443	260	1,538	645	501	144	0	0	
0	0	0	7,144	7,144	0	0	0	1,699	637	811	251	0	0	37	214	
331	0	110	36,212	33,116	3,096	0	0	3,997	0	3,652	345	345	0	0	0	
137	0	37	12,866	11,029	1,837	0	0	1,043	0	1,231	172	172	0	0	0	
65	0	0	10,722	10,722	0	0	0	1,200	0	1,200	0	0	0	0	0	
110	0	49	8,356	7,708	648	0	0	928	0	812	116	116	0	0	0	
19	0	24	4,268	3,657	611	0	0	466	0	409	57	57	0	0	0	
118	0	0	24,361	23,736	604	21	0	2,912	199	2,329	384	383	0	0	1	
0	0	0	13,297	12,854	428	15	0	1,757	92	1,394	271	271	0	0	0	
118	0	0	11,064	10,882	176	6	0	1,155	107	935	113	112	0	0	1	
12	1	28	27,685	26,795	890	0	0	1,731	67	1,413	251	251	0	0	0	
3,135	34	186	305,605	298,018	6,797	710	80	34,688	2,244	28,989	3,455	2,950	252	37	216	

表－８ 浄化槽設置数の推移

① 浄化槽設置状況

(単位：基)

管 轄	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
新 川	14,837	14,631	12,536	12,581	12,029	11,724	11,239	10,797	10,111	9,584	9,095	7,418	7,196	6,680	6,410	6,149	6,004
魚 津	5,542	5,381	5,196	5,084	4,747	4,551	4,289	4,121	3,940	3,812	3,578	3,235	2,973	2,869	2,704	2,537	2,432
中 部	12,559	12,298	12,131	12,043	11,870	11,379	11,194	11,012	10,514	10,207	9,699	8,645	7,774	7,234	6,730	6,184	5,957
射 水	9,523	8,977	8,461	8,526	7,657	7,665	7,269	6,980	6,653	6,456	4,270	4,052	3,859	3,453	2,804	2,681	2,604
氷 見	4,515	4,401	4,304	4,181	3,973	3,923	3,830	3,782	3,779	3,681	3,676	3,494	3,371	3,443	3,422	3,417	3,402
砺 波	11,675	11,868	11,619	10,684	10,520	10,430	10,291	8,477	8,364	8,181	8,194	7,998	7,488	7,161	6,892	6,633	6,496
小 矢 部	6,327	6,109	6,049	6,001	5,369	3,789	3,990	3,757	3,725	3,716	3,609	3,683	3,594	3,543	3,485	3,432	3,383
高 岡 市	12,542	11,941	11,557	11,147	10,412	11,610	10,712	10,331	9,913	9,188	8,387	8,077	7,618	7,344	6,985	6,738	6,639
富 山 市	30,949	29,410	28,645	27,927	26,093	22,872	21,279	20,281	19,919	19,421	16,058	14,769	13,562	12,216	11,361	10,483	10,003
合 計	108,469	105,016	100,498	98,174	92,670	87,943	84,093	79,538	76,918	74,246	66,566	61,371	57,435	53,943	50,793	48,254	46,920

② 浄化槽設置整備事業の状況

(単位：基)

市町村名	S63~H11	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
富山市	1,353	117	64	77	65	26	21	23	21	23	23	13	7	13	10	8	13	8	1,885
高岡市	590	90	47	74	53	50	57	39	36	28	18	20	22	5	7	11	8	6	1,161
魚津市	464	70	22	15	18	18	15	7	11	13	13	6	5	11	2	1	2	1	694
氷見市	352	92	62	69	80	83	63	73	94	77	94	69	61	96	75	49	35	29	1,553
滑川市	529	111	64	63	58	49	41	48	31	13	11	8	4	8	5	5	2	2	1,052
黒部市	266	30	33	24	31	26	15	12	14	18	14	16	9	5	5	8	5	7	538
砺波市	140	81	57	87	61	64	76	60	46	48	61	53	46	46	24	27	33	17	1,027
小矢部市	218	80	38	48	36	31	34	21	36	31	30	18	22	31	28	29	21	24	776
南砺市	7	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
射水市	36	2	5	10	4	6	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	1	2	69
上市町	3	2	3	3	4	1	2	1	2	-	1	2	1	1	-	1	2	-	29
立山町	-	-	-	11	9	6	5	10	4	4	4	8	4	4	4	3	3	4	83
入善町	316	73	28	42	30	21	9	9	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	536
朝日町	297	62	23	35	37	31	25	31	27	18	12	15	17	11	7	9	5	6	668
計	4,571	810	446	560	486	412	363	334	330	273	283	229	198	231	167	151	130	106	10,080

※ 富山市は旧富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町のデータの合計である。

高岡市は旧高岡市、福岡町のデータの合計である。

砺波市は旧砺波市、庄川町のデータの合計である。

南砺市は旧城端町、平村、上平村、利賀村、井波町、井口村、福野町、福光町のデータの合計である。

射水市は旧新湊市、小杉町、大門町、大島町、下村のデータの合計である。

表－9 浄化槽構造別設置数

(29年3月31日現在)

区分		人槽	合計	設置数													
				5~10	11~20	21~50	51~100	101~200	201~300	301~500	501~1,000	1,001~2,000	2,001~3,000	3,001~4,000	4,001~5,000	5,001~10,000	10,001~
単独	新構造	分離接触ばっ気	21,945		20,075	1,736	122	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0
		分離ばっ気	2,362		2,255	86	19	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		散水ろ床	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	24,307		22,330	1,822	141	12	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	旧構造	腐敗型	2,097		1,736		302	36	15	6	1	1	0	0	0	0	0
		ばっ気型	7,167		6,741		412	9	2	3	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	9,264		8,477		714	45	17	9	1	1	0	0	0	0	0
		合計	33,571		30,807		2,677	57	19	9	1	1	0	0	0	0	0
合併	新構造	分離接触ばっ気	232	15	67	149	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		嫌気ろ床接触ばっ気	3,926	3,840	59	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		脱窒ろ床接触ばっ気	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		回転板接触	5		0	0	0	2	0	1	2	0	0	0	0	0	0
		接触ばっ気	725		0	0	276	219	103	71	39	15	0	1	1	0	0
		散水ろ床	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		長時間ばっ気	38		0	0	0	1	6	2	16	10	0	2	1	0	0
		標準活性汚泥	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		接触ばっ気・ろ過	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		凝集分離	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	旧構造	接触ばっ気・活性炭	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		凝集分離・活性炭	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		硝化液循環	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		三次処理脱窒・脱磷	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他(大臣認定型)	8,392	7,387	306	457	62	45	23	30	32	40	8	2	0	0	0
計	13,318		11,674	633	339	267	132	104	89	65	8	5	2	0	0		
旧構造	散水ろ床	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	活性汚泥	30		0		1	8	7	7	3	3	0	0	1	0	0	
	その他	1		0		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
	計	31		0		1	8	7	8	3	3	0	0	1	0	0	
合計	13,349		11,674		973	275	139	112	92	68	8	5	3	0	0		
総計	46,920		42,481		3,650	332	158	121	93	69	8	5	3	0	0		

表-10 し尿処理

年 度	総 人 口 (人)	計画収集人口 (人)	水 洗 便 所			区 域 内 排 出 量 (kℓ /年)	計
			浄化槽基数	浄化槽等人口 (人)	下水道人口 (人)		し尿処理 施 設
57	1,115,955	566,571	61,343	244,677	149,481	401,912	319,343
58	1,118,955	564,659	65,722	253,760	160,886	398,310	322,034
59	1,121,712	569,494	70,403	277,844	162,552	403,577	329,275
60	1,123,980	537,383	76,453	319,035	167,969	400,703	333,302
61	1,125,398	525,635	82,048	333,669	174,375	397,535	335,763
62	1,126,006	515,379	87,297	348,031	182,728	388,507	331,975
63	1,125,623	493,140	93,390	370,091	195,317	402,003	343,606
元	1,124,417	472,389	98,733	379,490	210,201	394,789	339,431
2	1,124,897	455,808	102,817	394,120	223,657	380,138	330,183
3	1,124,575	438,726	105,885	397,673	243,094	384,043	335,769
4	1,124,197	392,984	108,286	417,860	274,619	375,682	330,498
5	1,124,048	365,941	111,343	434,917	291,518	383,627	326,296
6	1,126,062	345,313	113,454	440,474	315,455	356,932	318,705
7	1,128,148	309,508	115,678	453,919	346,306	347,920	314,117
8	1,127,948	285,270	113,417	440,569	373,093	341,582	304,109
9	1,128,715	258,516	114,144	443,220	409,895	332,556	298,996
10	1,128,633	227,871	111,442	425,022	460,179	319,475	288,095
11	1,128,527	199,982	110,547	414,456	501,123	296,424	269,610
12	1,127,442	179,259	108,469	406,957	531,458	286,199	261,153
13	1,126,170	165,744	105,016	380,278	573,037	285,070	251,618
14	1,124,476	143,628	100,498	375,922	600,714	259,246	237,877
15	1,121,743	125,147	98,174	356,439	637,480	251,631	230,298
16	1,120,505	108,605	92,670	339,171	671,478	233,164	213,690
17	1,117,411	95,562	87,943	303,902	717,253	218,799	201,048
18	1,113,837	88,829	84,093	294,983	729,455	210,973	194,316
19	1,111,308	75,846	79,538	298,579	736,393	197,636	180,526
20	1,105,276	63,473	76,918	277,594	763,830	186,387	170,775
21	1,099,285	76,297	74,246	246,919	775,897	172,164	158,629
22	1,096,406	67,388	66,566	234,946	793,949	159,105	117,246
23	1,094,479	60,323	61,371	227,332	806,728	150,714	115,077
24	1,098,716	49,989	57,435	226,230	822,415	141,517	107,443
25	1,091,948	46,273	53,943	215,924	829,751	135,965	102,077
26	1,086,315	42,937	50,793	204,419	838,959	128,048	95,423
27	1,079,555	41,289	48,254	194,581	843,685	125,742	94,376
28	1,075,225	39,365	46,920	186,404	849,456	119,406	89,538

状 況 の 推 移

画 処 理 内 訳 (kℓ / 年)				計画処理 区域内自 家処理量 (kℓ /年)	衛 生 率 処 理 (%)	日排出量 (kℓ /日)	1人1日排出量 (ℓ /人・日)	
下水道マン ホール投入	農地還元	その他	計				し 尿	浄 化 槽 汚 泥
9,000	-	-	328,343	73,569	86	1,101	1.25	0.83
9,755	26	-	331,815	66,495	88	1,091	1.27	0.78
12,533	33	-	341,841	61,736	90	1,106	1.28	0.84
14,352	205	-	347,859	52,844	91	1,098	1.34	0.76
15,556	12	-	351,331	46,204	92	1,089	1.33	0.80
15,711	-	-	347,686	40,821	93	1,064	1.33	0.78
24,062	-	-	367,668	34,335	94	1,101	1.43	0.80
24,131	-	-	363,562	31,227	94	1,082	1.43	0.84
24,606	-	-	354,789	25,349	95	1,041	1.42	0.81
26,059	-	-	361,828	22,215	96	1,049	1.47	0.86
25,164	-	-	355,662	20,020	97	1,029	1.57	0.85
25,699	-	-	351,955	16,990	97	1,051	1.65	0.81
25,229	-	-	343,934	12,998	98	978	1.64	0.84
24,207	-	-	338,324	9,596	98	953	1.77	0.82
24,461	-	2,819	331,389	10,193	98	936	1.79	0.89
23,248	-	-	322,244	10,312	99	911	1.85	0.91
22,209	-	-	310,304	9,171	99	875	1.95	0.94
19,426	-	-	289,036	7,388	99	812	1.95	0.96
19,511	1	-	280,665	5,534	99	784	1.96	1.01
18,164	-	-	269,782	15,288	99	781	1.93	1.17
17,986	-	-	255,863	3,383	99	710	2.04	1.09
19,322	-	-	249,620	2,011	99	688	2.11	1.18
18,062	-	-	231,752	1,412	99	639	2.17	1.18
16,994	-	-	218,042	757	99	599	2.28	1.25
16,080	-	-	210,396	577	99	578	2.33	1.25
16,561	-	-	197,087	549	99	540	2.32	1.21
15,126	-	-	185,901	486	99	511	2.48	1.26
13,272	-	-	171,901	263	99	472	1.91	1.32
41,665	-	-	158,911	194	99	436	1.91	1.31
35,544	-	-	150,621	93	99	413	1.97	1.29
33,998	-	-	141,441	76	99	388	2.16	1.23
33,888	-	-	135,965	0	100	373	2.19	1.26
32,526	-	-	127,949	0	100	351	1.97	1.30
31,366	-	-	125,742	0	100	344	1.85	1.37
29,868	-	-	119,406	0	100	327	1.81	1.37

表-11 し尿

市町村名	計画処理 区域人口	計画処理区域人口内訳(人)					
		水洗化人口			非水洗化人口		
		下水道人口	浄化槽等人口	計	計画収集人口	自家処理人口	計
富山市	417,922	365,136	47,652	412,788	5,134	0	5,134
高岡市	174,477	149,277	14,269	163,546	10,931	0	10,931
魚津市	42,850	26,989	13,238	40,227	2,623	0	2,623
氷見市	49,289	36,642	8,559	45,201	4,088	0	4,088
滑川市	33,399	21,873	9,718	31,591	1,808	0	1,808
黒部市	41,830	23,640	17,247	40,887	943	0	943
砺波市	49,094	28,180	17,871	46,051	3,043	0	3,043
小矢部市	30,816	17,804	11,210	29,014	1,802	0	1,802
南砺市	52,659	43,653	7,625	51,278	1,381	0	1,381
射水市	94,050	75,809	16,872	92,681	1,369	0	1,369
舟橋村	3,024	3,017	7	3,024	0	0	0
上市町	21,192	15,273	4,308	19,581	1,611	0	1,611
立山町	26,497	20,155	4,336	24,491	2,006	0	2,006
入善町	25,562	15,475	8,718	24,193	1,369	0	1,369
朝日町	12,564	6,533	4,774	11,307	1,257	0	1,257
合計	1,075,225	849,456	186,404	1,035,860	39,365	0	39,365

収 集 処 理 状 況 (28 年度)

汲み取りし尿の処理体制			浄化槽汚泥の処理体制				し尿・浄化槽汚泥の処理方法				手 数 料						
収集・運搬			中間処理		収集・運搬			中間処理		汚泥の処理方法				有無		算定方式	
直営	委託	許可	直営	組合	直営	委託	許可	直営	組合	処 理 設 施	下 水 道 投 入	前 後 投 入	有	無	従 量	定 額	
	○	○		○			○	○	○	○			○		○		
	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○		○		
	○			○			○		○		○		○		○		
	○		○			○		○		○			○		○		
	○			○			○		○	○			○		○		
	○			○			○		○		○		○		○		
		○		○			○		○	○			○		○		
	○			○			○		○	○			○		○		
	○			○		○			○	○			○		○		
		○	○				○	○		○			○		○		
		○		○			○		○	○			○		○		
		○		○			○		○	○			○		○		
		○		○			○		○	○			○		○		
	○			○			○		○	○	○		○		○		
	○			○	○				○	○	○		○		○		
	10	7	3	13	1	2	12	4	13	13	5		15		15		

表-12 し尿の

市町村名	し尿 (kℓ /年)					浄化槽	
	収集形態別収集量				自家 処理量	収集形態	
	収集総量	直 営	委 託	許 可		収集総量	直 営
富山市	5,998	0	3,108	2,890	0	25,707	0
高岡市	2,818	0	333	2,485	0	10,603	0
魚津市	1,843	0	1,843	0	0	6,652	0
氷見市	2,676	0	2,676	0	0	6,571	0
滑川市	817	0	817	0	0	5,703	0
黒部市	950	0	950	0	0	8,465	0
砺波市	1,775	0	0	1,775	0	7,531	0
小矢部市	1,378	0	1,378	0	0	3,994	0
南砺市	1,247	0	1,247	0	0	1,772	0
射水市	1,656	0	0	1,656	0	8,346	0
舟橋村	8	0	0	8	0	14	0
上市町	1,306	0	0	1,306	0	1,727	0
立山町	1,341	0	0	1,341	0	3,080	0
入善町	1,098	0	1,098	0	0	1,593	0
朝日町	1,163	0	1,163	0	0	1,624	1,624
合 計	26,074	0	14,613	11,461	0	93,332	1,624

収 集 形 態 別 収 集 量 (28 年 度)

汚 泥 (kℓ /年)			計 (kℓ /年)				
別 収 集 量		自 家 処 理 量	収 集 形 態 別 収 集 量				自 家 処 理 量
委 託	許 可		収 集 総 量	直 営	委 託	許 可	
0	25,707	0	31,705	0	3,108	28,597	0
0	10,603	0	13,421	0	333	13,088	0
0	6,652	0	8,495	0	1,843	6,652	0
6,571	0	0	9,247	0	9,247	0	0
0	5,703	0	6,520	0	817	5,703	0
0	8,465	0	9,415	0	950	8,465	0
0	7,531	0	9,306	0	0	9,306	0
0	3,994	0	5,372	0	1,378	3,994	0
1,722	0	0	2,969	0	2,969	0	0
0	8,346	0	10,002	0	0	10,002	0
0	14	0	22	0	0	22	0
0	1,727	0	3,033	0	0	3,033	0
0	3,080	0	4,421	0	0	4,421	0
0	1,593	0	2,691	0	1,098	1,593	0
0	0	0	2,787	1,624	1,163	0	0
8,293	83,415	0	119,406	1,624	22,906	94,876	0

表-13 し尿処理

市 町 村 一 部 事 務 組 合	し 尿 (kℓ /年)			浄 化 槽	
	し尿処理施設	下水道投入	合 計	し尿処理施設	下水道投入
富 山 市	0	0	0	18,853	0
高 岡 市	2,485	0	2,485	0	9,202
氷 見 市	2,676	0	2,676	6,571	0
射 水 市	1,656	0	1,656	8,346	0
新 川 広 域 圏	1,098	3,956	5,054	1,624	16,710
魚 津 市	0	1,843	1,843	0	6,652
黒 部 市	0	950	950	0	8,465
入 善 町	1,098	0	1,098	0	1,593
朝 日 町	0	1,163	1,163	1,624	0
富山地区広域圏事務組合 (富山地区広域圏衛生センター)	9,470	0	9,470	17,378	0
富 山 市	5,998	0	5,998	6,854	0
滑 川 市	817	0	817	5,703	0
舟 橋 村	8	0	8	14	0
上 市 町	1,306	0	1,306	1,727	0
立 山 町	1,341	0	1,341	3,080	0
砺波地方衛生施設組合	4,733	0	4,733	14,648	0
高 岡 市	333	0	333	1,401	0
砺 波 市	1,775	0	1,775	7,531	0
小 矢 部 市	1,378	0	1,378	3,994	0
南 砺 市	1,247	0	1,247	1,722	0
合 計	22,118	3,956	26,074	67,420	25,912

※ 一部事務組合の数値は、構成市町村について合計したものであり、一部事務組合の事業実績と一致しない場合がある。

状 況(28年度)

汚 泥 (k θ /年)		計 (k θ /年)			
農地還元	合 計	し尿処理施設	下水道投入	農地還元	合 計
0	18,853	18,853	0	0	18,853
0	9,202	2,485	9,202	0	11,687
0	6,571	9,247	0	0	9,247
0	8,346	10,002	0	0	10,002
0	18,334	2,722	20,666	0	23,388
0	6,652	0	8,495	0	8,495
0	8,465	0	9,415	0	9,415
0	1,593	1,098	1,593	0	2,691
0	1,624	1,624	1,163	0	2,787
0	17,378	26,848	0	0	26,848
0	6,854	12,852	0	0	12,852
0	5,703	6,520	0	0	6,520
0	14	22	0	0	22
0	1,727	3,033	0	0	3,033
0	3,080	4,421	0	0	4,421
0	14,648	19,381	0	0	19,381
0	1,401	1,734	0	0	1,734
0	7,531	9,306	0	0	9,306
0	3,994	5,372	0	0	5,372
0	1,722	2,969	0	0	2,969
0	93,332	89,538	29,868	0	119,406

図-2 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（富山市）

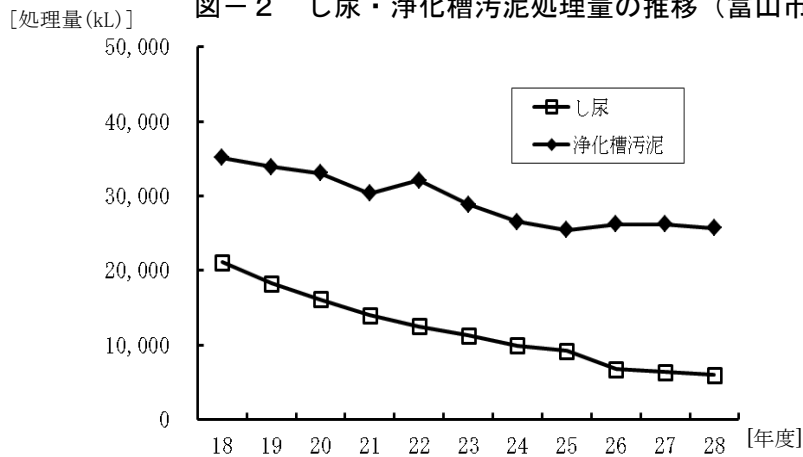


図-3 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（高岡市）

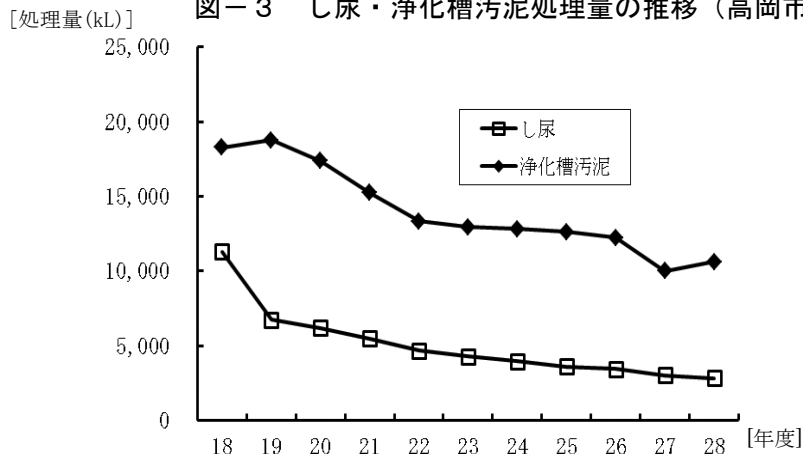


図-4 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（魚津市）

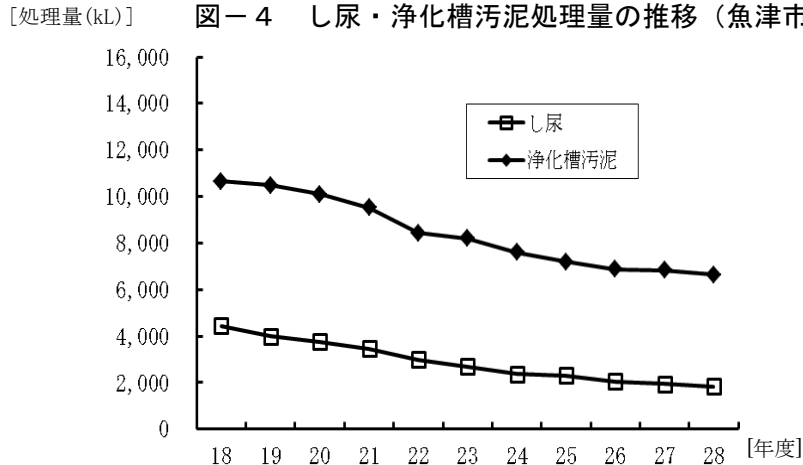
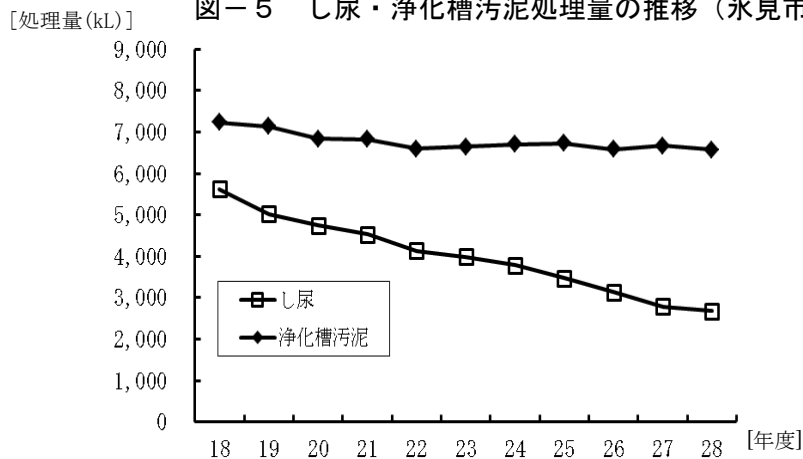


図-5 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（氷見市）



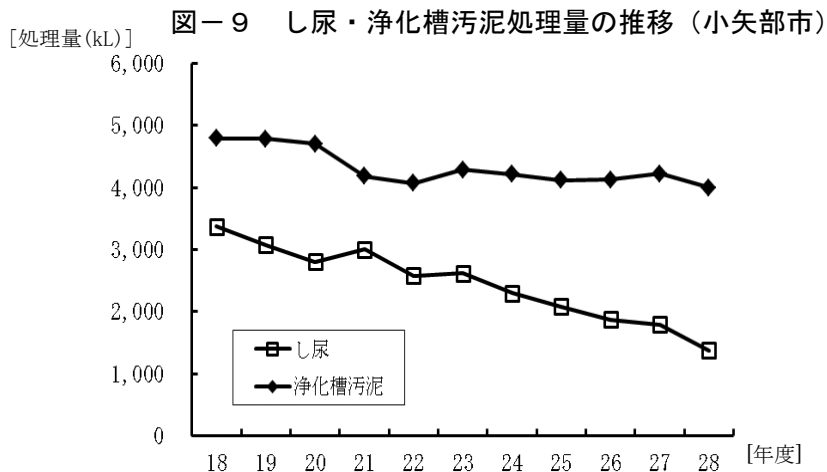
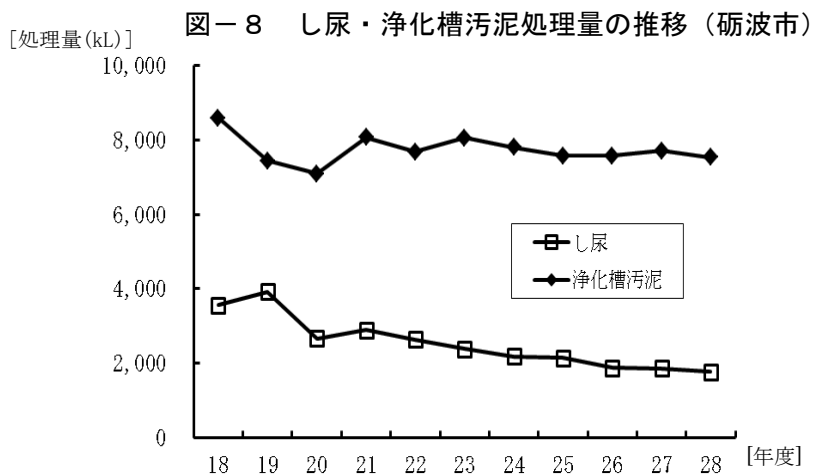
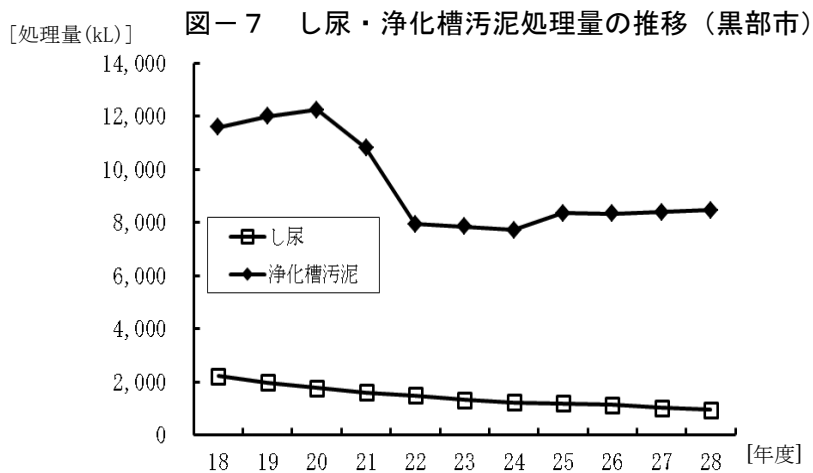
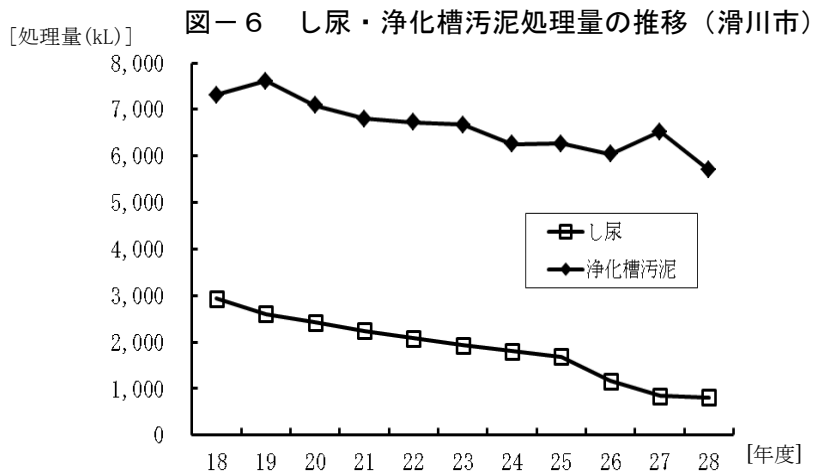


図-10 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（南砺市）

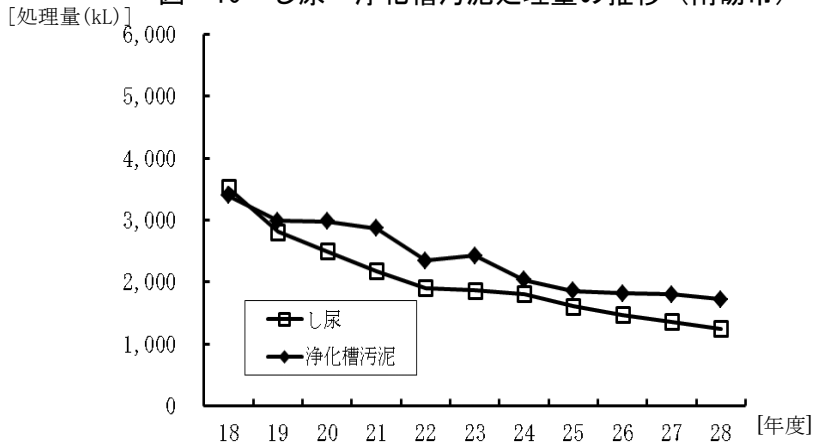


図-11 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（射水市）

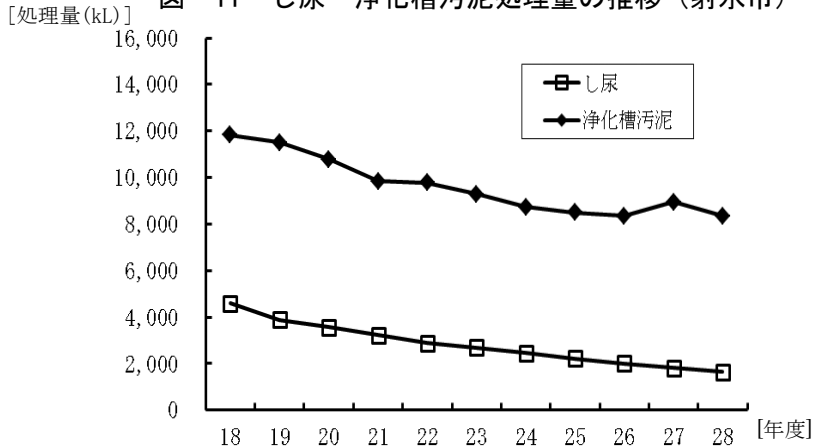


図-12 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（舟橋村）

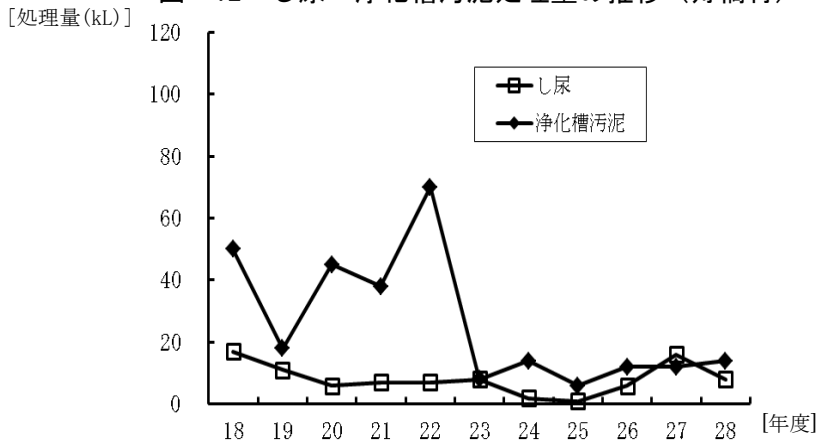
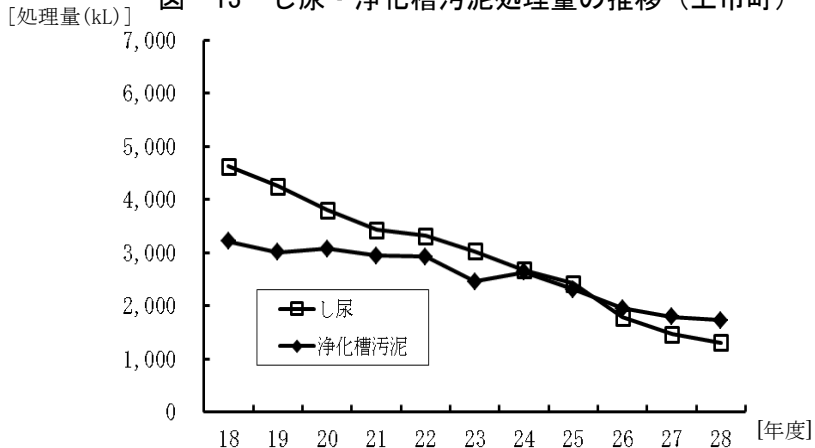


図-13 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（上市町）



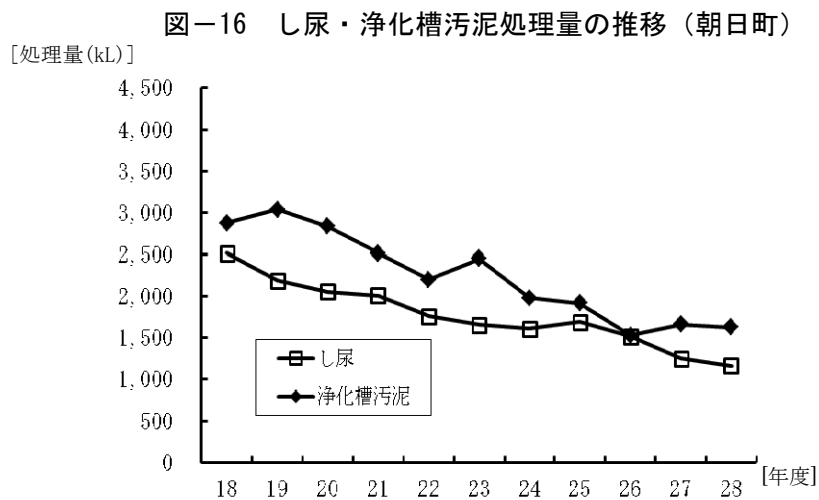
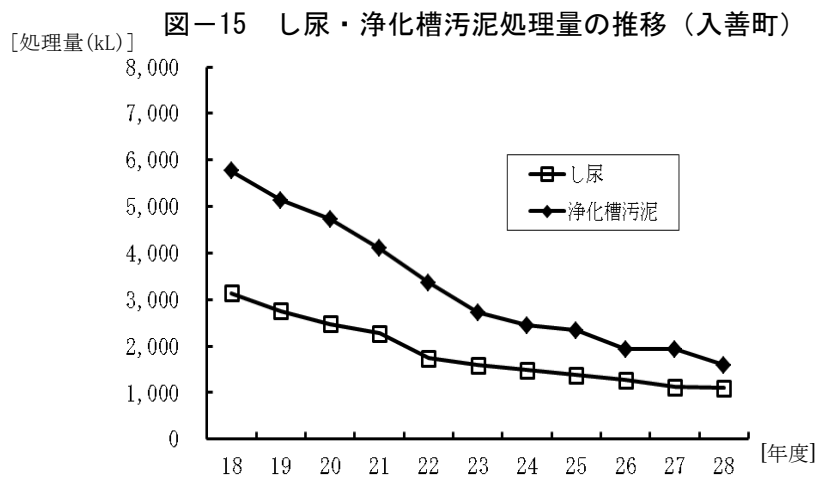
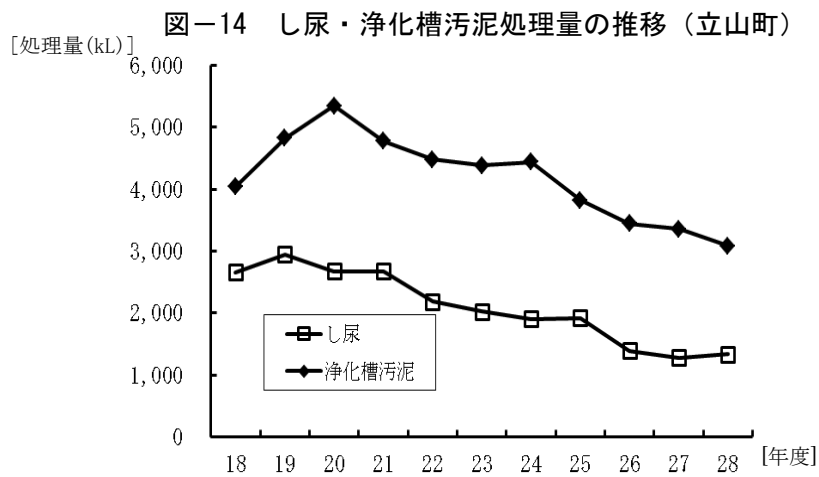


表-14 条例の制定状況

市町村	条例		ご			
	制定年月日	最近改正年月日	収集運搬及び処分の手数料			
			一般家庭	可燃ごみ (事業系)	不燃・粗大ごみ (事業系)	動物死体等
富山市	17. 4. 1	26. 4. 1		※1		
高岡市	17.11. 1	29. 4. 1	可 30円/450 袋 可 20円/200 〃 可 10円/100 〃	事業系収集 120円/450 袋	※1	収集処理 2,160円/体 持込処理 300円/体
魚津市	7. 3.22	26. 3.24	可不18円/450 袋 可不13円/200 〃 可不 8円/100 〃 可不処理券20円/枚	※1		1,050円/体
氷見市	17. 3.18	26. 3.26	可 30円/450 袋 可 20円/200 〃 可 10円/100 〃	※1		320円/体
滑川市	7. 3.27	26. 4. 1		※1		
黒部市	18. 3.31	27. 3.19	可不18円/450 袋 可不13円/200 〃 可不 8円/100 〃	※1		2,500円/体
砺波市	16.11. 1	26. 4. 1	可不30円/400 袋 可不20円/200 〃 可 10円/100 〃 不処理券40円/枚	※1		
小矢部市	47. 3.30	29. 12.26	可 大30円/袋 可 中20円/袋 可 小10円/袋 プラ 特大20円/袋 プラ 大15円/袋	※1		220円/体
南砺市	16.11. 1	27. 3.20	可 20円/450 袋 可 15円/250 〃 可 10円/120 〃 プラ 10円/450 〃	100円/10kg	※1	
射水市	17.11. 1	28. 3.18	可 30円/450 袋 可 20円/300 〃 可 10円/150 〃	※1 620円/50kg	820円/50kg	1,030円/体
舟橋村	9. 3.14	26. 3.28		※1		
上市町	8. 3.30	15.12. 1		※1		
立山町	5.12.22	26. 4. 1		※1		※1
入善町	7. 3.30	26. 3.20	可不18円/450 袋 可不13円/200 〃 可不 8円/100 〃 可不処理券20円/枚	※1		
朝日町	7. 3.20	25.12.20	可不18円/450 袋 可不13円/200 〃 可不 8円/100 〃 可不処理券20円/枚	※1		

況 及 び 手 数 料

(29年4月1日現在)

み			し					
持ち込み手数料			一般家庭 収集手数料		収集業者受取分		し尿処理場手数料	
焼却	埋立	不燃ごみ 粗大ごみ	一般家庭 収集手数料	一般家庭 負担	市町村 負担	一般家庭 負担	市町村 負担	
10kgまでごとに 180円	1,000kgまでごとに 9,720円	10kgまでごとに 110円	※2	同 左			21円/180ℓ	
1.事業系100kgまで1240円 20kg増すごとに240円 2.家庭系 車両(2台車まで)1台につき510円 車両(1台車まで)1台につき1,000円	1.事業系1tまで6,170円 200kg増すごとに1,240円 2.家庭系100kgまで250円 100kg増すごとに250円	家庭系 車両(2台車まで)1台につき510円 車両(1台車まで)1台につき1,000円	800円/100ℓ	同 左				
家庭系200円/50kg 事業系400円/50kg	家庭系300円/100kg 事業系600円/100kg	家庭系500円/100kg 事業系1,000円/100kg	180ℓまで 1,130円 18ℓ増加ごと 113円				31円/180ℓ	
1.事業系50kgまで500円 10kg増すごとに100円 2.家庭系50kgまで250円 10kg増すごとに50円	同 左	同 左	115円/18ℓ	同 左	3円/18ℓ			
10kgまでごとに 180円		10kgまでごとに 110円	1,300円/180ℓ	同 左			21円/180ℓ	
家庭系200円/50kg 事業系400円/50kg	家庭系300円/100kg 事業系600円/100kg	家庭系500円/100kg 事業系1,000円/100kg	6.5円/ℓ	同 左	0.5円/ℓ		31円/180ℓ	
可燃・不燃・粗大・小型農機具50kgまで200円 10kg増すごとに50円加算 タイヤ・バッテリー1本 300円 ガレキ類100kgまで500円10kg増すごとに50円加算			62円/10ℓ					
家庭系70円/10kg 事業系140円/10kg	同 左	同 左	350ℓまで 2,170円 50ℓ増加ごと 310円	同 左				
50kgまで 200円 10kg増すごとに 50円	100kgまで 500円 10kg増すごとに 100円	50kgまで 200円 10kg増すごとに 50円	500ℓまで 3,100円 100ℓ増加ごと 620円	同 左				
120円/10kg	820円/100kg	160円/10kg	660円/100ℓ	同 左		660円/100ℓ		
10kgまでごとに 180円		10kgまでごとに 110円	1,080円/180ℓ	1,059円/180ℓ		21円/180ℓ		
10kgまでごとに 180円		10kgまでごとに 110円	1,080円/180ℓ	1,059円/180ℓ		21円/180ℓ		
10kgまでごとに 180円		10kgまでごとに 110円	108円/18ℓ					
家庭系200円/50kg 事業系400円/50kg	家庭系300円/100kg 事業系600円/100kg	家庭系500円/100kg 事業系1,000円/100kg	6.3円/ℓ	同 左	2.232円/ℓ		31円/180ℓ	
家庭系200円/50kg 事業系400円/50kg	家庭系300円/100kg 事業系600円/100kg	家庭系500円/100kg 事業系1,000円/100kg	116円/18ℓ	同 左	11円/18ℓ		31円/180ℓ	

※1 許可業者が収集（有料）

※2 【富山地域】*

180ℓ まで1,900円

180ℓ を超える分については180ℓ までごとに190円加算

仮設トイレにあっては1便槽につき1,000円加算

【大沢野地域】及び【細入地域】*

100ℓ まで800円

100ℓ を超える分については100ℓ までごとに800円加算

仮設トイレにあっては、1便槽につき2,900円

【大山地域】

(有)松本衛生特殊工業所*

180ℓ まで1,000円

180ℓ を超える分については180ℓ までごとに1,000円加算

(有)西田環境保全センター

18ℓ まで190円

18ℓ を超える分については18ℓ までごとに190円加算

仮設トイレにあっては1便槽につき1,000円加算

※消費税込み

【八尾地域】及び【山田地域】*

100ℓ まで950円

100ℓ を超える分については100ℓ までごとに950円加算

仮設トイレにあっては、1便槽につき6,000円

【婦中地域】*

100ℓ まで1,050円

100ℓ を超える分については100ℓ までごとに1,050円加算

仮設トイレにあっては、1便槽につき1,000円加算

*上記の額に100分の108を乗じた額とし、10円未満は四捨五入

表-15 廃棄物処理事業経費(28年度)

(単位：千円)

市 町 村 一 部 事 務 組 合	廃 棄 物 処 理 事 業 決 算 額	項 目 別 経 費	
		ご み	し 尿
富 山 市	2,617,709	2,253,064	364,645
高 岡 市	1,437,694	1,392,343	45,351
魚 津 市	478,681	432,725	45,956
氷 見 市	617,560	274,513	343,047
滑 川 市	367,773	284,921	82,852
黒 部 市	503,509	441,717	61,792
砺 波 市	387,162	304,351	82,811
小 矢 部 市	271,621	209,274	62,347
南 砺 市	587,176	540,084	47,092
射 水 市	1,423,550	1,302,212	121,338
舟 橋 村	12,282	10,699	1,583
上 市 町	168,461	151,710	16,751
立 山 町	55,633	27,350	28,283
入 善 町	292,292	266,988	25,304
朝 日 町	185,750	163,156	22,594
市 町 村 計	9,406,853	8,055,107	1,351,746
富山地区広域圏事務組合	3,752,204	3,582,858	169,346
高岡地区広域圏事務組合	590,903	590,903	0
新川広域圏事務組合	851,576	810,044	41,532
砺波広域圏事務組合	665,264	665,264	0
砺波地方衛生施設組合	189,237	0	189,237
事 務 組 合 計	6,049,184	5,649,069	400,115
総 計	※ 13,131,443	※ 11,762,860	※ 1,368,583

※一部事務組合の経費には構成市町村からの分担金が計上されているので、総計欄は重複しないよう調整した額である。

表-16 (1) リサイクル認定一覧 (29 年度認定分)

・リサイクル製品 (22 品目)

用途	品目名	製品名	事業者名
肥料・園芸資材	廃樹皮等を利用した特殊肥料	医王ゆうきひパーク	チューモク株式会社
	廃樹皮等を利用した緑化基盤材	①ゆうきひミックス、②グリーンキャスターニューソイル	チューモク株式会社
	廃樹皮等を利用した土壌改良材	万葉ユーキ	北陸ポートサービス株式会社
	廃樹皮を利用した土壌改良材	①万葉パーク、②土肥パーク	北陸ポートサービス株式会社
	廃樹皮等を利用した法面緑化基盤材	①万葉ソイル、②キャトルバン、③おかべソイル、④タテヤマソイル、⑤万葉エコソイル、⑥グリーンキャスターソイル、⑦有機質系ファイバーソイル生育基盤材W	北陸ポートサービス株式会社
	廃樹皮を利用した客土吹付基盤材	万葉ソイルS	北陸ポートサービス株式会社
	木くずを利用した木炭	萬金炭 (土壌改良資材)	金原開発株式会社
建設資材	木くずを利用した床下調湿材	萬金炭	金原開発株式会社
文具・日用品	廃グリセリンを原料とした油汚れ用洗浄剤	E X A L T (エクザルト)	株式会社アルト
土木資材	製鋼スラグを利用した路盤材	エコ路盤材	有限会社昭和運輸
	廃樹皮を利用したグラウンド・コート舗装材料	ウェット (W e t) パーク	北陸ポートサービス株式会社
	ばいじん (フライアッシュ) を使用した盛土材	E R C - リサイクル土	株式会社アース・コーポレーション
	フェロクロムスラグを利用した下層路盤材	J F E エコスラグ	J F E マテリアル株式会社
	溶融スラグ等を使用したアスファルト舗装材	エコロファルト (Ac (20F) Ap、Ac (13F) Ap)	日本道路株式会社
	溶融スラグ等を使用したアスファルト舗装材	エコファルトNA (密粒度 Ac (20F) Ap、密粒度 Ac (13F) Ap)	日本海アスコン株式会社
	溶融スラグを利用したコンクリート二次製品	①プロテロックピアスワンダーMS、②プロテロックメークMS、③ハンドホールMS、④スレンダーハイブリッドホールMS、⑤プレホールMS、⑥落差型フリュウムMS	富士コン株式会社

溶融スラグを利用したコンクリート二次製品	Re・CIRCLE-Type ST (①歩車道境界ブロック、②鉄筋コンクリート自由勾配側溝及びふた、③鉄筋コンクリートL型擁壁)	セキサンピーシー株式会社
溶融スラグを利用したコンクリート二次製品	コンクリート積みブロック (①滑面型、②ポーラス型)	八尾生コン株式会社
溶融スラグを利用したコンクリート二次製品	ヨツバRE2コンクリート (①道路用境界ブロック、②歩車道境界ブロック、③U形側溝、④U型側溝、⑤落ちふた式U形側溝、⑥L形側溝、⑦自由勾配側溝、⑧フリユーム、⑨連結型ベンチフリユーム、⑩連結型暗渠フリユーム、⑪張りブロック、⑫L型擁壁)	株式会社ヨツバ
溶融スラグを利用したコンクリート二次製品	MSコンクリート (①MS張りブロック、②MS境界ブロック、③MS歩車道境界ブロック)	立山工業株式会社
溶融スラグを利用したコンクリート二次製品	①歩車道境界ブロック (TCKブロック)、②L型擁壁 (TCL擁壁)	富山県コンクリート製品協同組合 (①株式会社アドヴァンス富山工場、②株式会社ケンチ大門工場、③株式会社ケンチ大沢野工場、④高陵コンクリート工業株式会社本社工場、⑤神通コンクリート工業株式会社 浜子工場、⑥セキサンピーシー株式会社富山工場、⑦立山工業株式会社本社工場、⑧林コンクリート工業株式会社本社工場、⑨株式会社ホクコン富山工場、⑩株式会社ミルコン小矢部工場、⑪株式会社ヨツバ高島工場)
溶融スラグを利用したコンクリート二次製品	K-MSコンクリート (L型擁壁)	高陵コンクリート工業株式会社

表-16 (2) リサイクル認定一覧 (29年度認定分)

・エコ事業所 (5事業所)

No.	事業所名	事業所所在地
1	中越パルプ工業株式会社高岡工場	富山県高岡市米島 282 番地
2	中越パルプ工業株式会社生産本部二塚製造部	富山県高岡市二塚 3288 番地
3	YKK株式会社黒部事業所	富山県黒部市吉田 200 番地
4	株式会社小松製作所氷見工場	富山県氷見市下田子 1 番地 3
5	株式会社ジェスコ	富山県富山市婦中町広田 3978

表-17 市町村別分別収集量(29年度)

(単位：t)

市町村 一部事務組合	品目											合計
	無色ガラス	茶色ガラス	その他ガラス	ペットボトル	その他紙	その他プラ	トレイ	スチール缶	アルミ缶	紙パック	段ボール	
高岡市	356.24	341.01	143.28	303.60	480.13	1,122.89		70.68	174.76	23.85	1,066.02	4,082.46
魚津市	72.35	89.96	32.96	78.43	88.56	139.19		20.96	73.10	9.60	494.33	1,099.44
氷見市	75.20	133.77	33.31	119.23	71.68	294.24	36.26	19.14	34.46	22.51	248.46	1,088.26
黒部市	51.40	71.96	24.67	44.41	40.13	84.49	0.64	13.19	55.92	1.75	267.98	656.54
砺波市	54.75	54.00	16.51	21.74	75.79	166.13	3.03	7.62	14.93	1.43	117.40	533.33
小矢部市	59.64	61.40	17.99	35.09	43.13	180.86		7.41	6.54	6.32	72.00	490.38
南砺市	101.45	115.57	28.79	47.36	97.78	180.73	5.24	13.48	30.08	4.55	172.88	797.91
射水市	118.92	138.62	39.45	82.40	179.23	353.95		18.24	47.89	8.45	485.63	1472.78
入善町	52.84	74.68	26.60	52.29	68.33	112.66		18.41	51.86	9.02	225.01	691.70
朝日町	23.87	35.08	12.18	20.75	21.14	16.23		6.81	16.47	0.00	88.49	241.02
富山地区広域圏事務組合	1,061.53	1,032.19	511.94	548.76	730.44	2,457.37		227.29	566.79	25.92	3,140.26	10,302.49
富山市	892.80	853.03	440.88	424.26	468.66	2,026.34		182.58	472.03	7.51	2,587.56	8,355.65
滑川市	66.90	63.64	33.08	56.52	59.72	105.39		15.13	42.34	9.30	220.78	672.80
舟橋村	5.22	4.96	2.59	1.69	4.59	17.38		1.26	3.04	0.00	0.00	40.73
上市町	44.97	43.12	22.01	39.19	58.57	95.25		7.40	19.98	4.80	177.85	513.14
立山町	51.64	67.44	13.38	27.10	138.90	213.01		20.92	29.40	4.31	154.07	720.17
合計	2,028.19	2,148.24	887.68	1,354.06	1,896.34	5,108.74	45.17	423.23	1,072.80	113.40	6,378.46	21,456.31

注 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

注 富山地区広域圏事務組合の数値は、構成市町村について合計したものであり、事務組合の事業実績と一致しない場合がある。

表-18 富山県分別収集促進計画に基づく分別収集見込量及び実績量

(単位：t)

区分	第5期 富山県分別収集促進計画			第6期 富山県分別収集促進計画			第7期 富山県分別収集促進計画			第8期 富山県 分別収集 促進計画		
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
特定分別基準適合物	無色 ガラス	見込量	2,365.8	2,329.3	2,293.5	2,190.7	2,182.4	2,175.6	2,019.9	2,001.6	1,982.5	1,968.7
		実績量	2,237.4	2,196.1	2,219.8	2,160.7	2,065.4	1,958.6	2,038.4	2,170.0	2,108.2	2,028.2
		達成率	94.6%	94.3%	96.8%	98.6%	94.6%	90.0%	100.9%	108.4%	106.3%	103.0%
	茶色 ガラス	見込量	2,691.8	2,642.1	2,591.9	2,393.5	2,385.7	2,379.4	2,385.2	2,375.5	2,365.1	2,353.7
		実績量	2,618.5	2,520.1	2,614.9	2,489.6	2,451.0	2,388.1	2,385.3	2,414.8	2,303.0	2,148.2
		達成率	97.3%	95.4%	100.9%	104.0%	102.7%	100.4%	100.0%	101.7%	97.4%	91.3%
	その他 ガラス	見込量	867.9	867.4	867.4	843.6	843.8	845.0	905.0	918.7	927.5	936.4
		実績量	916.0	827.8	889.0	855.9	875.9	879.0	910.2	902.8	932.6	887.7
		達成率	105.5%	95.4%	102.5%	101.5%	103.8%	104.0%	100.6%	98.3%	100.5%	94.8%
	その他紙	見込量	2,543.2	2,594.4	2,645.7	2,425.4	2,426.6	2,429.9	2,485.1	2,496.5	2,505.2	2,514.0
		実績量	2,479.5	2,430.4	2,303.0	2,215.0	2,186.7	2,017.1	2,051.6	2,056.1	1,964.7	1,896.3
		達成率	97.5%	93.7%	87.0%	91.3%	90.1%	83.0%	82.6%	82.4%	78.4%	75.4%
	ペット ボトル	見込量	1,970.0	2,019.3	2,069.8	1,688.1	1,691.2	1,695.3	1,511.9	1,511.2	1,512.3	1,510.2
		実績量	1,682.3	1,690.9	1,743.2	1,640.7	1,550.3	1,560.9	1,493.6	1,477.9	1,442.4	1,354.1
		達成率	85.4%	83.7%	84.2%	97.2%	91.7%	92.1%	98.8%	97.8%	95.4%	89.7%
	その他 プラ	見込量	6,860.3	6,962.5	7,070.5	5,464.2	5,452.8	5,444.3	5,518.8	5,524.0	5,527.6	5,528.1
		実績量	5,602.2	5,554.7	5,518.6	5,400.4	5,258.7	5,252.7	5,086.9	5,136.3	5,107.6	5,153.9
		達成率	81.7%	79.8%	78.1%	98.8%	96.4%	96.5%	92.2%	93.0%	92.4%	93.2%
(うち 白色 トレイ)	見込量	75.8	77.8	77.9	61.9	62.9	65.1	60.7	62.2	62.6	64.0	
	実績量	52.5	59.7	56.5	60.3	59.4	56.5	46.7	41.5	40.5	45.2	
	達成率	69.3%	76.8%	72.6%	97.4%	94.4%	86.8%	76.9%	66.8%	64.6%	70.6%	
第2条第6項指定物	スチール 缶	見込量	1,235.9	1,197.3	1,159.3	1,038.7	1,031.4	1,025.1	879.2	859.6	840.6	820.8
		実績量	1,117.2	1,049.7	1,025.9	983.9	921.0	760.5	696.6	508.5	447.8	423.2
		達成率	90.4%	87.7%	88.5%	94.7%	89.3%	74.2%	79.2%	59.2%	53.3%	51.6%
	アルミ缶	見込量	1,453.3	1,452.0	1,448.0	1,240.7	1,240.5	1,239.3	1,182.9	1,186.2	1,186.0	1,187.4
		実績量	1,349.0	1,257.8	1,293.7	1,255.3	1,225.5	1,118.2	1,120.9	1,106.7	1,106.8	1,072.8
		達成率	92.8%	86.6%	89.3%	101.2%	98.8%	90.2%	94.8%	93.3%	93.3%	90.3%
	紙パック	見込量	153.6	158.4	161.0	133.2	132.5	132.5	157.3	157.8	158.7	159.7
		実績量	168.1	143.2	151.7	147.8	135.7	122.6	131.5	126.2	127.2	113.4
		達成率	109.4%	90.4%	94.2%	111.0%	102.4%	92.5%	83.6%	80.0%	80.2%	71.0%
	段ボール	見込量	5,276.9	5,417.9	5,558.5	3,689.0	3,697.6	3,706.9	6,752.4	6,792.0	6,823.8	6,860.6
		実績量	5,804.3	5,263.2	5,355.1	5,444.9	6,104.0	6,493.3	6,629.2	6,341.8	6,727.9	6,378.5
		達成率	110.0%	97.1%	96.3%	147.6%	165.1%	175.2%	98.2%	93.4%	98.6%	93.0%
合計	見込量	25,494.5	25,718.4	25,943.5	21,169.0	21,147.4	21,138.4	23,858.4	23,885.3	23,891.9	23,903.6	
	実績量	24,027.0	22,993.4	23,171.4	22,654.4	22,833.6	22,607.5	22,544.3	22,241.0	22,268.2	21,456.3	
	達成率	94.2%	89.4%	89.3%	107.0%	108.0%	106.9%	94.5%	93.1%	93.2%	89.8%	

※ 「達成率」は、見込量（計画量）に対する実績量の割合を示す。

表－19 ごみの減量化、再生利用の取組み状況（29年度）

市町村名	ごみ処理 見学会の 開催	住 民 啓 発 活 動 等 の 内 容
富 山 市		小学生向け副読本作成、事業所向けごみ減量マニュアル作成、消費生活展（市消費生活センター主催）、出前講座、3R推進スクール
高 岡 市		集積場の早朝パトロール及び分別指導、市広報、ケーブルテレビ、出前講座 ホームページ
魚 津 市	○	市広報、ケーブルテレビ、環境フェスティバル
氷 見 市	○	市広報、ホームページ
滑 川 市	○	滑川市環境フェア、ごみの分別に関する出前講座、刃物・傘の修理相談デー、 リサイクル品展示会
黒 部 市	○	自治振興会・小・中・高校でのごみの減量化・リサイクル推進講習会、アク アパークフェスティバル等でのパネル展示、ホームページ、ケーブルテレビ でのごみの資源化PR、ごみガイドブックの作成
砺 波 市	○	
小 矢 部 市		市広報、ケーブルテレビ等
南 砺 市		市広報、ケーブルテレビ、ホームページ、パンフレット、ステッカー フリーマーケット（後援）、市内イベントへのキッチンカー出展、 出前講座
射 水 市	○	市広報、環境衛生だより、環境とくらしフェア、出前講座、親子リサイクル 体験教室、パソコン回収、学校給食牛乳パックのリサイクル
上 市 町		廃プラスチック、容器包装プラスチックの再資源化施設見学（保健衛生協会）
立 山 町		冊子「あなたにもできる CO ₂ 削減ガイドブック」の発行、たてやま環境フェア
入 善 町		にゅうぜん商工フェア、クリーン入善 7125 大作戦の実施
朝 日 町		町広報、チラシ、出前講座

表-20 集団回収に対する報償金制度の実施状況

(30年4月1日現在)

	対 象 品 目					実施団体の条件等
	紙	布	金 属	び ん	そ の 他	
富山市	○	○	○		紙パック、その他紙製容器包装	非営利団体
高岡市	○	○	○	○	紙パック	登録団体、非営利団体
魚津市	○				紙パック	登録団体
氷見市	○	○	○			非営利団体
滑川市	○	○	○		紙パック	非営利団体
黒部市	○	○			紙パック	登録団体
砺波市	○	○			紙パック	登録団体、年2回以上実施
小矢部市	○	○				登録団体
南砺市	○	○	○		紙パック、廃食用油、小型家電	登録団体、年2回以上実施
射水市	○	○			紙パック	非営利団体
舟橋村						
上市町	○	○	○	○	紙パック、ペットボトル	登録団体、年2回以上実施
立山町	○		○	○	ペットボトル	登録団体
入善町	○					登録団体
朝日町	○		○			登録団体

表-21 住民に対する生ごみリサイクルの補助制度状況

(30年4月1日現在)

	生ごみ堆肥化容器		電気生ごみ処理機	
	限度額	補助率	限度額	補助率
富山市	-	-	-	-
高岡市	-	-	-	-
魚津市	-	-	-	-
氷見市	5,000	1/2	25,000	1/2
滑川市	3,000	1/2	20,000	1/2
黒部市	-	-	-	-
砺波市	3,000	1/3	10,000	1/3
小矢部市	4,000	1/2	30,000	1/2
南砺市	5,000	1/2	50,000	1/2
射水市	-	-	15,000	1/3
舟橋村	3,000	1/3	20,000	1/3
上市町	3,000	1/3	20,000	1/3
立山町	-	-	30,000	1/2
入善町	20,000	1/3	20,000	1/3
朝日町	18,000	1/3	18,000	1/3

表-22 資源ごみ回収常設ステーションの設置状況(1)

(平成30年4月1日現在)

設置市町村名	施設名称	受入日	受入時間	設置年月	回収品目										
					新聞	古紙	紙パック	段ボール	古布	空き缶	空きびん	ペットボトル	プラスチック(トレイ等)	小型家電	使用済
富山市	資源物ステーション(栗山)	土・日曜日・祝日(1/1~1/3を除く) ※小型廃家電に限り、平日の9:00~15:00の間も受入れ	9:00~15:00	H13.9	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション(岩瀬)	土・日曜日・祝日(1/1~1/3を除く) ※小型廃家電に限り、平日の9:00~15:00の間も受入れ	9:00~15:00	H13.9	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション(婦中)	土・日曜日・祝日(1/1~1/3を除く)	9:00~15:00	H16.11	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション(古沢)	土・日曜日・祝日(1/1~1/3を除く)	9:00~15:00	H19.2	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション(山室)	土・日曜日・祝日(1/1~1/3を除く)	9:00~15:00	H19.3	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション(八尾)	土・日曜日・祝日(1/1~1/3を除く)	9:00~15:00	H19.11	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション(水橋)	土・日曜日・祝日(1/1~1/3を除く)	9:00~15:00	H20.10	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション(大庄)	土・日・祝日(1/1~1/3を除く)	9:00~15:00	H20.10	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
高岡市	高岡ストックヤード	毎週日曜日(年末年始、特別搬入日を除く)	10:00~15:00	H20.6	○	○	○	○			○	○	○		○
	福岡ストックヤード	毎週日曜日(年末年始、特別搬入日を除く)	10:00~15:00	H20.6	○	○	○	○			○	○	○		○
魚津市	駅前資源広場	毎日(ゴールデンウィーク、お盆、年末年始除く)	8:30~16:30	H16.3	○		○	○			○	○	○	○	○
	大町資源広場	毎日(祝日、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始除く)	8:30~16:30	H16.1	○		○	○			○	○	○	○	○
	経田資源広場	毎日(祝日、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始除く)	8:30~16:30	H17.4	○		○	○			○	○	○	○	○
	(株)ミナミ資源広場	毎日(ゴールデンウィーク、お盆、年末年始除く)	8:30~16:30(土・日・祝日) 9:00~15:00	H14.4	○	○	○	○			○	○	○	○	○
	(株)魚津清掃公社資源広場	毎日(ゴールデンウィーク、お盆、年末年始除く)	8:30~16:30(土・日・祝日) 9:00~15:00	H15.4	○	○	○	○			○	○	○	○	○
	加積資源広場	毎日(ゴールデンウィーク、お盆、年末年始除く)	8:30~16:30	H25.9	○		○	○			○	○	○	○	○

表-22 資源ごみ回収常設ステーションの設置状況(2)

(平成30年4月1日現在)

設置市町村名	施設名称	受入日	受入時間	設置年月	回収品目										
					新聞	古紙	紙パック	段ボール	古布	空き缶	空きびん	ペットボトル	プラスチック(トレイ等)	小型家電	使用済
滑川市	滑川市勤労者会館	水・日曜日 (年末年始を除く)	8:30 ～ 12:00	H16.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	滑川西地区コミュニティセンター	水・日曜日 (年末年始を除く)	8:30 ～ 12:00	H16.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	滑川市 ストックヤード	火～日曜日 (月曜が休日の場合の 火曜日及び年末年始は 休み)	9:00 ～ 17:00	H21.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	株式会社公生社	月～金曜日 (年末年始を除く)	8:30 ～ 17:00	不明										○	○
黒部市	浦山常設資源回収所	毎日 (月曜日及び年末 年始を除く)	7:30 ～ 18:00	H11.4						○	○	○			
	黒部市常設資源回収 所(新川リサイクル センター前)	毎日 (年末年始を除く)	8:30～ 17:00 (土・ 日・祝 日) 7:30～ 11:30	H20.4	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	黒部市常設資源回収 所(前沢シルバー人 材センター前)	土・日・月 (年末年始を除く)	8:00 ～ 17:00	H21.3						○	○	○			
小矢部市	小矢部市 環境センター	日曜日、祝日、年末 年始以外の日	9:00～ 16:00 (土) 9:00～ 17:00	H21.4			○			○	○	○	○		○
南砺市	資源ごみ ステーション	品目により 月1回若しくは 月2回	6:00 ～ 8:00	H16.11						○	○	○	○		○
射水市	クリーンピア射水	平日・祝日 (年末年始を除く)	8:30 ～ 15:30	H17.11			○	○		○	○	○	○	○	
	ミライクル館	火曜日を除く毎日 (年末年始を除く)	8:30 ～ 15:30	H17.11			○	○		○	○	○	○	○	
上市町	資源物常設ステー ション	毎日 (年末年始を除く)	8:00 ～ 17:00	H21.4	○	○	○	○	○	○	○	○			○
立山町	古紙回収ステーション	毎日 (年末年始を除く)	9:00 ～ 16:00	H20.9	○	○		○							
	立山町元気交流ステー ション	毎日	5:30 ～ 23:30	H25.10											○
	立山町役場	月～金曜日 (祝日、年末年始を 除く)	8:30 ～ 17:15	H25.10											○

表-22 資源ごみ回収常設ステーションの設置状況(3)

(平成30年4月1日現在)

設置市町村名	施設名称	受入日	受入時間	設置年月	回収品目										
					新聞	古紙	紙パック	段ボール	古布	空き缶	空きびん	ペットボトル	プラスチック(トレイ等)	小型家電	使用済
入善町	上原再生広場	毎日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H9.8	○	○	○	○		○	○	○	○		
	中央再生広場	毎日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H21.12	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	東部再生広場	毎日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H13.12			○	○		○	○	○	○		
	西部再生広場	毎日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H15.12	○	○	○	○		○	○	○	○		
	南部再生広場	毎日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H17.5			○	○		○	○	○	○		
	舟見再生広場	毎日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H14.10			○	○		○	○	○	○		
朝日町	朝日町第1 資源物回収広場 (泊地内)	毎週水・日曜日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H15.4	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	朝日町第2 資源物回収広場 (殿町地内)	毎週水・日曜日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H28.4	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	朝日町第3 資源物回収広場 (舟川新地内)	毎週火・土曜日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H23.10	○	○	○	○		○	○	○	○		

【 参 考 资 料 】

1. 市町村担当課

(30年4月1日現在)

市町村	部	課	電話番号	FAX番号
富山市	環境部	環境政策課	076-443-2178	076-443-2122
	環境部 環境センター	管理課	076-429-5017	076-429-7388
		業務課	076-429-7366	
高岡市	市民生活部	環境サービス課	0766-22-2144	0766-22-2341
魚津市	民生部	環境安全課	0765-23-1004	0765-23-1092
氷見市	市民部	環境防犯課	0766-74-8082	0766-74-8104
滑川市	産業民生部	生活環境課	076-475-2111	076-475-6299
黒部市	市民生活部	市民環境課	0765-54-2501	0765-54-9144
砺波市	福祉市民部	生活環境課	0763-33-1111	0763-33-6818
小矢部市	民生部	生活協働課	0766-67-1760	0766-67-2033
南砺市	市民協働部	エコビレッジ推進課	0763-23-2050	0763-82-5101
射水市	市民生活部	環境課	0766-51-6624	0766-51-6656
舟橋村		生活環境課	076-464-1121	076-464-1066
上市町		町民課	076-472-1111	076-472-1115
立山町		住民課	076-462-9963	076-464-1147
入善町		住民環境課	0765-72-1824	0765-74-2364
朝日町		住民・子ども課	0765-83-1100	0765-83-1103

2. 一部事務組合

一部事務組合名	住所	電話番号	FAX番号
富山地区広域圏事務組合	〒930-0247 中新川郡立山町末三賀103-3	076-462-8311	076-462-8312
高岡地区広域圏事務組合	〒935-0035 氷見市上田子字笹谷内50	0766-91-2100	0766-91-9095
新川広域圏事務組合	〒937-0066 魚津市北鬼江313-2	0765-23-1074	0765-24-2953
砺波広域圏事務組合	〒939-1398 砺波市栄町7-3	0763-33-1111	0763-33-6922
砺波地方衛生施設組合	〒939-0142 高岡市福岡町土屋710	0766-64-2028	0766-64-4601

3. 一部事務組合の構成市町村

(28年10月1日現在)

一部事務 組合名	構成市町村概要		
	構成 市町村	人口(人)	世帯数(世帯)
富山地区 広域圏 事務組合	富山市	418,142	165,746
	滑川市	32,642	11,905
	舟橋村	2,973	918
	上市町	20,705	7,489
	立山町	26,161	9,277
	計	500,623	195,335
高岡地区 広域圏 事務組合	高岡市	171,588	64,642
	氷見市	47,293	16,276
	小矢部市	30,043	9,554
	計	248,924	90,472
新川広域圏 事務組合	魚津市	42,556	15,889
	黒部市	40,823	14,918
	入善町	25,111	8,705
	朝日町	11,936	4,540
	計	120,426	44,052
砺波広域圏 事務組合	砺波市	48,761	16,448
	南砺市	50,660	16,765
	計	99,421	33,213

(28年10月1日現在)

一部事務 組合名	構成市町村概要		
	構成 市町村	人口(人)	世帯数(世帯)
砺波地方衛 生施設組合	砺波市	48,761	16,448
	小矢部市	30,043	9,554
	南砺市	50,660	16,765
	高岡市※	171,588	64,642
	計	301,052	107,409

※ 高岡市については、一部事務組合の計画処理区域が明確に定められていないため、市内全域の人口及び世帯数を記した。

4. ごみ処理施設

(1) ごみ焼却施設

(30年4月1日現在)

市町村又は一部事務組合		射 水 市	富山地区広域圏事務組合
施 設 名		クリーンピア射水	クリーンセンター
処 理 対 象 市 町 村 名		射水市	富山市・滑川市・舟橋村・立山町・上市町
所 在 地		射水市西高木1150	中新川郡立山町末三賀103-3
T E L		0766-55-2730	076-462-1187
F A X		0766-55-4535	076-463-4583
着 工 ・ 竣 工 年 月 日		(着工) 平12. 8. 1 (竣工) 平15. 3. 31	(着工) 平11. 6. 29 (竣工) 平15. 3. 19
敷 地 面 積		32,945m ²	51,974m ²
建 物 面 積		4,755m ²	48,478m ²
公 称 処 理 能 力		138 t / 24 h	810 t / 24 h
設 計 ば い じ ん 濃 度		0.01 g / Nm ³	0.01 g / Nm ³
施 設 の 内 容	型 式	神戸製鋼所式 全連続炉	タクマ式 全連続炉
	基 数	46 t / 24 h × 3 基	270 t / 24 h × 3 基
	通 風	平衡通風	平衡通風
	煙 突	(高さ) 59.5m (頂上口径) 0.7m × 3 本	(高さ) 100m (頂上口径) 1.3m × 3 本
	除 じ ん 設 備	ろ過式集じん器 (乾式バグフィルター)	ろ過式集じん器 (乾式バグフィルター)
	トラックスケールの有無	秤量 30 t × 2 基	秤量 30 t × 5 基
	ごみピットの有無	容量 2,851m ³	容量 21,500m ³
	灰ピットの有無	スラグバンカ 容量 19m ³	不燃物ピット 容量 300m ³ 灰ピット 容量 260m ³
	助 燃 装 置	ロータリーバーナー 3 基 (灯油)	二流体噴霧式 3 基 ロータリーバーナー 3 基 (灯油)
	排 水 処 理 設 備	凝集沈でん	凝集沈でん＋生物処理＋活性炭吸着＋ろ過
	余 熱 利 用 設 備	給湯、冷暖房、発電	多目的温水利用施設、発電 (プール)
	附 帯 設 備	発電設備 1,470kW 灰溶融施設 12 t × 1 基	発電設備 20,000kW 灰溶融施設 70 t × 2 基
	備 考		

新川広域圏事務組合	高岡地区広域圏事務組合	砺波広域圏事務組合
エコぽ〜と	高岡広域エコ・クリーンセンター	クリーンセンターとなみ
魚津市・黒部市・入善町・朝日町	高岡市・氷見市・小矢部市	砺波市・南砺市
下新川郡朝日町三枚橋188-1	氷見市上田子字笹谷内50番地	砺波市太田1873-1
0765-83-0272	0766-91-2100	0763-32-5648
0765-83-0217	0766-91-9095	0763-32-5860
(着工) 平 7. 10. 23 (竣工) 平12. 3. 31	(着工) 平24. 1. 28 (竣工) 平26. 9. 30	(着工) 平元. 7. 10 (竣工) 平 3. 1. 31
13,726m ²	89,045m ²	16,728m ²
6,584m ²	4,405m ²	1,382m ²
174 t / 16 h	255 t / 24 h	73.2 t / 24 h
0.02 g / Nm ³	0.008 g / Nm ³	0.05 g / Nm ³
バブコック日立式 准連続炉	JFEエンジニアリング式 全連続炉	タクマ式 全連続炉
58 t / 16 h × 3 基	85 t / 24 h × 3 基	36.6 t / 24 h × 2 基
強制通風	平衡通風	平衡通風
(高さ) 59m (頂上口径) 1.18m × 3 本	(高さ) 59m (頂上口径) 0.7m × 3 本	(高さ) 50m (頂上口径) 0.9m × 2 本
ろ過式集じん器 (乾式バグフィルター)	ろ過式集じん器 (乾式バグフィルター)	ろ過式集じん器 (乾式バグフィルター)
秤量 30 t	秤量 30 t × 2 基	秤量 30 t
容量 2,680m ³	容量 5,700m ³	容量 920m ³
ダストバンカ 容量 15m ³	灰ピット 容量157m ³	灰バンカー 容量 7.5m ³ × 2
動燃バーナー 12基 (灯油)	ロータリーバーナー 3基 (灯油) 再燃装置 3基 (灯油)	ロータリーバーナー 2基 (A重油)
凝集沈でん+ろ過	ごみ汚水：ごみピット返送 プラント排水：再利用	凝集沈でん+ろ過、循環
融雪・給湯・暖房・複合温浴施設	発電、給湯、融雪	給湯、暖房
灰固形化装置	発電設備 4,600kW 可燃性粗大ごみ破砕機	

(2) 粗大ごみ処理施設

市町村又は一部事務組合		氷見市	富山地区広域圏事務組合	
施設名		氷見市不燃物処理センター	リサイクルセンター	
処理対象市町村名		氷見市	富山市・滑川市・舟橋村・上市町・立山町	
所在地		氷見市床鍋28	富山市辰尾170-1	
T	E	L	0766-76-1153	076-429-3121
F	A	X	0766-76-1153	076-428-0002
着工・竣工年月日		(着工) 昭55. 11. 27 (竣工) 昭57. 9. 10	(着工) 平15. 3. 27 (竣工) 平17. 3. 14	
敷地面積		埋立処分施設内	23,889m ²	
建物面積		493.69m ²	4,561m ²	
公称処理能力		20 t / 5 h	70 t / 5 h	
施設内容	型式	久保田式 堅型、破碎	住友金属工業式 2軸せん断式 近畿工業式 回転式破碎機	
	圧縮機		1基	
	破碎機	1基	2基	
	振動選別機	1基 (トロンメル)	1基	
	電磁選別機	1基	1基	
	騒音防止設備		屋内装置	
	粉じん防止設備	サイクロン、バグフィルター	サイクロン、バグフィルター	
	トラックスケール	有	有 (30 t、2基)	
	ごみピット		1,500m ³ 1基	
	附帯設備			
備考				

新川広域圏事務組合	砺波広域圏事務組合
宮沢清掃センター	クリーンセンターとなみ粗大ごみ処理プラント
魚津市・黒部市・入善町・朝日町	砺波市・南砺市
黒部市宮沢99	砺波市太田1873-1
0765-52-4808	0763-32-5648
0765-52-4808	0763-32-5860
(着工) 昭63. 8. 1 (竣工) 平 2. 3. 10	(着工) 平 7. 9. 1 (竣工) 平 8. 9. 30
5,900m ²	ごみ焼却施設敷地内
1,204m ²	1,041m ²
40 t / 5 h	9 t / 5 h
日本鋼管式 圧縮、破碎	東レエンジニアリング式 破碎
1 基	
1 基	2 基
1 基	1 基 (トロンメル)
1 基	1 基
	屋内装置
サイクロン、バグフィルター	サイクロン、バグフィルター
有 (20 t)	有 (ごみ焼却場と共用)
30m ³ 1 基	

(3) 廃棄物再生利用施設

市 町 村	氷 見 市	射 水 市	富 山 地 区 広 域 圏 事 務 組 合
施 設 名	氷見市リサイクルプラザ	ミライクル館 (処理棟)	リサイクルセンター
処 理 対 象 市 町 村 名	氷見市	射水市	富山市・滑川市・舟橋村・ 上市町・立山町
所 在 地	氷見市新保25-1	射水市西高木1150	富山市辰尾170-1
T E L	0766-76-8020	0766-55-8650	076-429-3121
F A X	0766-76-8020	0766-55-8665	076-428-0002
着 工 ・ 竣 工 年 月 日	(着工)平11. 6. 23 (竣工)平12. 3. 24	(着工)平13. 9. (竣工)平15. 3.	(着工)平6. 12. 6 (竣工)平7. 12. 15
敷 地 面 積	8,760 m ²	4,377m ²	23,889m ²
建 物 面 積	2,095 m ² (延床面積)	1,324m ²	3,044m ²
公 称 処 理	16 t / 5 h	8.74 t / 5 h	40.6 t / 5 h
種 類 別 処 理 能 力	7 t / 5 h (かん・びん類処理)	2.22 t / 5 h (金属缶処理)	10 t / 5 h (大型金属類資源化施設)
	3 t / 5 h (ペット・発泡スチロール・紙パック・ダンボール処理)	0.33 t / 5 h (ペット処理)	7.6 t / 5 h (缶分別施設)
	6 t / 5 h (その他プラ・その他紙処理)	6.19 t / 5 h (その他プラ・その他紙処理)	23 t / 5 h (ビン選別施設)
施 設 の 内 容	圧 縮 機	4基	3基
	破 碎 機		1基
	電 磁 選 別 機	1基	2基
	ト ラ ッ ク ス ケ ー ル	有り	
備 考	発泡スチロール減容機： 1基		有り(粗大ごみ処理施設と併用)

砺波広域圏 事務組合
南砺リサイクルセンター
南砺市
南砺市立野原西966
0763-62-4710
0763-62-2856
(着工) 平6. 2. 25 (竣工) 平7. 3. 15
14, 341m ²
1, 331m ²
8 t / 5 h
3. 20 t / 5 h (ガラス、陶磁器類処理)
3. 20 t / 5 h (金属類処理)
1. 60 t / 5 h (可燃粗大処理)
1基
3基
1基
有り (ごみ燃料化施設と併用)

(4) 最終処分場（埋立処分）

市町村又は一部事務組合	富 山 市	高 岡 市
施 設 名	山本最終処分場	埋立処分場（B地区）
所 在 地	富山市山本字水木谷19	高岡市手洗野尾久保18
所 在 地 の 状 況	山間	山間
土 地 所 有	自己所有（一部借地）	自己所有
埋 立 物	不燃物・焼却灰・破碎残渣	不燃物・焼却灰
埋 立 開 始 年 月	昭和61年 5 月	昭和56年 7 月
最 終 予 定 年 月	平成40年 3 月	平成39年 3 月
総 面 積	76,400m ²	234,800m ² * [※]
埋 立 面 積	43,000m ²	25,000m ²
全 体 容 量	555,000m ³	259,000m ³
残 余 容 量	87,375m ³	10,800m ³
埋立実績（29年度分）	278m ³ （319t）	700m ³ （1,018t）
トラックスケールの有無	有	有

高岡市	氷見市	小矢部市
埋立処分場（D地区）	不燃物処理センター	不燃物処理場
高岡市手洗野尾久保18	氷見市床鍋28	小矢部市峯坪野字上山234
山間	山間	山間
自己所有	その他	自己所有
不燃物・焼却灰	不燃物・焼却灰	不燃物・焼却灰
平成23年5月	昭和57年10月	平成2年4月
平成36年3月	平成37年	平成38年3月
234,800m ² ※	24,090m ²	23,900m ²
12,900m ²	13,200m ²	17,900m ²
115,000m ³	170,000m ³	135,000m ³
81,800m ³	60,903m ³	78,090m ³
4,900m ³ （7,014 t）	2,512m ³ （3,288 t）	1,129m ³ （1,697 t）
有	有	有

※A, B, C, D地区合計（A, C地区は埋立終了）

市町村又は一部事務組合	射 水 市	新川広域圏事務組合
施 設 名	野手埋立処分所	新川一般廃棄物最終処分場
所 在 地	射水市入会地字笹鎌野90	魚津市吉野2330
所 在 地 の 状 況	山間	山間
土 地 所 有	自己所有	自己所有
埋 立 物	不燃物・灰固化物	焼却灰・不燃物
埋 立 開 始 年 月	昭和57年3月	平成12年4月
最 終 予 定 年 月	平成40年3月	平成27年3月
総 面 積	71,000m ²	27,000m ²
埋 立 地 面 積	22,900m ²	12,000m ²
全 体 容 量	280,000m ³	165,262m ³
残 余 容 量	53,621m ³	102,484m ³
埋立実績（29年度分）	3,886m ³ （4,454 t）	2,945m ³ （3,827 t）
トラックスケールの有無	有	有

新川広域圏事務組合	新川広域圏事務組合	砺波広域圏事務組合
宮沢清掃センター一般廃棄物最終処分場	宮沢清掃センター新最終処分場	クリーンセンターとなみ一般廃棄物最終処分場
黒部市宮沢99	黒部市宮沢竹平1417	砺波市徳万
山間	山間	山間
自己所有	自己所有	自己所有
不燃物・焼却灰	不燃物・破砕残渣	不燃物・焼却灰
平成2年4月	平成25年4月	平成13年4月
平成25年	平成39年	平成36年3月
31,558m ²	45,239m ²	77,651m ²
20,990m ²	3,300m ²	10,500m ²
234,939m ³	54,000m ³	57,000m ³
0m ³	49,850m ³	14,453m ³
11,500m ³ (20,294 t)	748m ³ (880 t)	2,363m ³ (2,439 t)
有	有	有 (焼却施設と共用)

市町村又は一部事務組合	砺波広域圏事務組合
施設名	南砺リサイクルセンター埋立地
所在地	南砺市蔵原平ヶ原321
所在地の状況	山間
土地所有	借地（一部自己所有）
埋立物	ガラス陶磁器類・瓦・がれき等
埋立開始年月	昭和56年4月
最終予定年月	平成29年3月
総面積	19,295m ²
埋立面積	3,180m ²
全体容量	31,800m ³
残余容量	7,610m ³
埋立実績（29年度分）	0m ³ （0t）
トラックスケールの有無	有

5. し尿処理施設

市町村又は一部事務組合		富 山 市	高 岡 市
施 設 名		つばき園	高岡市し尿処理施設
処 理 対 象 市 町 村 名		富山市	高岡市
所 在 地		富山市米田20-1	高岡市四屋632-1 (四屋浄化センター内)
電 話 番 号		076-437-6699	0766-23-3050
着 工 ・ 竣 工 年 月 日		(着工)昭63. 7 (竣工)平 2. 2	(着工)平12. 12 (竣工)平15. 3
敷 地 面 積		10,020m ²	2,600m ²
建 物 面 積		1,737m ²	1,110m ²
公 称 処 理 能 力		90 kℓ/日	66 kℓ/日
設 計 放 流 水 質		BOD 300mg/L COD 150 mg/L SS 300 mg/L	BOD 300 mg/L SS 300 mg/L
処 理 方 式		固液分離方式 (浄化槽汚泥専用処理)	好気性消化処理方式
希 積 水	種 類	工業用水	下水処理水
	倍 率	5.7倍	10倍
放 流 先	河 川 名	公共下水道	下水処理施設
	水 質 汚 濁 防 止 法 の 県 条 例 上 乗 せ 基 準		
一 次 処 理 施 設 槽	前曝気槽	3 槽	
二 次 処 理 装 置			
脱 硫 装 置			
脱 臭 設 備	酸・アルカリ洗浄+活性炭吸着	酸・アルカリ洗浄+活性炭吸着	
発 生 ガ ス 利 用			
汚 で い 処 理	脱水・焼却・埋立	下水処理施設(脱水・焼却・埋立)	
附 帯 設 備			
備 考			

氷見市	射水市	砺波地方衛生施設組合
氷見市クリーンセンター	射水市衛生センター	クリーンシステムとなみ
氷見市	射水市	高岡市・砺波市・小矢部市・南砺市
氷見市惣領2545	射水市寺塚原904	高岡市福岡町土屋710
0766-91-2109	0766-82-8475	0766-64-2028
(着工)昭62. 10. 20 (竣工)平元. 3. 15	(着工)昭60. 8. 2 (竣工)昭62. 9. 30	(着工)平 9. 5. 24 (竣工)平12. 3. 10
6,929m ²	10,702m ²	13,938m ²
907m ²	3,698m ²	2,320m ²
30 kℓ/日	116 kℓ/日	104 kℓ/日
TN 240 mg/L BOD 600 mg/L	BOD 10 mg/L	BOD 10 mg/L
高負荷脱窒素処理方式	栗田式 低希釈活性汚泥(2段)	膜分離高負荷脱窒素処理方式+高度処理
地下水・上水道	地下水	地下水
3倍	9.31倍	1.6倍
公共下水道	庄川(水質類型A)	小矢部川(水質類型A)
	BOD 30 mg/L	BOD 30 mg/L
活性汚泥方式	活性汚泥方式	
凝集沈殿	凝集沈殿処理	
酸・アルカリ洗浄	酸・アルカリ洗浄、活性炭脱臭	生物脱臭、酸・アルカリ洗浄、活性炭吸着
脱水・焼却・埋立	脱水・乾燥・焼却・埋立	脱水・乾燥・焼却・農地還元
	前処理(ドラムスクリーン・ベルトプレス) 水質試験室	水質試験室
	高度処理 (オゾン脱色+砂ろ過処理)	高度処理・凝集分離+活性炭

市町村又は一部事務組合	富山地区広域圏事務組合	富山地区広域圏事務組合	
施設名	衛生センターし尿処理棟	衛生センター汚泥処理棟	
処理対象市町村名	富山市・滑川市・舟橋村・上市町・立山町	富山市・滑川市・舟橋村・上市町・立山町	
所在地	中新川郡上市町稗田1	中新川郡上市町稗田1	
電話番号	076-472-2294	076-472-2294	
着工・竣工年月日	(着工)昭56. 1. 8 (竣工)昭58. 3. 20 (改良)平24. 5. 18 ~平26. 3. 20	(着工)平23. 5. 31 (竣工)平26. 3. 20	
敷地面積	14,563m ²		
建物面積	1,581m ²	2,610m ²	
公称処理能力	60 kℓ/日	50 kℓ/日	
設計放流水質	BOD 10 mg/L	BOD 600 mg/L SS 600 mg/L	
処理方式	栗田式 活性汚泥(低2段)	固液分離方式	
希釈水	種類	伏流水、地下水	地下水、処理水
	倍率	10倍	1.9倍
放流先	河川名	白岩川(水質類型A)	公共下水道
	水質汚濁防止法の 県条例上乘せ基準	BOD 30ppm	
一次処理施設 消 化	活性汚泥方式	混合曝気槽	
二次処理装置	凝集沈殿槽、オゾン反応槽、 砂ろ過器		
脱硫装置			
脱臭設備	酸+アルカリ次亜塩洗浄 活性炭吸着	生物脱臭 活性炭吸着	
発生ガス利用			
汚 で い 処理	脱水・乾燥(肥料化)	脱水・乾燥(肥料化)	
附 帯 設備	前処理(破砕機・ドラムスクリーン)	前処理(破砕機・ドラムスクリーン)	
備 考			

6. コミュニティ・プラント

市町村名	施設名	計画処理人口 (人)	計画最大汚水量 (m ³ /日)	施工年月
富山市	月岡緑町団地地域し尿処理施設	3,150 (2,298)	2,020	S56. 10
	新保地区地域し尿処理施設	1,080 (352)	700	S58. 5
	新保南地区地域し尿処理施設	610 (489)	281	H13. 3

() : 現在の処理人口

7. 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類

(1) 産業廃棄物の種類

種類	内容
燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他熱エネルギー源を燃焼に依存している場合の焼却残灰など
汚泥	工場排水の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程でできる泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥など
廃油	鉱物性油、動植物性油、タールピッチなど
廃酸	廃硫酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液
廃アルカリ	廃ソーダ液など、すべてのアルカリ性廃液
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくずなど、固形状液状のすべての合成高分子系化合物
紙くず	パルプ製造業、紙製造業、紙加工製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙、板紙のくず、PCBが塗布されたものなど
木くず	工作物の新装、改築又は除去によって生じた建設業に係る木くず並びに木材又は木製品製造業(家具製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、パーク類など、梱包用木製パレット
繊維くず	繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる天然繊維くずなど
動植物性残さ	食料品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、醸造かす、発酵かす、魚のあら、動物の骨など、動植物に係る固形状の不要物など
動物系固形不要物	と畜場における獣畜のとさつ・解体時及び食鳥処理場における食鳥の処理時に排出される固形状の不要物
ゴムくず	天然ゴムくず
金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、コンクリート二次製品の不要物、廃石膏ボード
鉱さい	高炉・平炉・電気炉などの残さ、キューボラのノロ、ボタなど
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片その他これに類する不要物
動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・豚・にわとりなどのふん尿
動物の死体	畜産農業から排出される牛・豚・にわとりなどの死体
ばいじん	大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は汚泥、廃油等の焼却施設において発生するはいじんであって、集じん施設によって集められたもの
上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの	

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

種類	内容
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類に該当する燃えやすい廃油(タールピッチ類を除く)
廃酸	pH2.0以下の廃酸
廃アルカリ	pH12.5以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物	血液や使用済みの注射針などの感染性病原体が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物又はそのおそれのある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物 廃水銀等(特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物等)
	廃石綿等(石綿建材除去事業によって除去された石綿、集じん施設で集められた石綿集じん等) 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものについて、有害物質が判定基準を超えて含まれるもの

8. 富山県産業廃棄物適正処理指導要綱の概要

(1) 目的

近年、経済規模の拡大や産業活動の活発化等に伴い産業廃棄物は増加し、その種類も多様化する一方、最終処分場など産業廃棄物処理施設の設置は地域住民の生活環境への影響に対する懸念などから、ますます困難になってきている。また、道路網の発達等により、産業廃棄物は県域を越えて広域的に移動されるようになり、県内への搬入量も増加する傾向にある。このことから、産業廃棄物処理施設の設置と県外産業廃棄物の県内搬入に適切に対応するため、7年2月10日に「富山県産業廃棄物適正処理指導要綱」を制定し、同年4月1日から施行している。

(2) 指導の内容

ア 産業廃棄物処理施設の設置指導(図1参照)

- ① 事業者等は、産業廃棄物処理施設のうち最終処分場又は焼却施設を設置するときは、廃棄物処理法に基づく許可申請の前に、知事と協議しなければならない。
- ② 事業者等は、あらかじめ関係地域住民に説明会を開催し、事業計画の内容を説明しなければならない。
- ③ 知事は、関係地域の範囲や事業計画に対する関係市町村長の意見を聴いて、事業者等に対し必要な措置を講ずるよう指導助言することができる。
- ④ 関係市町村長及び関係地域住民は、事業者等と環境保全協定を締結することができる。

イ 県外産業廃棄物の搬入指導(図2参照)

- ① 県外排出事業者は、要綱で定めた数量の産業廃棄物を県内に搬入しようとするときは、あらかじめ知事と協議しなければならない。
- ② 県外排出事業者は、知事の承認を受けた産業廃棄物でなければ、県内に搬入してはならない。
- ③ 県内処分事業者は、知事が承認した県外産業廃棄物でなければ、処分してはならない。
- ④ 県外排出事業者及び県内処分事業者は、毎年、搬入実績及び処分実績を知事に報告しなければならない。

図1 産業廃棄物処理施設の設置に関する手続きの流れ

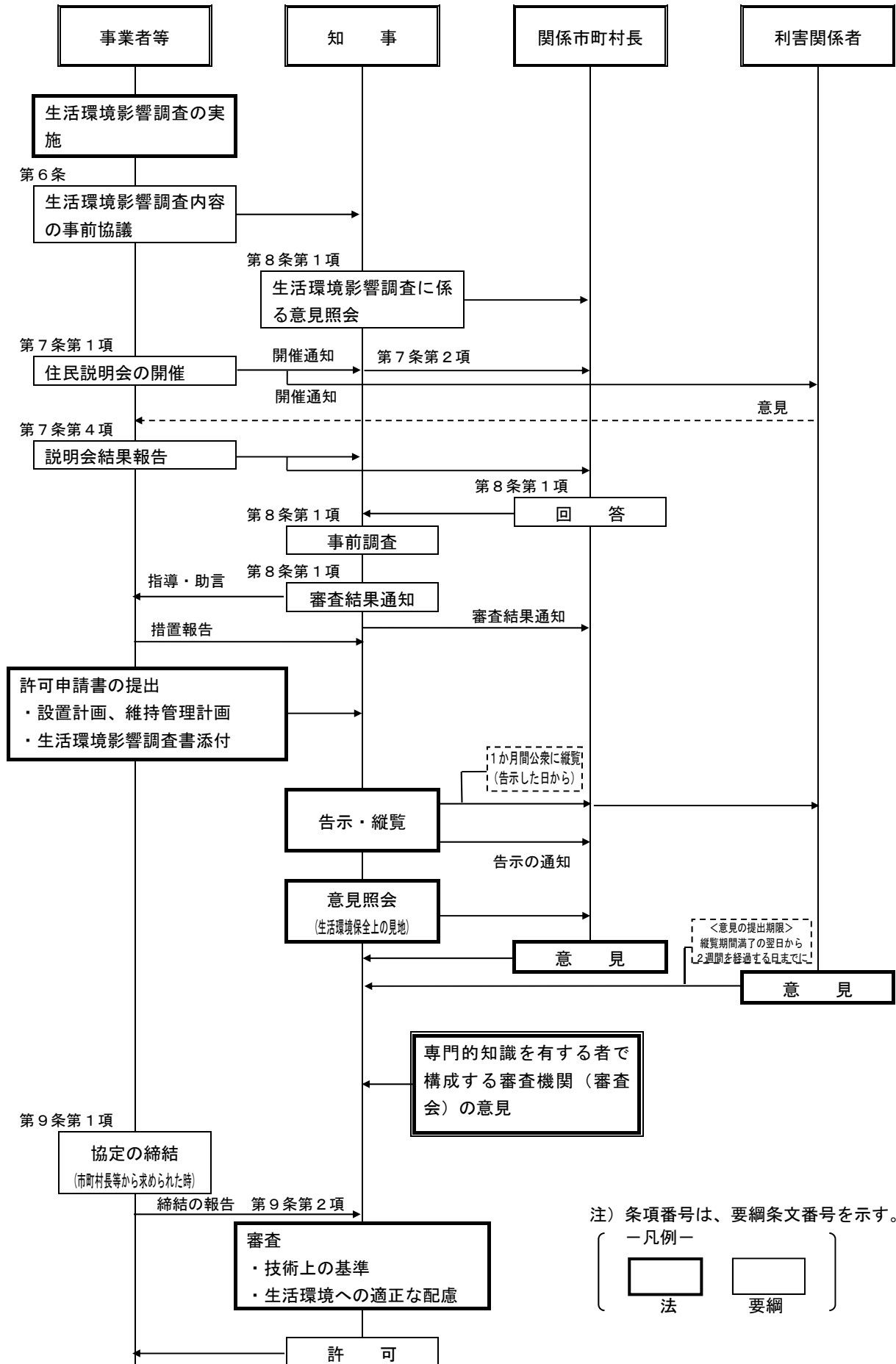


図2 県外産業廃棄物の搬入に関する手続きの流れ

